

帯広市中心市街地活性化基本計画

北海道帯広市

令和2年4月

(令和2年3月30日認定)

目 次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 帯広市の概要	1
[2] 中心市街地の概況	4
[3] データから見た本市と中心市街地の現状	5
[4] 市民から見た中心市街地の現状など	19
[5] 第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み	28
[6] 本市におけるまちづくりの考え方	44
[7] 中心市街地活性化の課題	46
[8] 中心市街地活性化に関する基本的な方針	48
2. 中心市街地の位置及び区域	55
[1] 位置	55
[2] 区域	56
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	58
3. 中心市街地の活性化の目標	62
[1] 中心市街地活性化の目標設定	62
[2] 計画期間の考え方	62
[3] 数値目標設定の考え方	63
[4] 具体的な数値目標の設定	65
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	79
[1] 市街地の整備改善の必要性	79
[2] 具体的事業の内容	82
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	85
[1] 都市福利施設を整備の必要性	85
[2] 具体的事業の内容	86
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	89
[1] 街なか居住の推進の必要性	89
[2] 具体的事業の内容	90
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	97
[1] 経済活力の向上の必要性	97
[2] 具体的事業の内容	101
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	125
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	125
[2] 具体的事業の内容	127
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	131

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	132
[1] 市町村の推進体制の整備等	132
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	133
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	142
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	145
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	145
[2] 都市計画手法の活用	145
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	146
[4] 都市機能の集積のための事業等	148
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	149
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	149
[2] 都市計画等との調和	151
[3] その他の事項	151
12. 認定基準に適合していることの説明	155

- 基本計画の名称：帯広市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）
- 作成主体：北海道帯広市
- 計画期間：2020（令和2）年4月から2025（令和7年）3月まで（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕帯広市の概要

I 歴史

「オビヒロ」の語源は、先住民族であるアイヌが呼んでいた、オペレペレケフ（川尻がいくつも裂けている所）という意味が転訛したものとされている。

明治16年5月、開拓の祖と呼ばれる依田勉三が静岡県伊豆から晩成社一行13戸27名を率いて入植し、農耕地685町、牧場1,580町を拓くとともに数々の事業を手がけ、十勝の基幹産業である農業並びに関連産業の礎を築いた。

明治25年、北海道庁により帯広市街地の基礎となる壮大な碁盤目状の街区設計が行われたことにより入植が順調に進み、開発は本格化した。

その後、明治35年に十勝で最初の町となり、明治38年から明治40年にかけて道央（札幌方面）と道東（釧路方面）とを結ぶ鉄道が開通したことで、十勝の中核都市として発展を遂げてきている。

以後、昭和8年には市制が施行され、昭和32年4月1日川西・大正両村と合併し、人口約10万人の帯広市が誕生した。昭和57年、開拓100年・市制施行50年の大きな節目を迎え、その後も発展をつづけ、平成13年1月には人口のピークとなる175,174人を記録した。

平成24年には、開拓130年・市制施行80年を迎えるに至っている。

II 位置と気候

本市は、緩やかに傾斜する盆地状の十勝平野のほぼ中央部に位置し、面積は619.34km²で、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接し、市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯となっている。



気候は、夏は暑く冬は寒い大陸性気候で四季の変化に富み、晴天日数の多さは全国でも有数となっており、年間の日照時間は2,000時間を超える年が多い。

位置		気候	平均気温	最高気温	最低気温	最深積雪	日照時間
東経 143 度 16 分 06 秒	東西	平成 27 年	8.1℃	36.5℃	-20.2℃	80cm	2,094.2h
東経 142 度 41 分 13 秒	46.80km	平成 28 年	7.2℃	32.3℃	-19.6℃	97cm	2,063.9h
北緯 42 度 36 分 53 秒	南北	平成 29 年	7.2℃	37.1℃	-22.1℃	63cm	2,181.9h
北緯 42 度 57 分 10 秒	43.30km	平成 30 年	7.5℃	34.5℃	-21.3℃	106cm	1,986.9h

（資料：国土地理院測量部調査資料課検査係）

（資料：気象庁）

Ⅲ 産業と人口

本市は、農業を基幹産業とする十勝圏を構成する 19 市町村唯一の市として、行政サービス、医療、教育・文化、商業・娯楽、情報など、多岐にわたる幅広い都市的サービスを提供している。

十勝地域は長い日照時間、きれいな空気や水など、食料生産に恵まれた自然環境をもち、安全でおいしい農林水産物を豊富に生み出す日本の食料供給基地と言える地域であり、平成 30 年度の十勝のカロリーベースでの食料自給率は約 1,132%となっている。

経済のグローバル化、少子高齢社会の到来など、地域を取り巻く環境は大きく変化している中で、「食」と「農林漁業」を柱とした経済活動を行うための旗印として「フードバレーとから」を掲げ、オール十勝で地域の産業政策などを進めており、十勝定住自立圏共生ビジョン（平成 23 年 9 月）にも盛り込まれている。

平成 23 年 12 月、十勝 19 市町村は、北海道・札幌市・江別市・函館市・北海道経済連合会と共同で「国際戦略総合特区」として指定を受け、農業と食品加工が連携し、付加価値をつけていくための研究拠点として位置づけられ、特区制度を活用した設備投資の誘発につながっている。

また、地元農畜産物の高付加価値化に向け、域外企業等と地域が連携し、6 次産業化や地域資源を活用した健康機能性食品などの開発にも取り組んでおり、食料品製造出荷額の増加につながっている。

その他、平成 25 年 6 月に、十勝地域の 19 市町村全体で「バイオマス産業都市」に選定されたほか、創業・起業に向けた新たなビジネスモデルの構築をすすめており、取り組みの一部が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「地域しごと創生会議」で紹介されるなど、関係者から評価を受けている。

本市の人口は約 17 万人で、帯広都市圏を構成する近隣 3 町（音更町、幕別町、芽室町）を含めると約 26 万人であり、十勝圏全体の約 76%が帯広都市圏に集中している。また、産業別就業人口の約 70%が第 3 次産業への就業となっている。

産業別就業人口(人)	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
第 1 次産業	4,002	4.5%	3,822	4.6%	3,948	4.5%	3,702	4.6%	3,923	4.9%
第 2 次産業	20,318	23.0%	16,241	19.7%	19,364	22.3%	13,817	17.3%	14,264	17.9%
第 3 次産業	63,513	71.9%	60,183	73.1%	62,020	71.3%	55,044	69.1%	56,126	70.3%
総 数	88,292	—	82,311	—	86,976	—	79,662	—	79,840	—

※総数に「分類不能の産業」を含む。

（資料：国勢調査）

Ⅳ 都市計画

本市の都市計画は「20 万人都市論」を原点としている。昭和 49 年に都市計画決定した大規模公園「帯広の森」（計画面積：約 407ha）の造成が物語るように、一貫して市街化区域の無秩序な拡大を抑制してきている。

「帯広の森」は、第 5 代市長吉村博により、都市における人口の適正規模を 20 万人とし、その人口を収容する市街地を自然環境豊かな森林帯で包み込むことで、都市と農村が調和のとれた発展を目指す「近代的田園都市」を都市像として掲げたことに始まる。

この事業は造成開始から 40 年を経過し、市民が主体となった植樹祭を通じて、約 24 万本の樹木が植えられてきている。加えて、十勝川及び札内川の河川緑地のグリーン・ベルトが帯広市街地を包み込んでいる。

また、平成 15 年 8 月に帯広市都市計画マスタープランを策定し（令和 2 年 3 月に第 2 次帯広市都市計画マスタープランを策定予定）、まちづくりの基本姿勢を「行政主導の都市づくりから市民協働のまち育てへ」、基本方向を「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使いへ」として、自然環境や人にやさしく、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めている。

こうした考え方は、第 2 次帯広市都市計画マスタープランに引き継がれ、コンパクトで持続可能な都市空間の形成を図ることとしている。



帯広の森、鳥瞰図



鉄道高架

V 観光資源

25 万 ha の広大な畑作地帯が広がる十勝平野は大規模農業が営まれており、日本有数の食料基地として重要な役割を担っている。四季折々に違った表情を見せる十勝平野は、耕地防風林や遠くに霞む日高山脈とともに観光客を魅了し、この広がり自体が重要な資源となっている。

本市では、こうした地域の資源を活かし、食と農業を中心とした観光施策を進めている。

近年では、平成 28 年に、十勝特有のアウトドアに特化した DMO を設立し、十勝の雄大な自然環境のもと、ワールドクラスのフィールドを生かしたアウトドア活動の展開を中心に、十勝地域の新たな観光ブランド創出を目指している。

また、北海道開拓時代の農耕馬が現代のレースへ受け継がれた、世界で唯一の「ばんえい競馬」は北海道遺産として多くの人々に感動を与えており、同競馬場内には観光交流拠点施設である「とちらむら」を設け、国内外の多くの人々が訪れる観光名所となっているほか、市内の代表的な 2 か所の庭園が、十勝・上川管内の庭園等と連携した「北海道ガーデン街道」が人気となっており、自然の風景や山並み、アクティビティを楽しめる広域観光ルートを形成している。

こうした観光資源や取り組みのほか、平成 23 年のとちら帯広空港の東京便ダブルトラック化や道東自動車道の道央—十勝間の全線開通により、道央圏や首都圏、東アジアを中心とした国内外からの観光客等の流入が増加傾向にある。



DMO の設立



ばんえい競馬

〔2〕 中心市街地の概況

本市の中心市街地は、平成 8 年 11 月に鉄道連続立体交差化された J R 根室本線の帯広駅を中心にバスターミナル、駅北地下・駅南駐車場、自転車駐輪場、観光バス駐車場が配置され、本市はもとより十勝地域全体における交通の要衝として重要な役割を果たしている。

本市の都市的発展は、開拓以来 J R 帯広駅北側から進められた結果、藤丸百貨店や各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、帯広郵便局、NHK 放送局、医療機関等の公共・公益施設、宿泊施設、事業所など様々な都市機能が集積している。

また、J R 帯広駅南側は、大型スーパーのほか、総合病院、図書館、市民文化ホール、とちまちプラザ、市民ギャラリーなど公共・公益施設のほか、高層分譲・賃貸マンションの建設が進められ、文化・居住ゾーンが形成されてきた。

しかし、本市の人口が 10 万人を超えた昭和 30 年代中頃から、柏林台団地や大空団地の造成とともに住宅地は次第に郊外へ広がりはじめ、車社会の進展と相まって、大型商業施設が郊外に立地するなどの影響により、徐々に中心市街地の空洞化が顕在化してきた。

中心市街地に立地する店舗も、呉服店や食料品店などの小売店から食堂、居酒屋などの飲食店へと移り変わり、近年は北の屋台をはじめとして飲食店街の夜間のにぎわいは見られるが、昼間の人通りは少なくなっている。

また、昭和 50 年から営業を続けてきた「イトーヨーカドー帯広店」が平成 10 年 11 月に郊外へ移転したことを契機として、中心市街地の衰退が深刻な状況となり、歩行者通行量、営業店舗数等は大幅な減少となった。これまで民間や行政による様々な活性化策が行われており、近年は歩行者通行量、営業店舗数等は下げ止まりの傾向にあるものの、店舗の老朽化なども相まって、かつてのにぎわいは戻っていない。



J R 帯広駅の南側から見た中心市街地



藤丸百貨店



J R 帯広駅の南側に立地した分譲マンション群



J R 帯広駅の北側に立地した借上げ市営住宅（奥側）と賃貸マンション

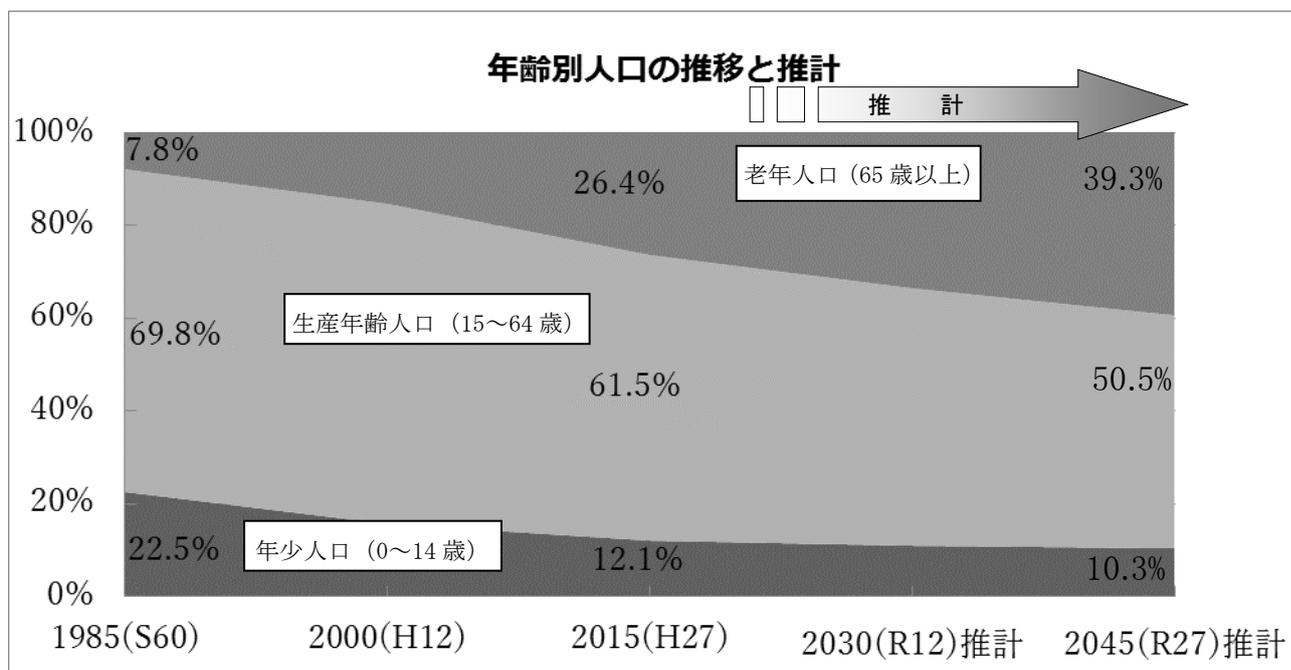
〔3〕データから見た本市と中心市街地の現状

I 人口

1) 本市の少子高齢化の現状・今後の推計

本市の年齢3区分別の割合の推移をみると、年少人口は一貫して減少、生産年齢人口は平成17年国勢調査後減少、老年人口は一貫して増加しており、少子高齢化が進んでいる。

今後の推計では、少子高齢化が更に進み、令和27年には高齢化率が39.3%にまで上昇することとなり、一方で「生産年齢人口」が50.5%まで低下するとされている。



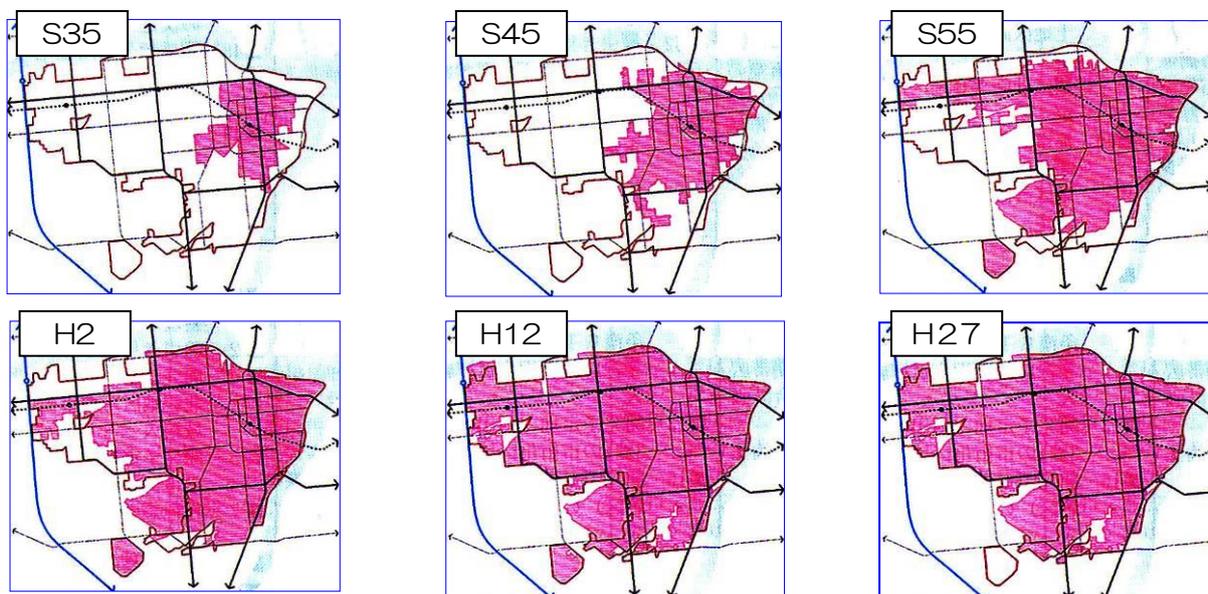
※四捨五入の関係で、計が100%に合わない場合がある。

(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）)

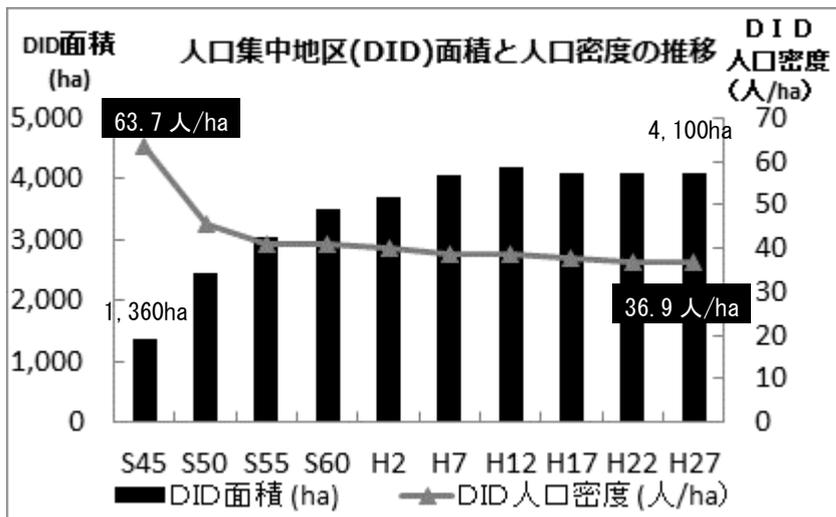
2) 本市の人口集中地区 (DID) の状況

■人口集中地区の変遷

※人口集中地区とは、国勢調査における統計上の地区である。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/k㎡以上の国勢調査の基本単位区等が、互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区である。



人口集中地区(DID)は人口の増加、市街地拡大に伴い、昭和45年の1,360haから平成27年の4,100haへ約3倍に拡大した一方で、人口集中地区の人口密度は昭和45年の63.7人/haから平成27年の36.9人/haへと約4割の低下となっている。

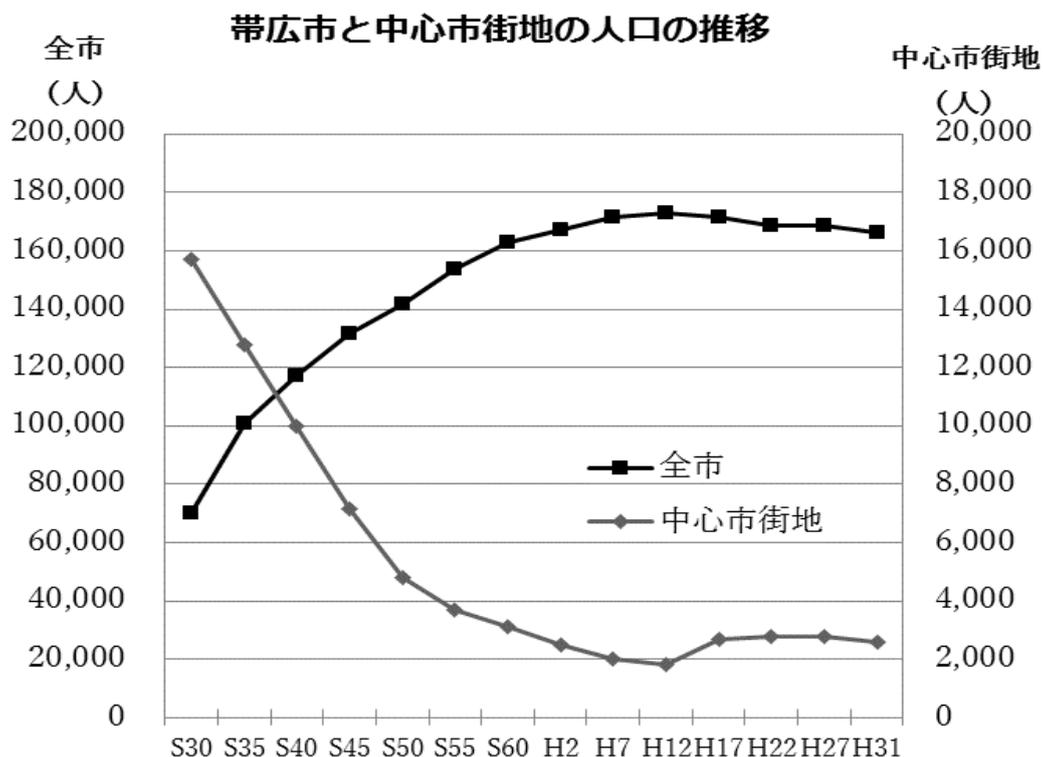


(資料：国勢調査)

3) 中心市街地の人口の推移

本市の人口は、1960(昭和35年)国勢調査で10万人、1995年(平成7年)国勢調査で17万人に達した。中心市街地の人口は、1955年(昭和30年)には15,719人と全市人口である70,027人の約22.4%を占めていたが、その後の人口増に伴う市街地の拡大、都市機能の発展とともに、中心市街地は「商業空間」としての役割が大きくなり、中心市街地の居住人口は減少を続け、2000年(平成12年)には全市人口の約1.0%まで減少した。

その後、駅周辺で高層の分譲・賃貸マンションが建設されたことにより、中心市街地の人口は増加に転じ、近年は横ばい又は微減傾向となっている。



(資料：H12までは国勢調査、H17以降は住民基本台帳人口)

4) 中心市街地居住者の年齢・世帯構成（平成31年3月末現在）

中心市街地の居住者について、男性は0歳～4歳、25～34歳、45歳以上（70歳～74歳を除く。）の割合が市全域に比べて高くなっている。女性は、30～34歳、40歳～44歳、50歳以上（55歳～59歳を除く。）の割合が高くなっている。

年齢3区分別人口によると、中心市街地は老年人口（65歳以上）の割合が市全域に比べて高い一方、年少人口（0歳～14歳）の割合が低く、少子高齢化が進んでいる。

平均世帯人員は、中心市街地は1.49人で市全域に比べ0.41人少なく、核家族や単身世帯といった、構成人数が少ない世帯が多い。

○男性、5歳階級別人口

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
中心市街地	51	29	19	27	29	71	78	63	86	133
(割合)	4.18%	2.38%	1.56%	2.21%	2.38%	5.82%	6.40%	5.17%	7.05%	10.91%

市全域	3,135	3,472	3,408	3,559	3,927	4,345	4,588	5,100	5,719	6,058
(割合)	3.96%	4.39%	4.30%	4.50%	4.96%	5.49%	5.79%	6.44%	7.22%	7.65%

50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
113	101	84	97	72	62	46	31	19	7	1
9.27%	8.29%	6.89%	7.96%	5.91%	5.09%	3.77%	2.54%	1.56%	0.57%	0.08%

5,250	5,168	5,296	5,968	4,863	3,906	2,839	1,807	630	118	16
6.63%	6.53%	6.69%	7.54%	6.14%	4.93%	3.59%	2.28%	0.80%	0.15%	0.02%

○女性、5歳階級別人口

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
中心市街地	40	25	24	32	52	48	69	73	93	83
(割合)	2.95%	1.84%	1.77%	2.36%	3.83%	3.54%	5.08%	5.38%	6.85%	6.12%

市全域	3,041	3,251	3,297	3,454	4,082	4,057	4,406	4,861	5,797	6,160
(割合)	3.50%	3.74%	3.79%	3.97%	4.70%	4.67%	5.07%	5.59%	6.67%	7.09%

50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
93	85	89	127	118	106	74	75	41	8	2
6.85%	6.26%	6.56%	9.36%	8.70%	7.81%	5.45%	5.53%	3.02%	0.59%	0.15%

5,567	5,713	5,623	6,821	6,124	5,317	4,330	2,952	1,495	508	65
6.40%	6.57%	6.47%	7.85%	7.05%	6.12%	4.98%	3.40%	1.72%	0.58%	0.07%

○年齢3区分別人口

	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中心市街地	188	1,502	886
(割合)	7.30%	58.31%	34.39%

市全域	19,604	98,730	47,759
(割合)	11.80%	59.44%	28.75%

○平均世帯人員

	中心市街地	市全域
人口	2,576	166,093
世帯	1,734	87,612
平均世帯人員	1.49	1.90

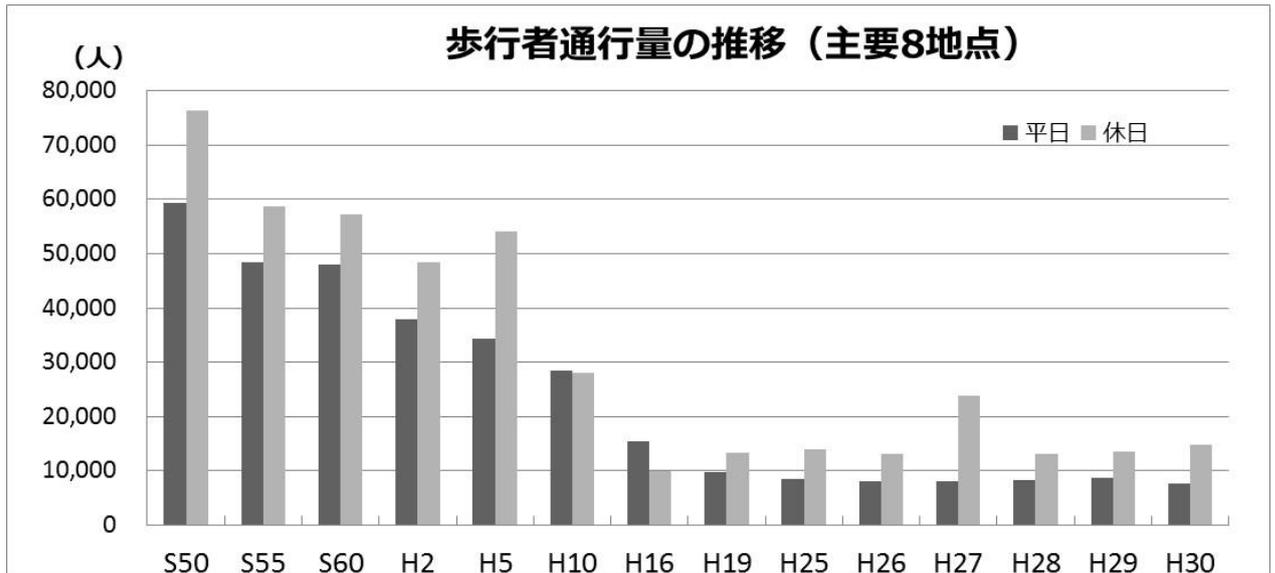
(資料：住民基本台帳)

II 歩行者通行量

1) 歩行者通行量の推移（平日・休日）（昭和50年以降）

中心市街地における歩行者通行量（主要8地点）をみると、イトーヨーカドー帯広店がオープンした昭和50年にピークとなったが、その後は減少を続けた。平成10年に同店が郊外へ移転した後はさらに減少が進み、平成16年にはピーク時に比べ平日で約4分の1、休日で約8分の1となった。第1期計画を策定した平成19年以降は、計画に掲げた事業の実施により、歩行者通行量（休日）は減少傾向に歯止めがかかっている。

また、歩行者通行量（平日）についても第2期計画に位置付けた事業の展開により、減少傾向に歯止めがかかっている。



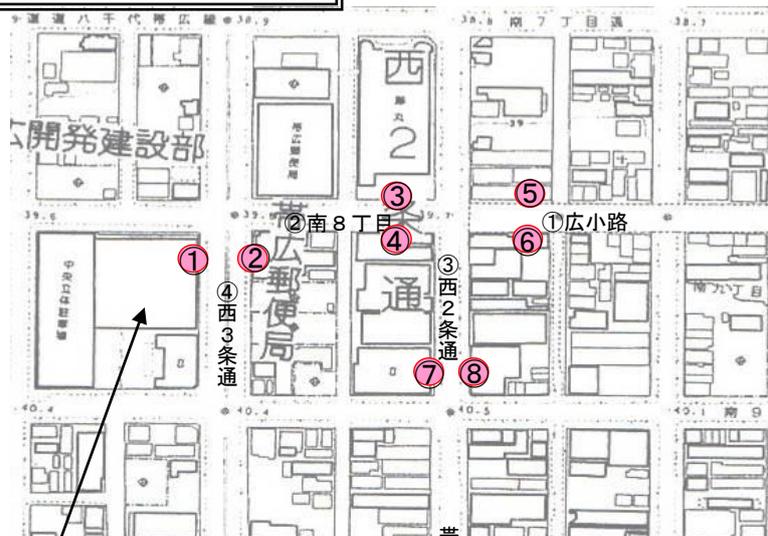
■ 歩行者通行量調査（概要）

調査日：6月最終週又は7月第1週（平日：金曜日、休日：日曜日）

調査時間：9時～20時

（資料：歩行者通行量調査）

歩行者通行量調査地点（主要8地点）



イトーヨーカドー帯広店跡

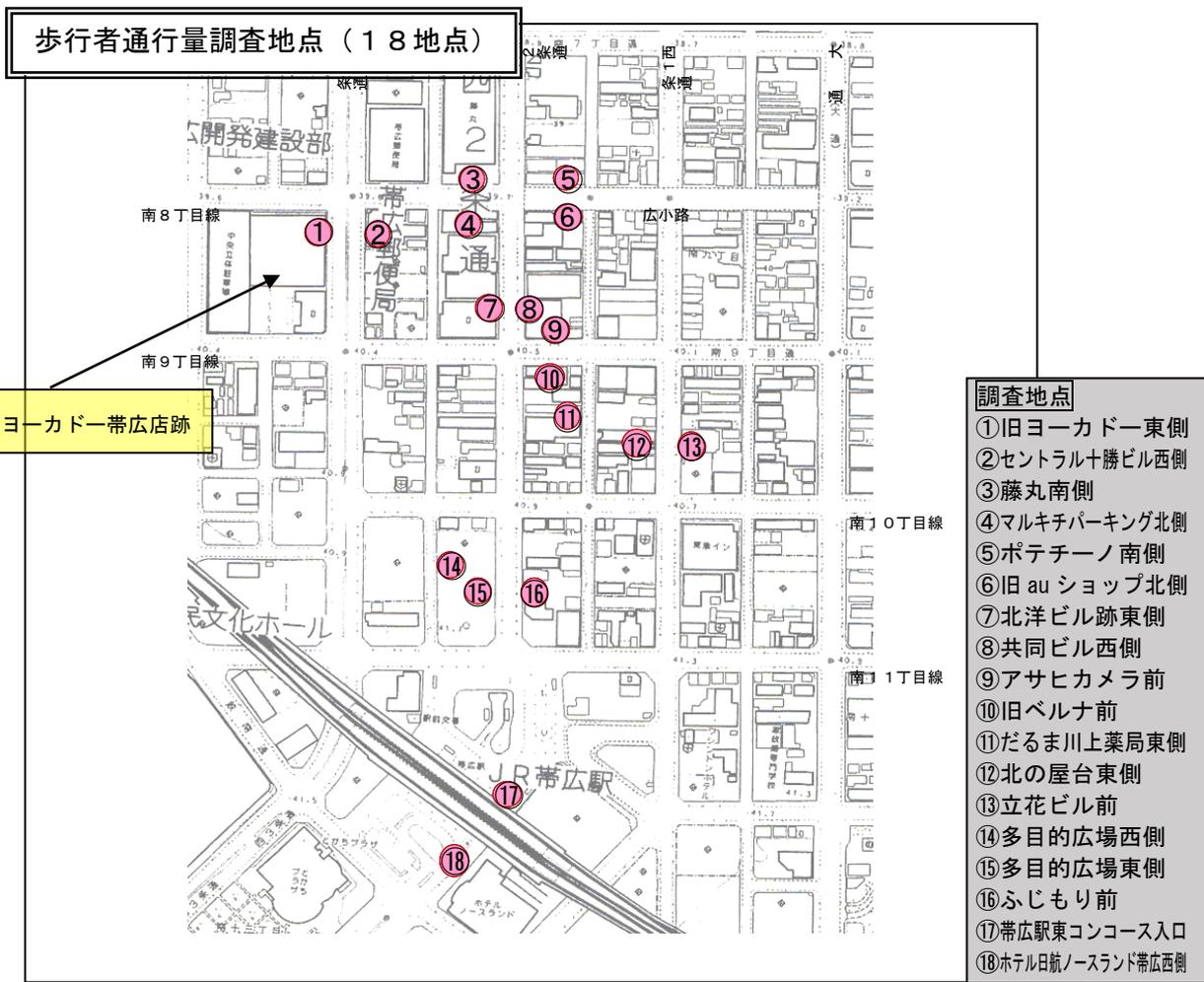
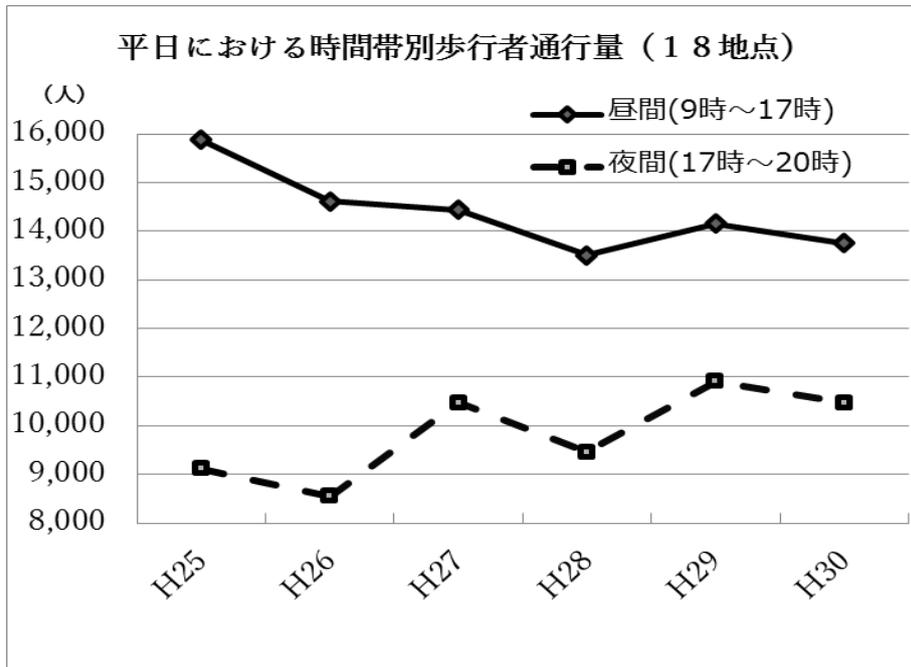
帯広駅へ至

調査地点

- ① 旧ヨーカドー東側
- ② セントラル十勝ビル西側
- ③ 藤丸南側
- ④ マルキチパーキング北側
- ⑤ ポテチーノ南側
- ⑥ 旧 au ショップ北側
- ⑦ 北洋ビル跡東側
- ⑧ 共同ビル西側

2) 平日における時間帯別歩行者通行量の推移 (平成 25 年以降)

中心市街地における歩行者通行量 (18 地点) をみると、時間帯別では、夜間は増加傾向にある一方で、昼間は減少傾向が続いている。



Ⅲ 商業

1) 本市の小売業の道内他都市との比較

道内主要都市における本市の小売業の人口1人当たり年間商品販売額を比較してみると、平成26年で156万円と道内主要都市のトップとなっている。

帯広市史によると、昭和49年の1人当たり年間商品販売額は63万円で全国5位、昭和54年は120万円で全国2位となったとの記載があり、この頃から本市の小売業は、十勝地域全域の需要を賄い、広い商圈を有していたものと思われる。

■人口1人当たり年間商品販売額（小売業）（単位：万円）

年次 都市名	S60	S63	H3	H6	H9	H14	H19	H26
帯 広 市	143	141	167	176	159	160	141	156
北 見 市	114	124	141	152	158	140	135	131
苫 小 牧 市	103	106	136	132	148	122	117	109
札 幌 市	102	114	138	135	139	123	113	105
旭 川 市	98	104	132	136	140	121	113	133
函 館 市	106	113	139	136	145	125	113	105
小 樽 市	83	87	109	111	119	117	109	100
室 蘭 市	97	97	121	130	131	107	99	107
釧 路 市	108	116	142	142	134	110	98	99
全 道	98	103	123	126	131	117	110	108

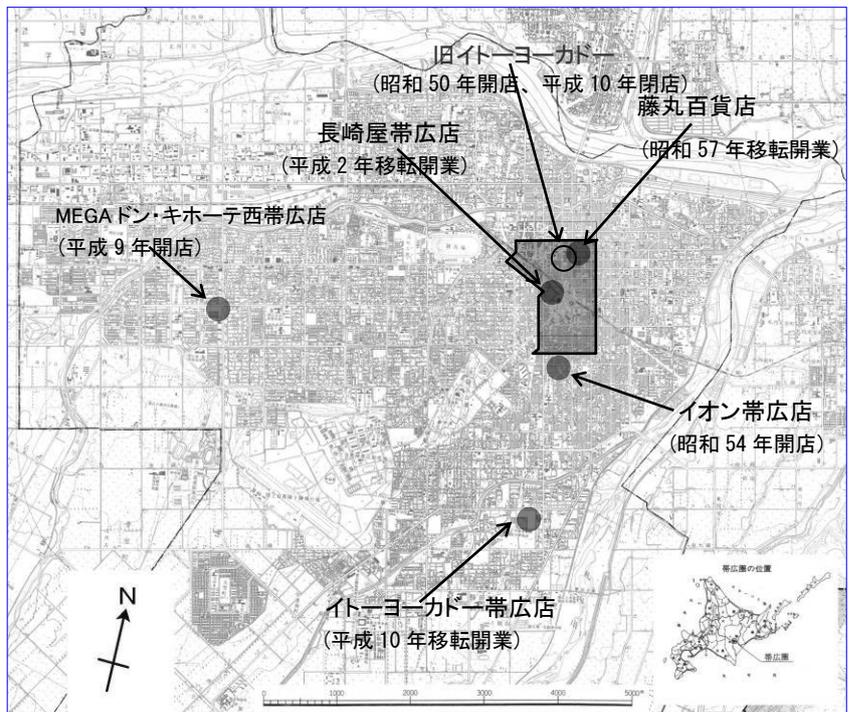
（資料：商業統計調査）

2) 本市の大型商業施設や大型小売店の立地状況

本市の大型商業施設は、中心市街地に位置する藤丸百貨店や長崎屋帯広店を含めて5店が立地している。

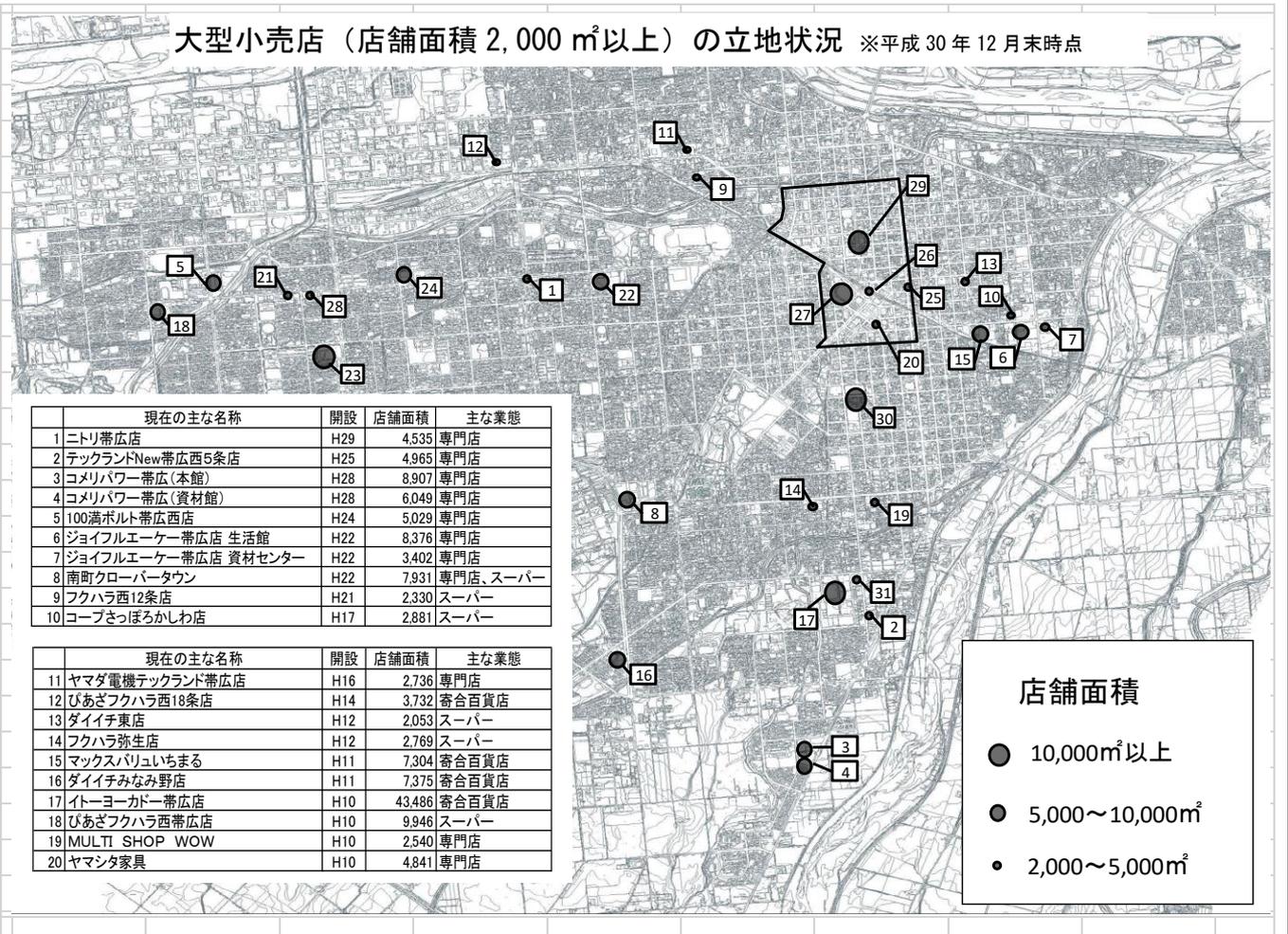
また、本市の大型小売店の立地状況は、次ページのとおりである。

近年は、大型小売店において、郊外の幹線道路沿いへの立地が進んでいる。



大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）の位置 ※平成30年12月末時点

大型小売店（店舗面積 2,000 m²以上）の立地状況 ※平成 30 年 12 月末時点



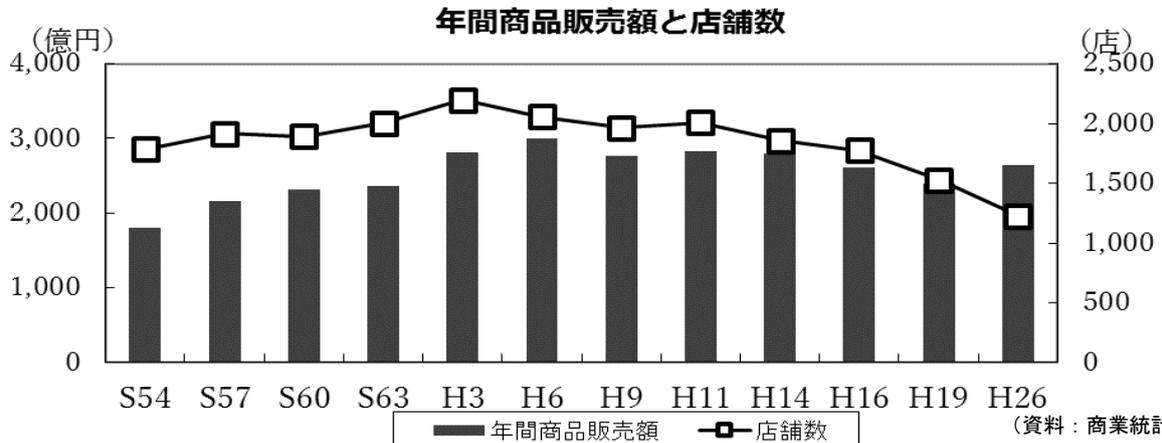
現在の主な名称	開設	店舗面積	主な業態
21 スイートデコレーション白樺店	H10	4,241	専門店
22 ドリームタウン白樺	H10	9,514	寄合百貨店
23 MEGAドンキホーテ西帯広店	H9	14,787	寄合百貨店
24 ショッピングランドいきゅう	H9	5,563	スーパー
25 ハラデンキ本店	H9	2,113	専門店
26 エスタ帯広	H8	2,554	駅ビル
27 長崎屋帯広店	H2	19,124	寄合百貨店
28 生活市場パレット	H1	4,792	寄合百貨店
29 藤丸	S57	16,651	百貨店
30 イオン帯広店	S54	24,533	寄合百貨店

現在の主な名称	開設	店舗面積	主な業態
31 マックスバリュ稲田店	S54	4,366	スーパー

※本市資料による

3) 本市における小売業の年間商品販売額の推移

本市における小売業の年間商品販売額は、平成6年をピークとして減少した後、平成26年に増加に転じている。店舗数は、平成3年をピークに減少を続けている。



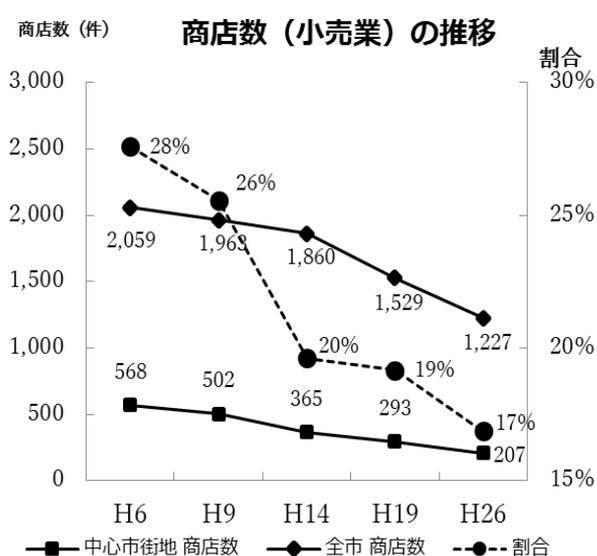
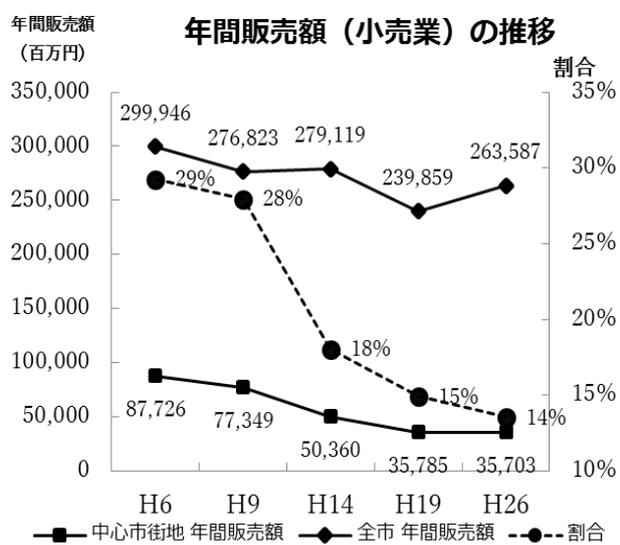
4) 中心市街地における小売業の年間商品販売額の推移

先に述べたとおり、全市の小売業の年間商品販売額は平成26年に増加に転じたが、中心市街地の年間商品販売額は減少のままである。

中心市街地の年間商品販売額は平成6年の約877億円から平成26年には約357億円にまで減少し、全市の年間商品販売額に占める割合は平成6年の29%から平成26年には約14%にまで低下している。

これらは、平成10年にイトーヨーカドー帯広店が中心市街地から郊外へ移転したことや個店の競争力低下による郊外店への消費流出等が影響していると考えられる。

全市の店舗数は、年間販売額同様減少傾向にあり、中心市街地の店舗数は平成6年の568件から平成26年の207件にまで減少し、全市商店数に占める割合も28%から17%にまで低下している。

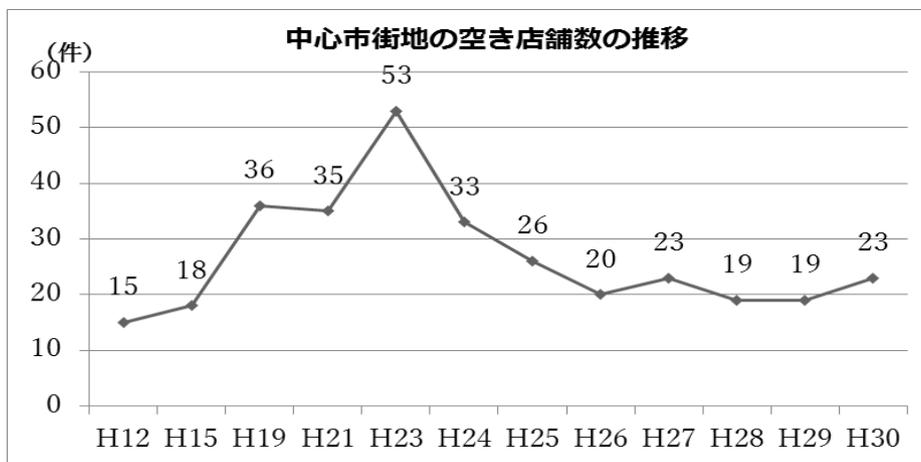


(資料：商業統計調査)

平成10年のイトーヨーカドー帯広店の移転まで、中心市街地では、イトーヨーカドー帯広店と藤丸百貨店との相乗効果で他の個店の売上にも影響を与えていたが、藤丸百貨店の売上高はピーク時の平成4年8月期の約145億円から平成30年8月期は約59億円にまで減少している。

5) 中心市街地の空き店舗の状況

中心市街地における空き店舗の状況は、本市が商店街区域において調査を実施しており、平成30年は23件となっている。平成23年まではほぼ一貫して増加傾向であったが、平成24年から減少し、近年はほぼ横ばいが続いている。



(資料：帯広市調査)



(資料：帯広市調査)

平成 30 年の空き店舗の状況と、平成 24 年から平成 30 年までに空き店舗が解体され、
 駐車場として利用されている場所



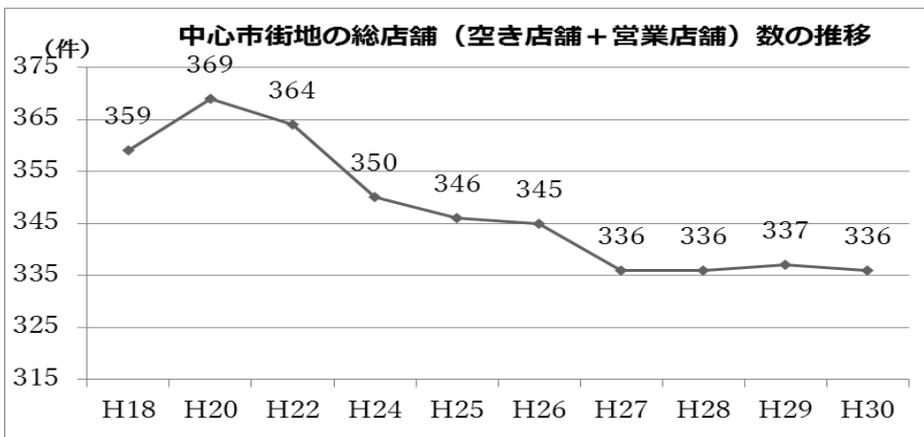
凡例

- 空き店舗
- 平成24年から平成30年までに空き店舗が解体され、駐車場として利用されている場所

(資料：帯広市調査)

平成 24 年と平成 30 年の空き店舗の状況を比較すると、空き店舗は減少しているものの、下のグラフのとおり、総店舗（空き店舗＋営業店舗）数も減少傾向にある。

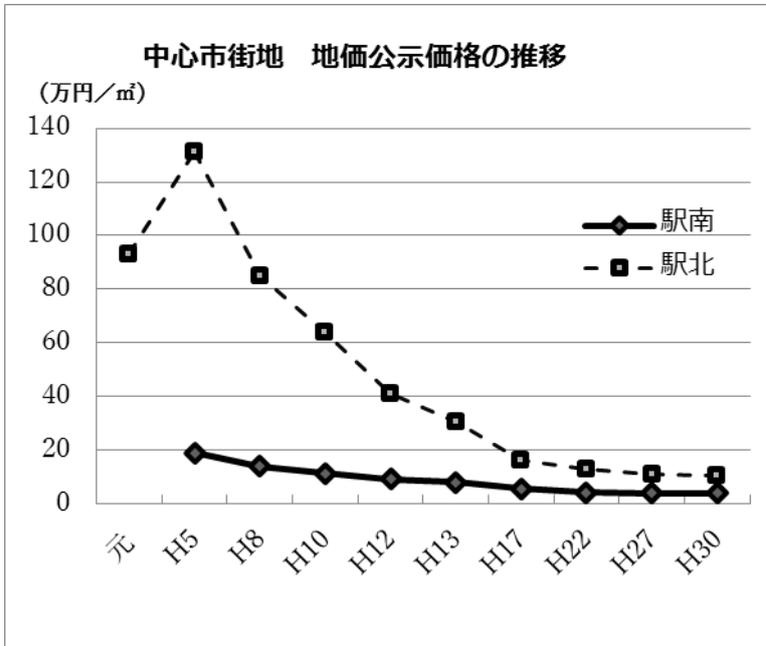
これは、空き店舗が発生した場合に、夜間営業の飲食店を中心とした新たな事業者が入居することが多い一方で、老朽化した店舗が倉庫や住居として利用される又は解体され駐車場として利用されているためである。



(資料：帯広市調査)

IV 中心市街地の地価

本市の中心市街地には、地価公示の基準地がJR帯広駅を挟んで、南と北に2点存在する。特に駅北の地価の変動が顕著であり、本市最高地価は平成5年の131万円/㎡をピークに下落を続け、平成30年には10.5万円/㎡と、ピーク時の10分の1以下にまで下落した。近年は、本市の中心市街地の地価は、微減又は横ばい傾向が続いている。

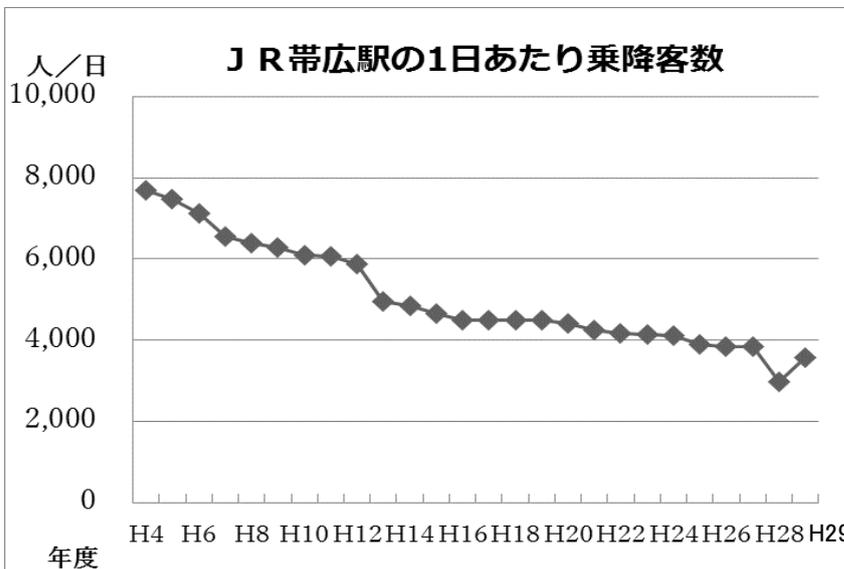


(資料：地価公示価格)

V JR帯広駅乗降客数

本市唯一の鉄道路線(JR北海道根室本線)のJR帯広駅は、中心市街地のほぼ中央に位置し、1日あたりの乗降客数は平成4年度～平成6年度には7千人台であったが、平成13年度以降4千人台となり、平成25年度以降は3千人台にまで下落している。

札幌市などを含む道央圏へのアクセス手段として、鉄道による人員輸送の役割は引き続き大きいですが、札幌市などを含む道央圏と帯広市などを含む十勝圏を直結する道東自動車道が開通(平成23年10月)したことにより、都市間バスや自家用車での移動時間が短縮されたことなどから、鉄道利用は微減傾向が続いている。

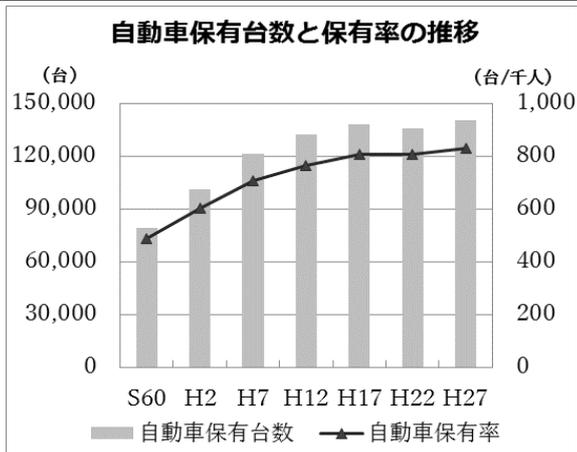


(資料：帯広市統計書)

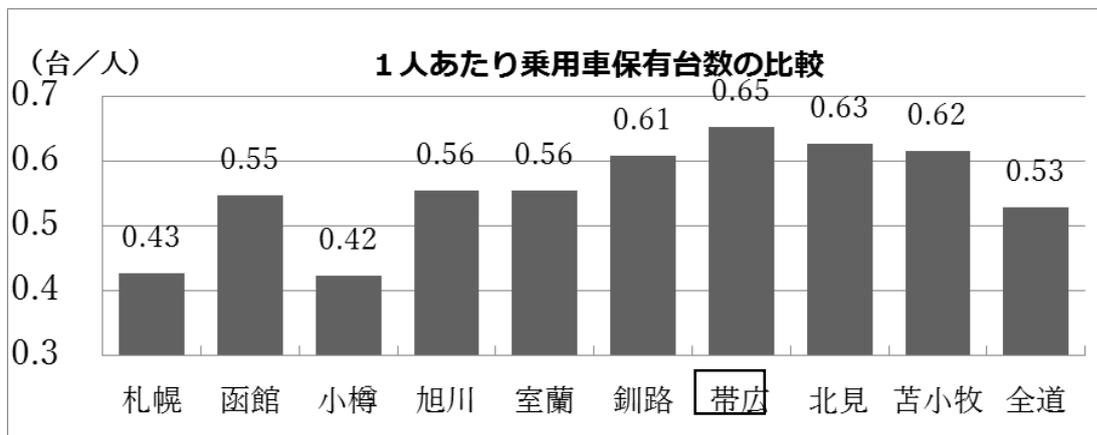
※平成28年度は台風災害により大幅に減少

Ⅵ 本市の自動車保有台数と保有率

本市の「自動車保有台数」は年々増加し、平成 22 年度に微減したが、平成 27 年度には微増に転じている。平成 27 年度は、140,635 台となっており、自動車保有率（千人当たり）は 831 台となっている。道内主要都市の 1 人当たりの「乗用車保有台数」を比較すると、本市が 0.65 台／人と高くなっている。



(資料：北海道運輸局 ※人口は国勢調査)



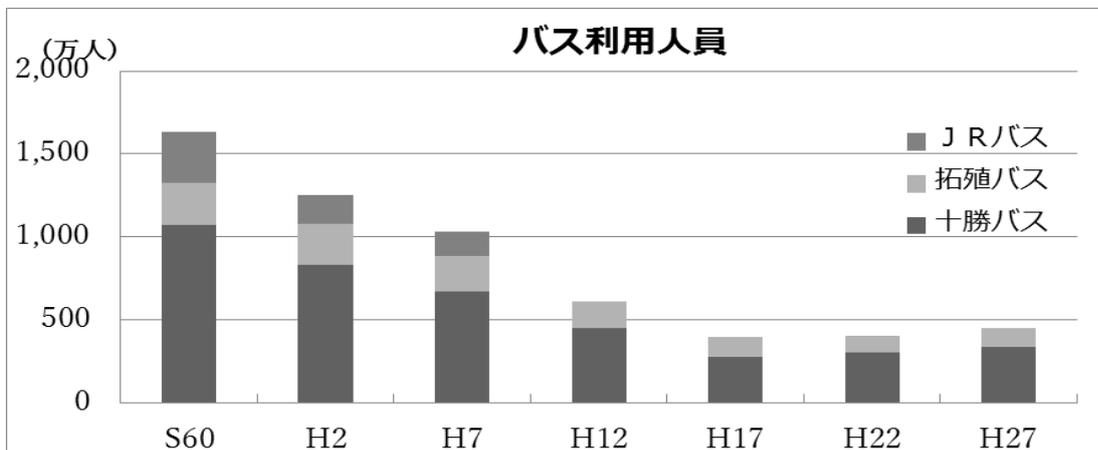
(資料：北海道運輸局、平成 30 年 3 月末現在)

Ⅶ バス利用人員

十勝管内のバス利用人員は、自家用車の普及により減少を続け、昭和 60 年には 1,632 万人であったが、平成 27 年には 449 万人と約 4 分の 1 に減少している。この間、平成 11 年には、JR 北海道の十勝管内の路線バスが廃止されている。

こうした中、本市では高齢者おでかけサポートバス事業の実施により高齢者の積極的な社会参加を促進しているほか、商店街では買物共通バス券事業の実施により来街者へのサービス向上とバス利用促進を図っている。

バス事業者の営業努力はもとより、こうした取り組みのほか、出前講座の実施など各種取り組みを実施してきており、路線バス利用者は近年少しずつ増加してきている。



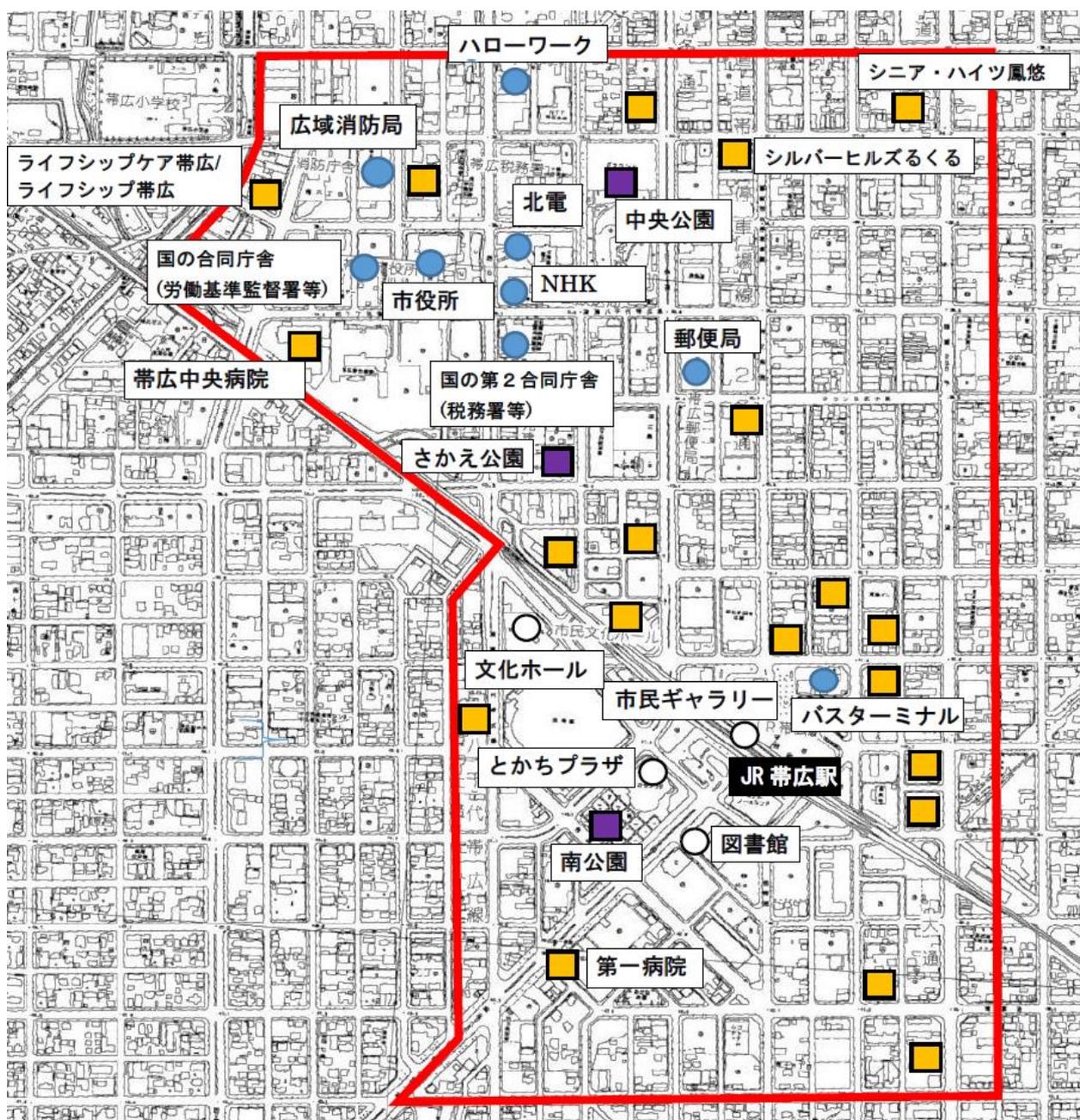
(資料：帯広市統計書)

Ⅷ 都市機能

1) 主要な都市機能の分布

中心市街地には、公共・公益施設として、JR 帯広駅北側を中心に、市役所、国の合同庁舎（税務署等）、ハローワーク、帯広郵便局、バスターミナル、NHK 放送局などが集積している。JR 帯広駅南側には、文化・学習施設として、図書館、市民文化ホール、とちちプラザ、市民ギャラリーが集積している。

また、医療・福祉施設として、帯広第一病院、帯広中央病院などの医療機関、第2期計画期間において開広団地再整備事業で整備した高齢者・介護施設（ライフシップケア帯広/ライフシップ帯広）などが立地している。さらに、公園・緑地として、平成30年度に再整備を終えた中央公園のほか、とちちプラザ南側の南公園などが立地している。



●	公共・公益施設	■	医療・福祉施設
○	文化・学習施設	■	公園・緑地

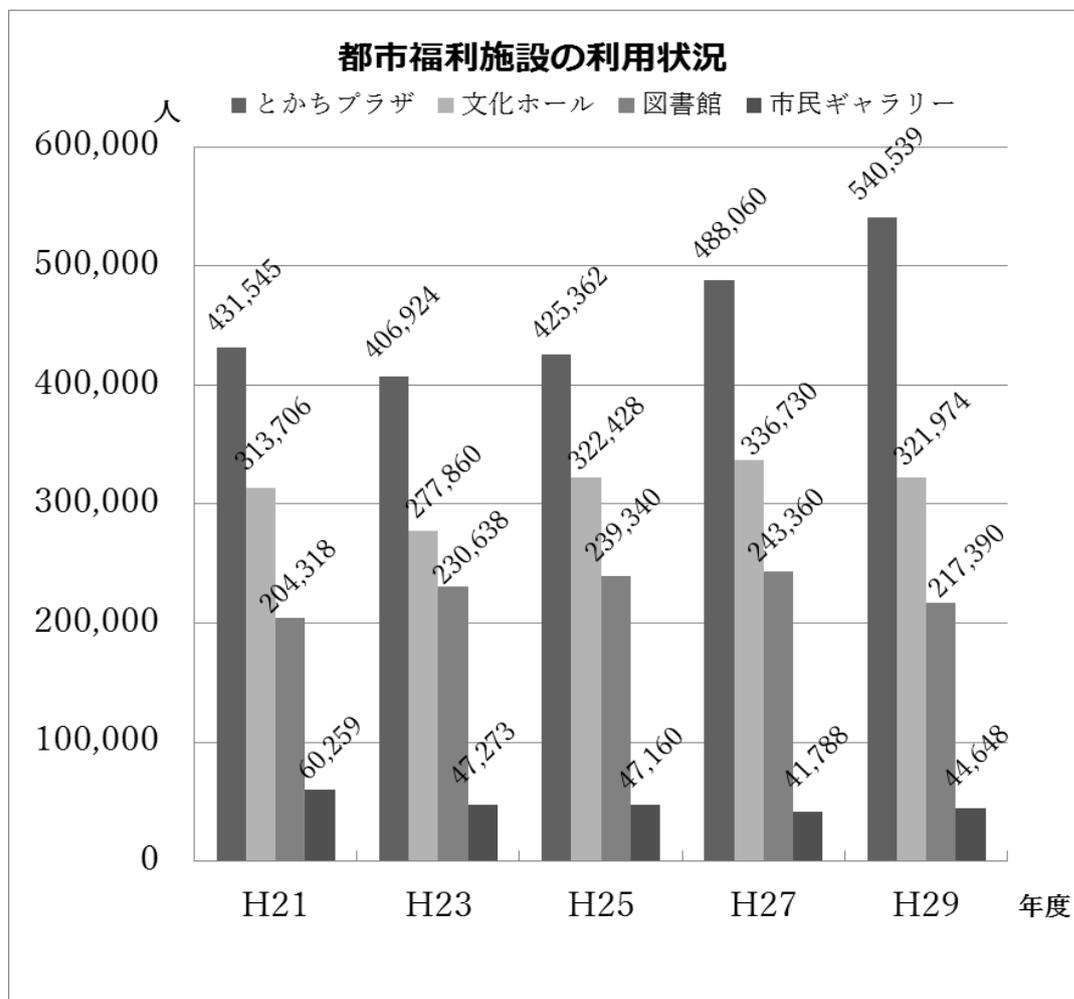
※医療機関は、総合病院のみ名称記載

2) 主要な文化・学習施設の利用状況

中心市街地に立地する主要な文化・学習施設の利用状況は、下記のとおりである。

とまちプラザ、文化ホール、図書館、市民ギャラリーの合計年間利用者数は約 110 万人 (平成 29 年度) となっている。

文化的施設の集積と文化的施設を活用した各種事業が中心市街地の居住環境の向上に寄与しているほか、来街目的のひとつとなっている。



〔4〕市民から見た中心市街地の現状など

I 平成30年度市民まちづくりアンケート（帯広市）

- ①実施期間 平成30年4月～5月
- ②調査対象者 満20歳以上の市民
- ③調査手法 郵送による配布・回収
- ④回答数 A票759件、B票727件、C票690件（※）

（※）アンケートの回答率を上げるため、全設問を3つ（A票、B票、C票）に分け、1人当たりの設問数を減らしてアンケートを実施したもの。

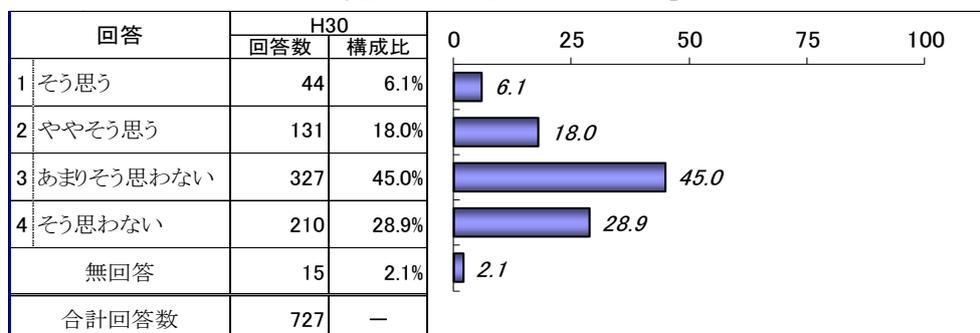
1) 設問「中心市街地に魅力とにぎわいがある」に対する回答

「あまりそう思わない」「そう思わない」という否定的な回答が73.9%を占めている。また、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した理由は「魅力ある店舗が少ないから」が約3分の2を占め、続いて「中心市街地への交通の利便性が悪いから」が12.8%となっている。市民実感度（※）は、年度により増減があるものの、第2期計画開始年度（平成25年度）に比べ、やや上回っている。

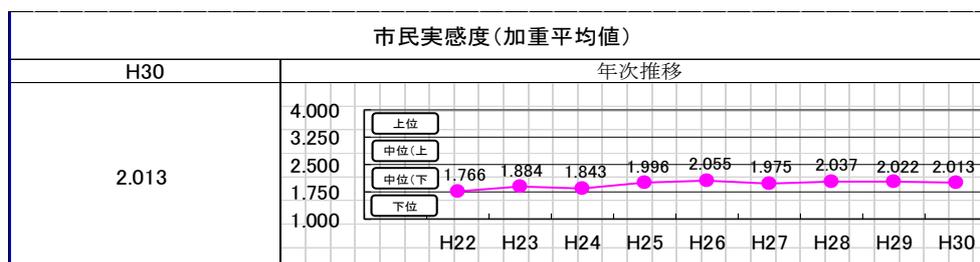
（※）市民実感度は、第六期帯広市総合計画の施策ごとに市民の実感を聞いたものである。

「そう思う」を4、「ややそう思う」を3、「あまりそう思わない」を2、「そう思わない」を1と重み付けを行い、各回答数を乗じて合計したものを有効回答数で除したものである。中間値は2.5で、これより値が大きければ市民実感度が高いものである。

■設問「中心市街地に魅力とにぎわいがある」



上記の回答で3(あまりそう思わない)または4(そう思わない)を選んだ理由	H30	
	回答数	構成比
a 魅力ある店舗が少ないから	333	65.8%
b 中心市街地への交通の利便性が悪いから	65	12.8%
c 各種イベントに魅力がないから	54	10.7%
d その他	54	10.7%
有効回答数	506	—

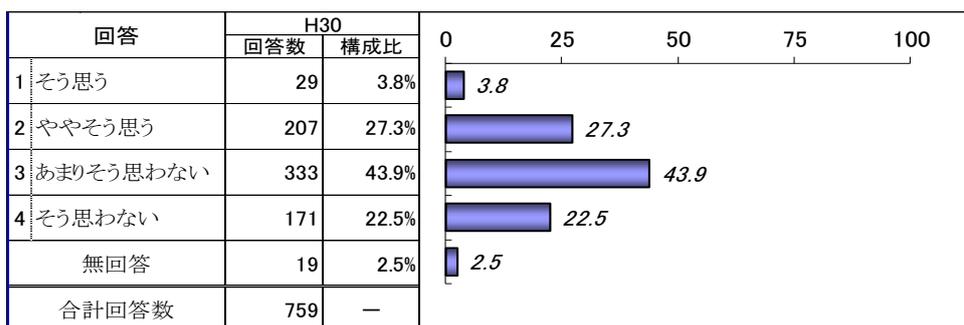


2) 設問「商店や商店街に活気がある」に対する回答

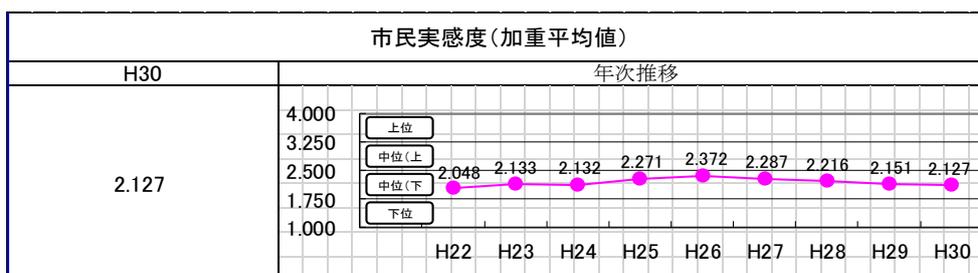
商店や商店街は中心市街地以外にも存在するが、本市の商店街の多くは中心市街地を区域とするため、参考として記載する。

「あまりそう思わない」「そう思わない」という否定的な回答が約3分の2を占めている。また、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した理由は「商店の商品やサービスに魅力がないから」が36.6%となっており、続いて「その他」を除くと、「商店街のイベントに魅力がないから」が22.0%となっている。市民実感度は、年度により増減があるものの、第2期計画開始年度（平成25年度）に比べ、やや下回っている。

■設問「商店や商店街に活気がある」



上記の回答で3(あまりそう思わない)または4(そう思わない)を選んだ理由	H30	
	回答数	構成比
a 商店の商品やサービスに魅力がないから	175	36.6%
b 商店の建物の外観、内装や設備に魅力がないから	59	12.3%
c 商店街の道路や歩道、街路灯などの整備が十分でないから	29	6.1%
d 商店街のイベントに魅力がないから	105	22.0%
e その他	110	23.0%
有効回答数	478	—



Ⅱ 第3期帯広市中心市街地活性化基本計画策定に向けた市民アンケート（帯広市）

- ①実施期間 平成30年8月～9月
- ②調査対象者 満20歳以上の市民
- ③調査手法 郵送による配布・回収
- ④回答人数 334件

1) 中心市街地の現状に関する調査

ア 満足度調査

回答のうち、「分からない」、「無回答」を除いた最多回答は以下のとおりである。

「どちらかと言えば満足している」との回答が最も多かった項目は、「④中心市街地のおまつりやイベント」、「⑤公共交通機関（JR・バス等）」、「⑦中心市街地の公共・公益施設（図書館等）」であった。一方、「満足していない」との回答が最も多かった項目は「③中心市街地の商店の魅力（サービス、品揃え等）」で、「どちらかと言えば満足していない」との回答が最も多かった項目は「①中心市街地の商業施設・飲食店」、「②中心市街地の居住施設（集合住宅・高齢者向け住宅等）」、「⑥観光客増加に向けた取り組み」であった。

■質問 2-1 現在の中心市街地にどの程度満足していますか？

【全ての項目ごとに、該当する満足度の1～5のいずれかに○をつけてください】

項目 n=334	満足している	どちらか と言えば 満足している	どちらか と言えば 満足していない	満足していない	分からない	無回答
① 中心市街地の商業施設・飲食店	3.6% (12人)	23.4% (78人)	35.0% (117人)	24.6% (82人)	10.5% (35人)	3.0% (10人)
② 中心市街地の居住施設 (集合住宅・高齢者向け住宅等)	2.1% (7人)	12.0% (40人)	27.5% (92人)	16.8% (56人)	38.0% (127人)	3.6% (12人)
③ 中心市街地の商店の魅力 (サービス、品揃え等)	1.5% (5人)	14.1% (47人)	34.1% (114人)	38.9% (130人)	7.8% (26人)	3.6% (12人)
④ 中心市街地のおまつりやイベント	4.5% (15人)	38.3% (128人)	21.6% (72人)	15.9% (53人)	17.1% (57人)	2.7% (9人)
⑤ 公共交通機関（JR・バス等）	10.2% (34人)	32.0% (107人)	20.4% (68人)	19.8% (66人)	14.4% (48人)	3.3% (11人)
⑥ 観光客増加に向けた取り組み	1.2% (4人)	17.1% (57人)	28.4% (95人)	19.5% (65人)	30.8% (103人)	3.0% (10人)
⑦ 中心市街地の公共・公益施設 (図書館等)	8.4% (28人)	44.9% (150人)	21.6% (72人)	10.8% (36人)	12.0% (40人)	2.4% (8人)

イ 印象に関する調査（5年前頃との比較）

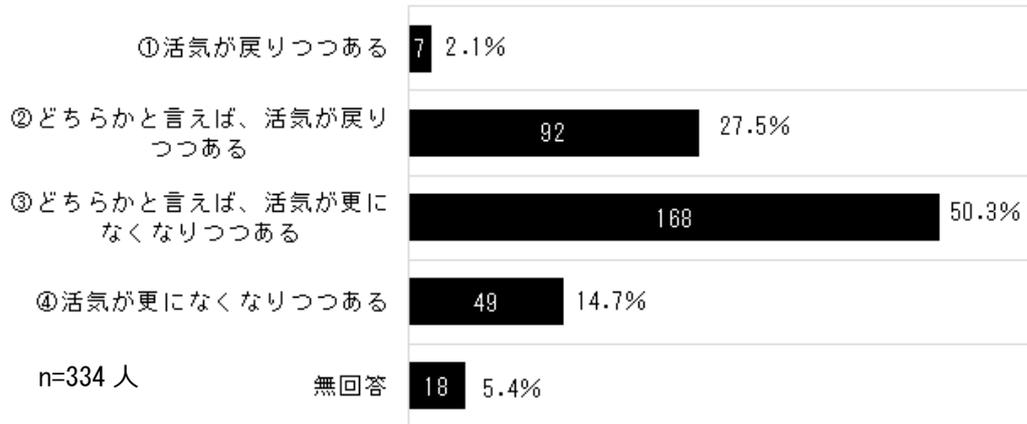
5年前頃と比較して、「中心市街地のにぎわいや活気が戻りつつある（どちらかと言えばを含む）」との回答が29.6%、「活気が更になくなりつつある（どちらかと言えばを含む）」との回答が65.0%となっている。

「中心市街地のにぎわいや活気が戻りつつある（どちらかと言えばを含む）」と回答し

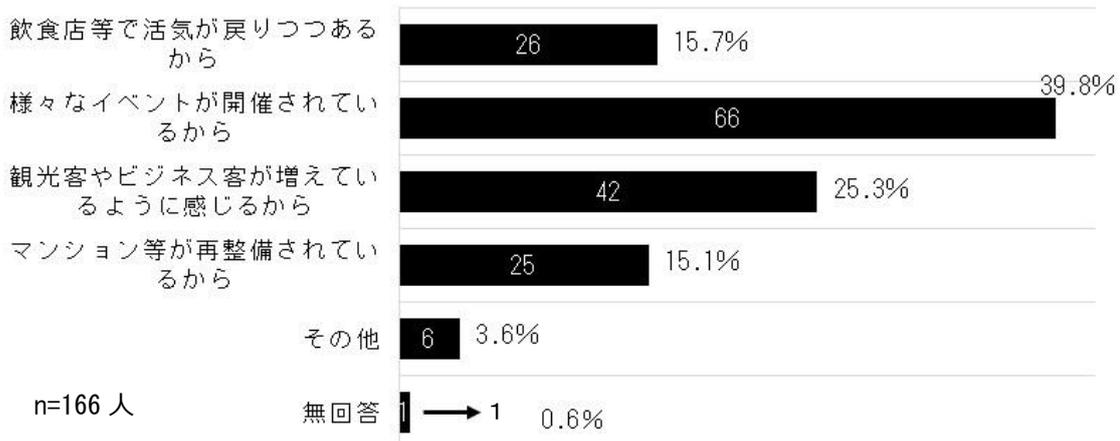
た理由は、「様々なイベントが開催されているから」(39.8%)が最も多く、次いで「観光客やビジネス客が増えているように感じから」(25.3%)などとなっている。

「中心市街地のにぎわいや活気が更になくなりつつある(どちらかと言えばを含む)」と回答した理由は、「空き店舗が目立つから」(41.1%)が最も多く、次いで「中心市街地のビルや商店街の建物が老朽化しているから」(24.7%)などとなっている。

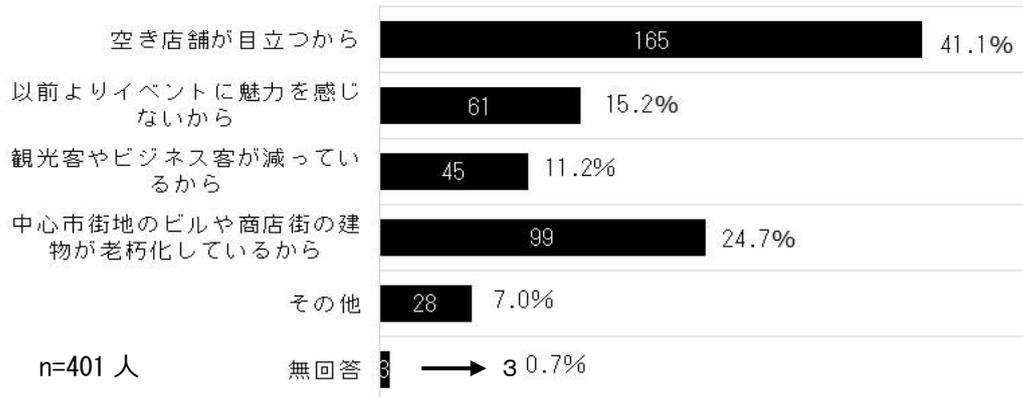
■質問 2-2-ア 5年前頃と比べ、中心市街地のにぎわいや活気についての印象を教えてください。(1つ選択)



■質問 2-2-イ (問 2-アで、①・②と答えた方にお聞きします)理由を教えてください。(2つ選択)



■質問 2-2-ウ (問 2-アで、③・④と答えた方にお聞きします) 理由を教えてください。
(2つ選択)



ウ 中心市街地に出かける頻度に関する調査

「月に1回以上」との回答が最も多かった項目は、「①用事(市役所・銀行等)」であった。「2～3か月に1回以上」との回答が最も多かった項目は、「③買い物」、「④食事・宴会」であった。「行かない又はほぼ行かない」との回答が最も多かった項目は、「②通勤・通学」、「⑤イベント(まつり等)」、「⑥通院」、「⑦文化・学習(とまちプラザ、図書館等)」であった。

■質問 2-3 あなたは、どのくらいの頻度で中心市街地に出かけますか？

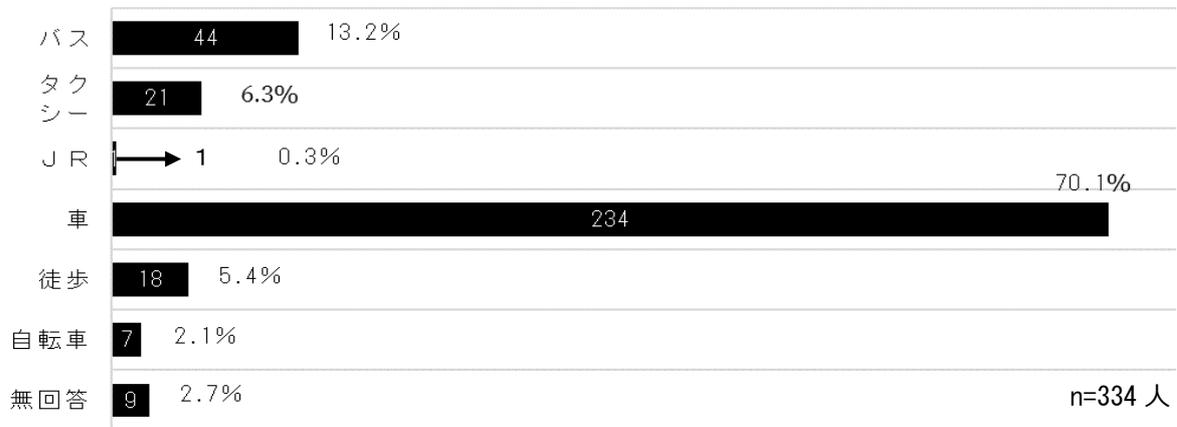
【全ての目的ごとに、該当する頻度の1～6のいずれかに○をつけてください】

目的 n=334	ほぼ毎日	週に1回以上	月に1回以上	2～3か月に1回以上	半年に1回以上	行かない又はほぼ行かない	無回答
① 用事(市役所・銀行等)	0.6% (2人)	7.5% (25人)	24.6% (82人)	21.0% (70人)	20.1% (67人)	21.0% (70人)	5.4% (18人)
② 通勤・通学	9.9% (33人)	3.6% (12人)	1.8% (6人)	0.9% (3人)	0.6% (2人)	59.9% (200人)	23.4% (78人)
③ 買い物	3.0% (10人)	13.2% (44人)	21.3% (71人)	22.2% (74人)	13.8% (46人)	21.3% (71人)	5.4% (18人)
④ 食事・宴会	0.0% (0人)	2.7% (9人)	19.8% (66人)	26.3% (88人)	20.7% (69人)	23.4% (78人)	7.2% (24人)
⑤ イベント(まつり等)	0.3% (1人)	0.3% (1人)	5.1% (17人)	10.5% (35人)	29.3% (98人)	46.4% (155人)	8.1% (27人)
⑥ 通院	0.0% (0人)	3.9% (13人)	18.9% (63人)	18.0% (60人)	7.8% (26人)	45.2% (151人)	6.3% (21人)
⑦ 文化・学習 (とまちプラザ、図書館等)	0.3% (1人)	4.8% (16人)	12.0% (40人)	13.8% (46人)	18.6% (62人)	44.0% (147人)	6.6% (22人)

エ 中心市街地に出かける交通手段に関する調査

最も多かった回答は、「車」が70.1%で、次いで「バス」(13.2%)、「タクシー」(6.3%)などとなっている。

■質問 2-4 あなたは、中心市街地に出かけるとき、主にどの交通手段を利用しますか？ 【1つ選択】

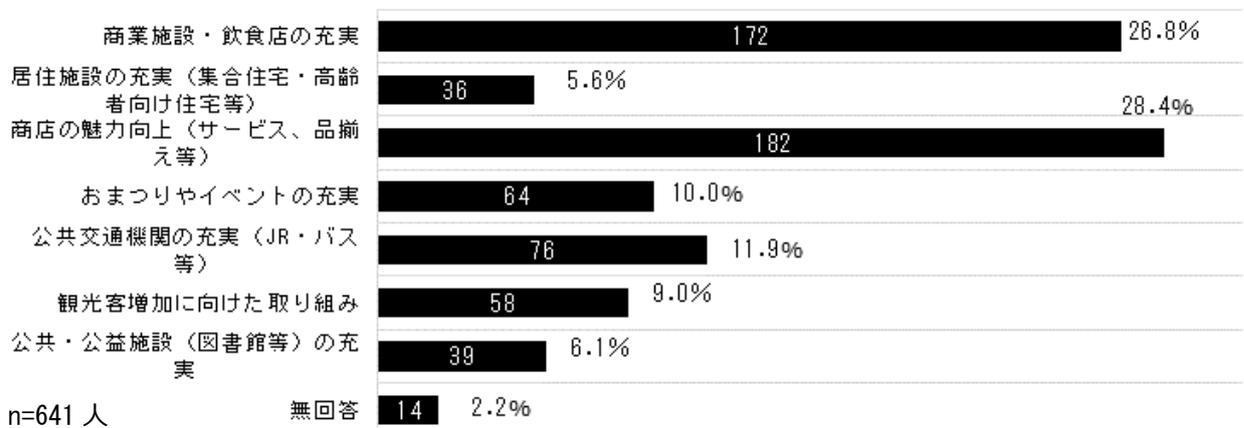


2) 中心市街地活性化に向けたニーズ調査

ア 中心市街地活性化へ必要な取り組みに関する調査

最も多かった回答は、「商店の魅力向上（サービス、品揃え等）」(28.4%)で、次いで「商業施設・飲食店の充実」(26.8%)となっており、商業機能の充実を求める回答が半数を超えている。

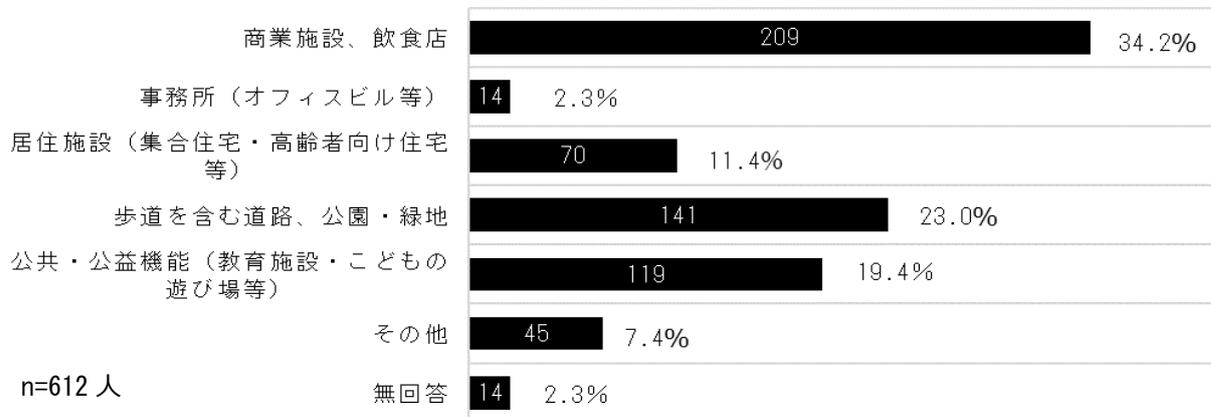
■質問 3-1 中心市街地を活性化するために、どのような取り組みが必要だと思いますか？ (2つ選択)



イ 都市機能に関するニーズ調査

最も多かった回答は「商業施設、飲食店」(34.2%)で、次いで「歩道を含む道路、公園・緑地」(23.0%)などとなっている。

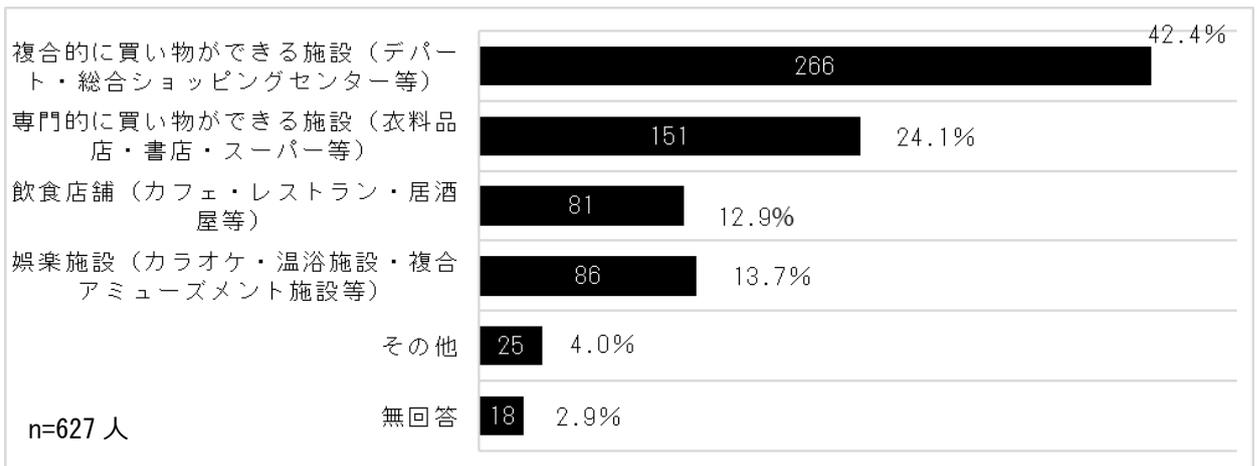
■質問 3-2 中心市街地で、もっと整備してほしいものはどれですか？(2つ選択)



ウ 商業施設に関するニーズ調査

最も多かった回答は「複合的に買い物ができる施設（デパート・総合ショッピングセンター等）」(42.4%)で、次いで「専門的に買い物ができる施設（衣料品店・書店・スーパー等）」(24.1%)などとなっている。

■質問 3-3 中心市街地に、どのような商業施設があればいいと思いますか？(2つ選択)



3) 中心市街地の居住ニーズ調査

ア 中心市街地の居住ニーズ調査

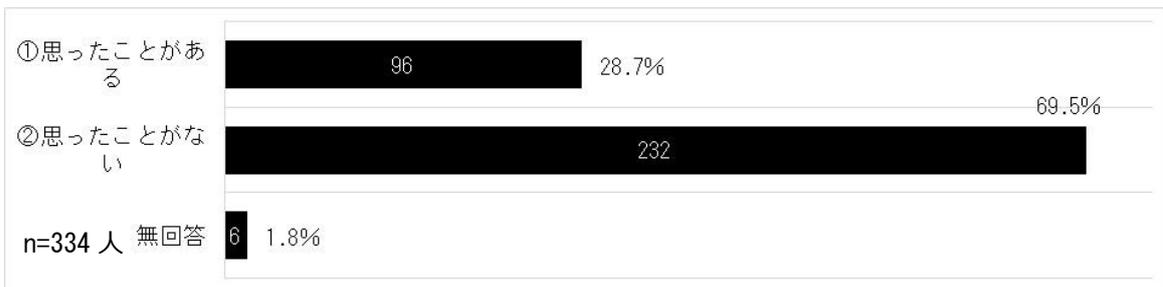
「中心市街地に住みたい/住みたいと思ったことがある」との回答が 28.7%、「中心市街地に住みたい/住みたいと思ったことがない」との回答が 69.5%となっている。3割弱の回答者が「中心市街地への居留意欲がある/あった」と回答しており、中心市街地

の居住ニーズが一定程度あることがうかがえる。

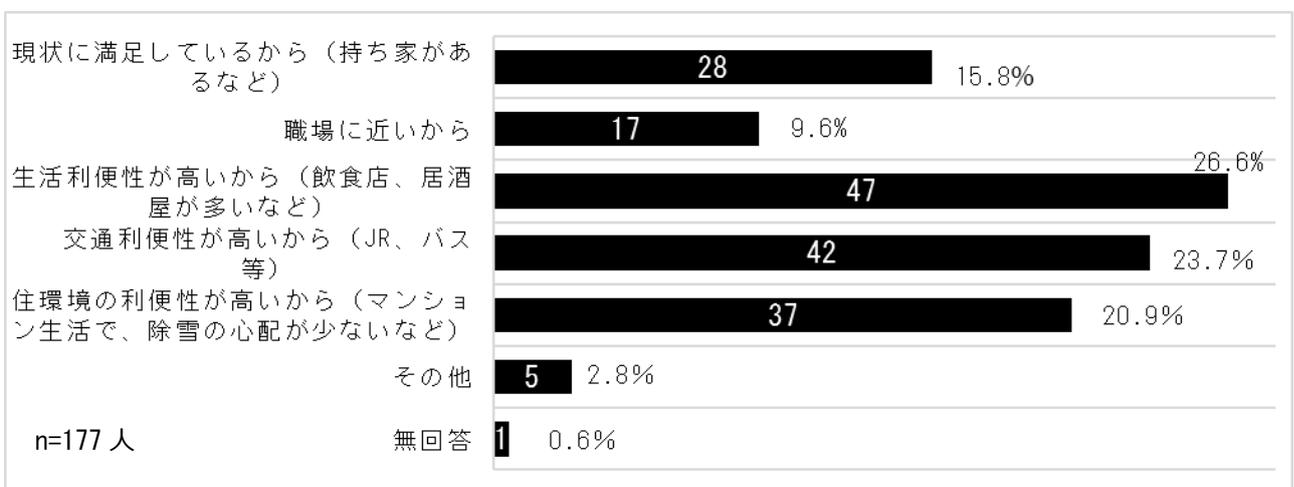
「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがある」と回答した理由は、「生活利便性が高いから（飲食店、居酒屋が多いなど）」（26.6%）が最も多く、次いで「交通便利性が高いから（JR、バス等）」（23.7%）などとなっている。

「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがない」と回答した理由は、「現状に満足しているから（持ち家があるなど）」（41.6%）が最も多く、次いで「住環境の利便性が低いから（騒音等）」（21.7%）などとなっている。

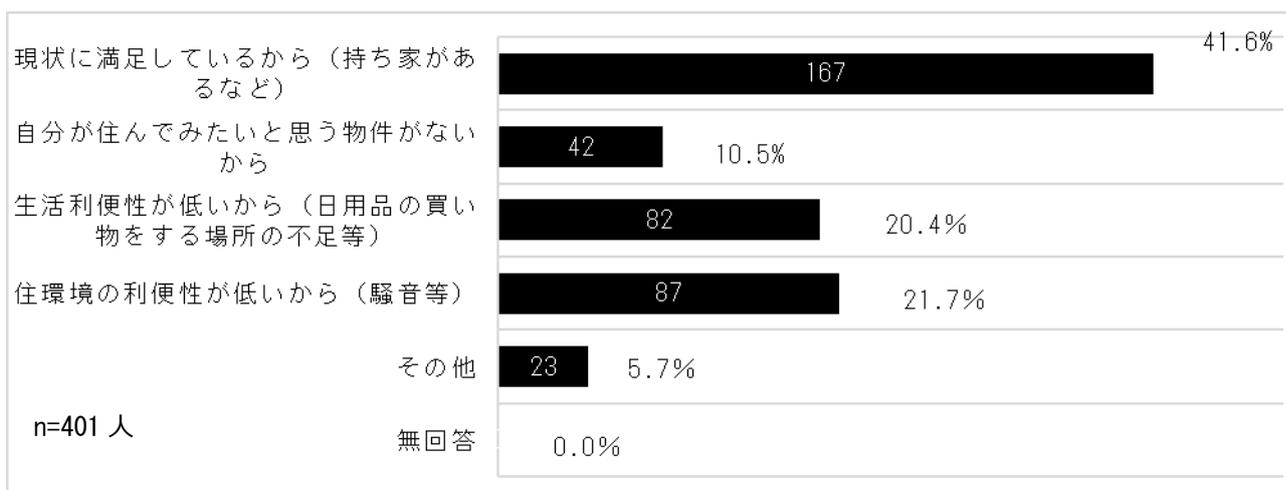
■質問 4-1-ア あなたは、中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことはありますか？（1つ選択）



■質問 4-1-イ（問 1-アで、①と答えた方にお聞きします）理由を教えてください。（2つ選択）



■質問 4-1-ウ (問 1-アで、②と答えた方にお聞きします) 理由を教えてください。(2つ選択)



4) 総括

市民にとって中心市街地活性化に期待する主な項目は、商業機能の充実であることがうかがえる。これは、現状に関する調査における満足度調査で「商業施設・飲食店」、「商店の魅力」が低い結果となったこと、今後の中心市街地活性化へ必要な取り組みに関する調査で「商店の魅力向上」(28.4%)が最多回答で、次いで「商業施設・飲食店の充実」(26.8%)となったこと、都市機能に関するニーズ調査で「商業施設、飲食店」(34.2%)が最多回答となったことなどが理由である。

中心市街地の居住ニーズ調査では、「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがある」との回答が3割弱となり、まちなか居住に関して一定のニーズがあると考えられる。

〔5〕第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み

I 概要及び目標

本市では、第2期帯広市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成25年3月に国の認定を受けた。帯広商工会議所が事務局となり、帯広市中心市街地活性化協議会が組織され、民間と行政が連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組んできた。

○ 期間

平成25年4月～平成30年3月（5年）

※平成30年4月～令和2年3月は、国の認定を受けない市の独自計画として延長

○ 区域面積

140ha

○ 基本的な方針

①街なか居住の促進

全ての世代にとって住みやすく、快適に生活できる魅力的な住宅及び便利施設を中心市街地に供給することによって、居住人口の増加を図り、生活空間として質の高い中心市街地を形成する

②にぎわいの創出と魅力づくり

中心市街地においてこれまで整備されてきた、公共施設を始めとするストックを活用したイベント、取り組みを連続、連携して展開していくことや、商業機能の充実によって、様々な世代がつどい、にぎわいと魅力のある中心市街地を形成する。

○ 目標

①街なか居住の促進により、居住人口の増を図る

ー 達成状況を把握する指標：街なか居住者数

幅広い世代が暮らし交流する中心市街地を実現するため、魅力ある住宅の整備などにより、街なか居住を促進する。

②既存ストックの活用によるにぎわいの創出と魅力づくりにより、来街者、歩行者の増を図る

ー 達成状況を把握する指標：歩行者通行量（平日）

既存の社会基盤・ストックを活用した連続、連携したイベント等の実施や、商業機能の充実により、にぎわいのある中心市街地を実現する。

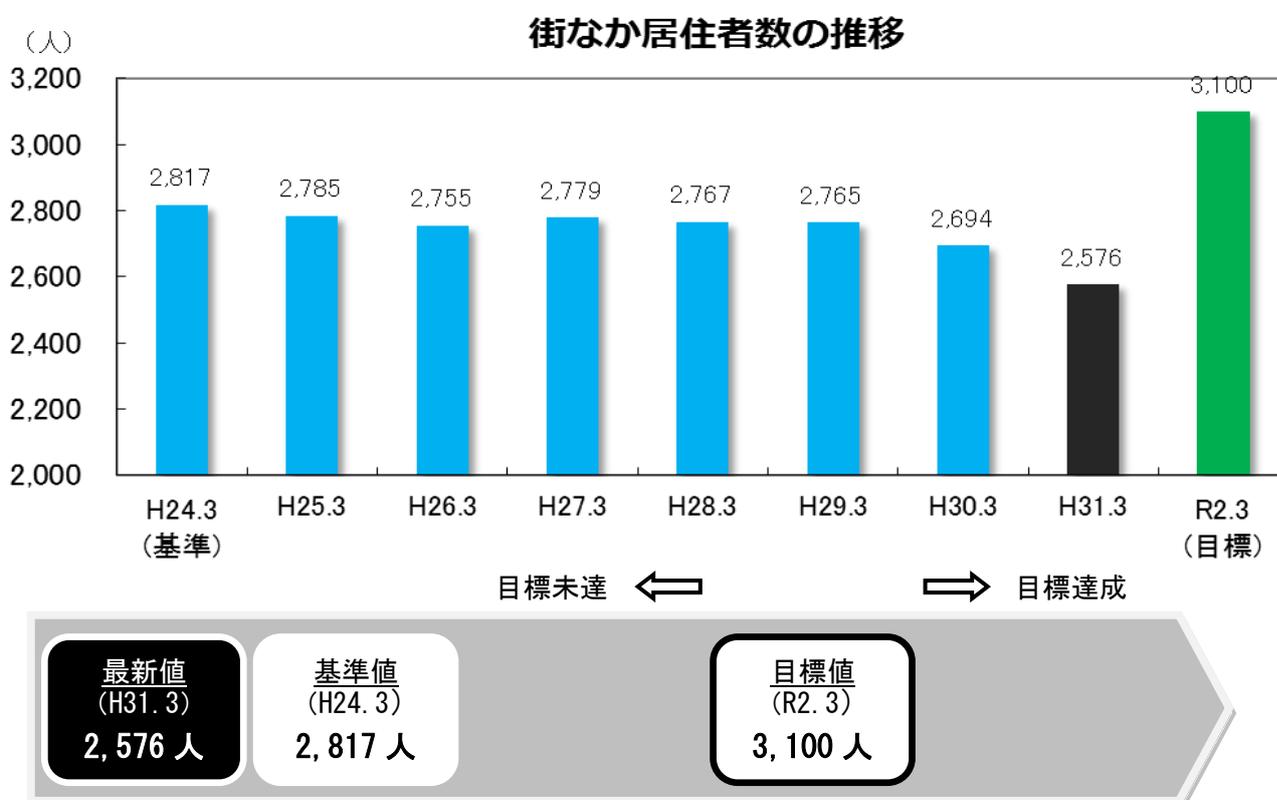
II 目標の達成状況

各目標の達成状況を把握する指標のうち、歩行者通行量（平日）は、平成30年度の実績が基準値から増加し目標値を上回っている状況にある。一方、街なか居住者数は、平成31年3月末の実績が基準値から減少し目標値を下回っている状況にある。

目標	目標指標	基準値	目標値	認定計画最終年度	最新値
街なか居住の促進により、 居住人口の増を図る	街なか居住者数	2,817 人 (H24.3)	3,100 人 (R2.3)※	2,694 人 (H30.3)	2,576 人 (H31.3)
既存ストックの活用による にぎわいの創出と魅力づく りにより、来街者、歩行者 の増を図る	歩行者通行量(平日)	22,905 人 (H24)	24,000 人 (R1)※	25,068 人 (H29)	24,235 人 (H30)

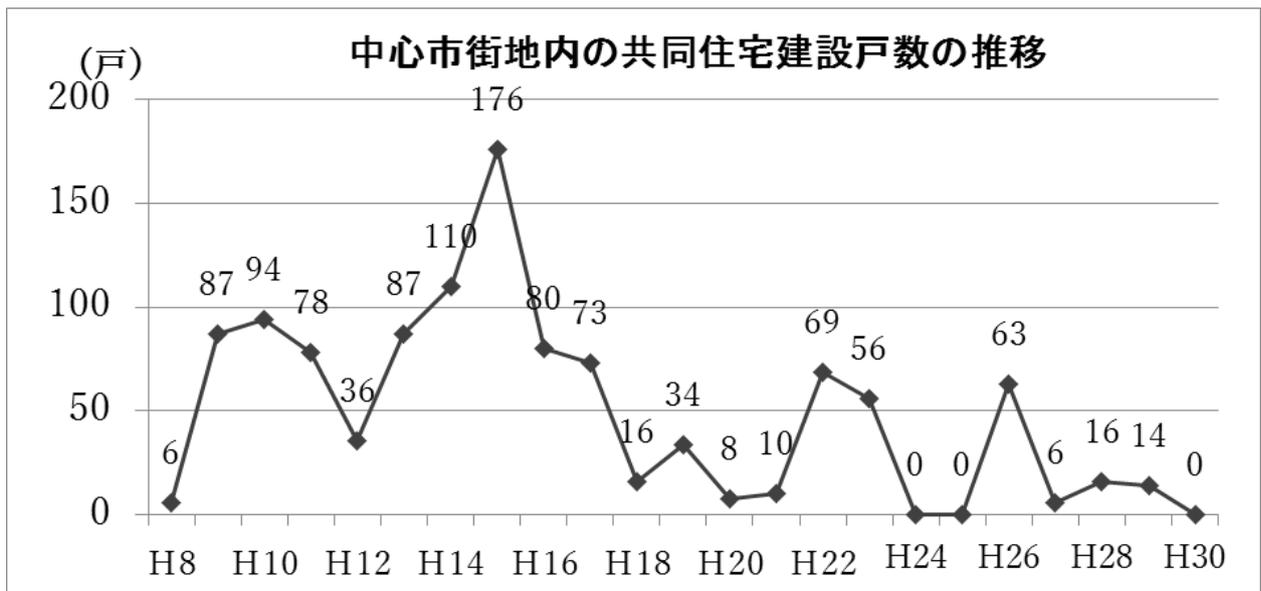
※国の認定を受けない市の独自計画として計画延長した期間においても、目標値は据え置いた。

1) 街なか居住者数

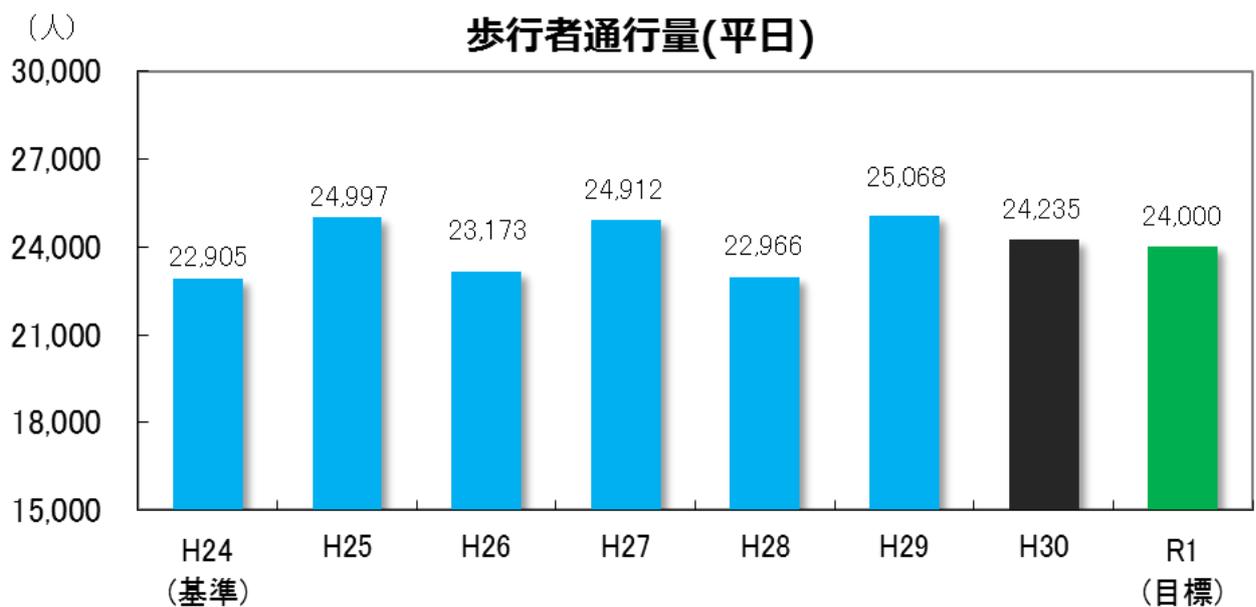


街なか居住者数については、平成31年3月末の実績が2,576人で、基準値から約8.6%の減となり、目標値を下回っている状況にある。

この要因として、予定されていた「西2・9西地区優良建築物等整備事業」について建設資材価格の高騰により事業未完了となったこと、また、市街地再開発事業により整備した「開広団地再整備事業」のうち、賃貸住宅はほぼ満室の状態が続いているものの、有料老人ホームは介護職員の雇用確保が難しく、職員雇用の進捗に合わせて段階的な入居を進めている状況であることなどが挙げられる。また、中心市街地周辺部では新たな宅地供給や集合住宅の建築などの民間の居住施設整備が見られたが、中心市街地エリアではその動きが低調であり、居住者増につながる良質な住宅供給が進まなかった。



2) 歩行者通行量



歩行者通行量については、平成30年の実績が24,235人で、基準値から約5.8%の増となり、目標値を上回っている状況にある。

この要因としては、「開広団地再整備事業」によって商業店舗や飲食店が開業し、新たなにぎわいなどの効果が生まれたほか、「商店街活性化事業演出・催事実施事業」や「街なか

コミュニティ・ホテル事業」など、来街を誘引する特色ある取り組みが、計画事業として着実に実施されたことなどが挙げられる。

また、本市ではインバウンドを含む観光やビジネスによる来街者が増加傾向にあり、このような状況を背景に、アウトドア観光の情報発信機能も備えたバスターミナルの改築、中心市街地エリアのフリーWi-Fi整備、藤丸百貨店内の免税一括カウンター整備など、来街者のさらなる取り込みに向けた動きをすすめている。

Ⅲ 具体的事業の実績

計画に位置付けた各事業の実施状況は、次のとおりである。なお、下表の事業名で下線のあるものはハード事業、ないものはソフト事業である。

1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名	実施状況	進捗状況等
①開広団地再整備事業	実施済み (H26 完成)	過去に卸売団地として整備された地区において機能の更新を図るため、市街地再開発事業により高齢者向けの居住機能(有料老人ホーム)、デイサービス、商業施設などからなる7階建て建築物と、賃貸住宅からなる6階建て建築物を建設した。 平成25年度に実施設計を完了し、平成26年度に本体工事を完了している。
②市営駐車場管理運営事業	実施中	中心市街地に立地する市営駐車場の管理・運営を行い、来街者の駐車利便を確保する事業であり、現在も継続中である。なお、平成29年3月末をもって、中央、中央第2駐車場は老朽化等により廃止し、現在は駅北地下、駅南駐車場で事業を実施している。
③西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	イトーヨーカドーが平成10年に郊外に移転して以降空きビル状態が続いていたビルなど、建物の老朽化が進んでいる地区において、商業・業務系の土地利用として中心市街地のにぎわいの再生を図ることに加え、新たに居住系の土地利用により、まちなか居住人口の増加を図る事業である。 平成30年2月から一部解体工事に着手し、同年10月から一部新築工事に着手しており、令和3年度に事業完了の予定である。

開広団地再整備事業は、整備完了以降、賃貸住宅はほぼ満室の状態が続いているものの、有料老人ホームについては介護職員の雇用確保に腐心しており、職員雇用の進捗に合わせて、段階的な入居を進めている状況であることから、当初に予定した目標値の達成には至っていない。有料老人ホームは開設以降職員の確保に合わせて、入居者が段階的に増加し

ている状況にあり、今後においても施設入居の状況について注視していく。

また、現在実施中である西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業において、商業・業務系の土地利用によるにぎわい創出に加え、居住系の土地利用により、まちなか居住の促進を図っていく。

2) 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名	実施状況	進捗状況等
①開広団地再整備事業（再掲）	実施済み	
②西2・9西地区優良建築物等整備事業	未実施	高齢者向け住居69戸、賃貸住宅22戸のほか、関連サービス施設、商業施設を含んだ複合施設の建設を計画していたが、建設資材価格の高騰により本体工事の入札が不調に終わり、事業は完了していない。 現在、事業者側は建設に向け、収益性のある事業プランの見直しを行っており計画期間中は未完了となった。
③西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業（再掲） ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	

第2期計画の主要事業として位置付けていた「開広団地再整備事業」により、有料老人ホームが完成し新たな都市福利施設が整備されたものの、第2期計画の主要事業として位置付けていた「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が建設資材価格の高騰により未完了となり、高齢者向けのサービスを担う施設等が整備されなかったことにより、都市福利機能の向上は計画当初想定していた程度まで進まなかった。

3) 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名	実施状況	進捗状況等
①開広団地再整備事業（再掲）	実施済み	
②まちなか居住プラットフォーム事業	実施中	まちなか居住を希望する市民や、まちなかでの開業を希望する事業者のニーズを把握し、不動産事業者や地権者との橋渡しを行う事業であり、中心市街地に所在する市民活動交流センター内で事業を実施しており、現在も継続中である。
③西2・9西地区優良建築物等整備事業（再掲）	未実施	
④町内会加入促進事業	実施中	町内会への加入により中心市街地のコミュニティ再生につなげるため、町内会加入促進チラシの配布など、町内会への加入を促進する事業であり、現在も継続中である。
⑤自主防災組織の設立促進事業	実施中	中心市街地のコミュニティ再生につなげるため、災害に備えて各町内会において

		自主防災組織の設立を進める事業であり、現在も継続中である。
⑥市民活動交流センター運営事業	実施中	中心市街地に所在するビルの1フロアを賃借し、子育て活動室、高齢者活動室、多目的活動室、情報室などを備えた市民活動の拠点となる施設を運営する事業であり、現在も継続中である。
⑦おびひろ市民芸術祭事業	実施中	中心市街地に所在する市民文化ホール、第1期認定計画期間中に整備した市民ギャラリーなどにおいて、市民主体の芸術・文化活動の発表の場を提供する事業であり、現在も継続中である。
⑧芸術文化鑑賞事業	実施中	中心市街地に所在する市民文化ホール、第1期認定計画期間中に整備した市民ギャラリーなどにおいて、市民に優れた舞台芸術、美術、音楽などの鑑賞機会を提供する事業であり、現在も継続中である。
⑨プラザまつり事業	実施中	中心市街地に所在するとかちプラザを利活用し、市民の作品展示会、市民活動の発表会など、市民の様々な学習成果の発表の場を提供し、施設の利用推進を図る事業であり、現在も継続中である。
⑩図書館利活用事業	実施中	中心市街地に所在する図書館において、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の住民を対象とした様々な事業や、近隣の文化施設と連携した講演会などを行い、住民に学習する機会や場を提供する事業であり、現在も継続中である。
⑪西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業（再掲） ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	

前述のとおり「開広団地再整備事業」で整備した有料老人ホームが介護職員の深刻な人手不足により、職員雇用の進捗に合わせた段階的な入居にとどまり、実際の居住者数が想定を大幅に下回ったことや、「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が建設資材価格の高騰により未完了となったこと等により、中心市街地における住宅供給は、想定どおりにはすすまなかつた。他のソフト事業は、現在も全て継続して実施している。

4) 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名	実施状況	進捗状況等
①帯広まちなか歩行者天国事業	実施中	まちなかのにぎわい創出と地域コミュニティの再生を目的として、市民団体による手作りで、6月から9月までの日曜日に、ダンスや音楽などの様々なイベントを行っている。

		近年は年間 12 回程度開催し、来場者は約 10 万人で、市民に定着した事業として広く知られており、現在も継続中である。
②商店街活性化事業 演出・催事実施事業	実施中	商店街活性化のため、商店街が実施するまつりや、イベント等の文化的演出の創出に対し、本市が 1 商店街当たり 50 万円を限度として補助を行う事業であり、現在も継続中である。
③商店街活性化事業地域いたわり商店街事業	実施中	地域住民に密着した商店街となるため、商店街の有する来街者向けの施設の整備、修繕などを商店街自らが進めることに対し、本市が 1 商店街当たり 20 万円を限度として補助を行う事業であり、現在も継続中である。
④商人塾事業（中心市街地活性化基本計画推進事業）	実施済み	中心市街地活性化基本計画の推進に資する事業に対し補助を行う事業であり、平成 30 年度までは、商人塾事業（中心市街地の既存の店舗において、起業、開業するものを対象に、開業から一定期間の家賃及び改修費を支援するなどして、起業者を支援する事業）などを行ってきた。 令和元年度から事業内容を見直し、商人塾事業を廃止し、新たに「まちなか「商」学校事業」などを実施している。
⑤栄通商店街活性化事業	実施済み (H25 完成)	栄通（南 9 丁目線）において、既存の街路灯設備の LED 化を行う事業であり、平成 25 年度に事業が完了した。
⑥街なかコミュニティ・ホテル事業	実施済み (H27 完成)	中心市街地の廃業したホテルにリノベーションを施し、外国人旅行者などにも使い勝手の良いホテルと、建物 1 階部分に地元住民も利用できるカフェ・バーやイベントスペースを設ける施設整備事業である。 平成 27 年度に事業が完了し、平成 28 年 3 月に開業した。
⑦広小路アーケード空間を活用した集客・回遊・滞留事業	実施中	市内で唯一全蓋アーケードが整備されている広小路商店街では、平成 23 年度に国の支援を受けてアーケードの改修を行った。アーケードによる空間を活用し、半世紀以上の歴史を刻んでいる「七夕まつり」や「帯広まちなか歩行者天国事業」などを開催する事業であり、現在実施中である。
⑧電信通り商店街活性化事業	実施中	電信通り商店街は、平成 23 年度に、高齢者、障がい者と協働・共生する商店街づくりを目指して商店街活性化事業計画を作成し、北海道内で初めてとなる地域商店街活性化法に基づく認定を受けた。 現在も、社会福祉法人や NPO 法人と協力しながら、空き店舗を解消し、商店街の振興

		を図るための取り組みをすすめている。
⑨おびひろイルミネーションプロジェクト	実施中	冬期間のまちなかのにぎわい創出のため、駅前のはるにれの木を中心に、イルミネーションの一点灯を行う事業である。点灯式には、地域の子ども向けのイベントなども行っており、現在も継続中である。
⑩北の屋台事業	実施中	中心市街地で屋台村を営業し、まちなかのにぎわいを創出する事業である。十勝産の食材を活用しながら20店舗の屋台による通年営業を行っており、オープン以来の来場者数が200万人を突破し、現在も継続中である。
⑪まち美化サポート事業（クリーン・キャンパス・21）	実施中	地域の住民や企業の協力のもと、中心市街地の美化を図る事業であり、現在も継続中である。
⑫平原のルキア	実施済み	帯広駅北多目的広場にイルミネーションを設置して、冬期間のにぎわい創出を図る事業である。平成25年度から「おびひろ夢あかりアートの街事業」に統合され、現在も継続中である。
⑬まちなかインキュベーション事業	実施中	北の屋台事業と連携し、起業を目指す者に北の屋台の店舗で、一定期間実際の営業のノウハウを学ばせ、修了後は独立させることにより、起業者を育成する事業であり、現在も継続中である。
⑭OBIHIRO ほっとマグフェスタ	実施中	市内飲食店と連携してマグカップを販売し、マグカップ所有者に対して、各店舗のオリジナルメニューを提供することで来街者の回遊性を高める事業であり、現在も継続中である。
⑮自慢の逸品事業	実施中	市内商店街から、自慢できる商品やサービスを公募、審査した上で「自慢の逸品」として選定し、広く宣伝することで各店舗の魅力を向上させる事業であり、現在も継続中である。
⑯まちなか産直市	実施中	地域の農業者が、夏期にまちなかで産直市を実施し、地場産野菜等を販売する事業であり、現在も継続中である。
⑰共通駐車券事業	実施中	中心市街地の商店街と駐車場が連携して共通の駐車券を発行し、中心市街地の駐車利便の向上と商店街の活性化を図る事業であり、現在も継続中である。
⑱商店街活性化事業歩道ロードヒーティング設備維持事業	実施中	来街者へ快適な歩行空間を提供するため、歩道のロードヒーティングの運用、維持を行う事業であり、本市が補助対象経費の3分の1以内で補助を行っており、現在も継続中である。
⑲フードバレーとかちマラソン大会	実施中	中心市街地を発着点とし、ボランティア等

		による市民参加型のマラソン大会を実施しており、現在も継続中である。
⑳とがちマルシェ事業	実施中	JR 帯広駅周辺を会場として、十勝最大規模の食と音楽のイベントであり、日本有数の農業地域である十勝の魅力を発信するイベントとして定着してきており、現在も継続中である。
㉑おびひろ平原まつり	実施中	例年 8 月中旬に開催される十勝管内最大規模の夏まつりである。 伝統の「おびひろ盆踊り」や、五穀繁盛を願うみこし「夢降夜」など多様なイベントにより、多数の来場を集めており、現在も継続中である。
㉒おびひろ菊まつり	実施中	例年 10 月下旬から 11 月上旬頃に、様々な菊の展示を行うほか、姉妹都市の特産品が並ぶ物産販売などを行うイベントであり、現在も継続中である。
㉓ベーカリーキャンプ（北海道小麦キャンプ）	実施済み	十勝の主要農産物である小麦の魅力を伝えるため、帯広市中心市街地において技術講習会などを実施する事業である。 平成 27 年度から、「北海道小麦キャンプ」と名称変更し、対象を十勝から全道へ拡大し、開催地を全道各都市から選定して実施して、現在も実施中である。
㉔社会を明るくする運動	実施中	非行や犯罪に陥った人の立ち直りを支援し、犯罪のない社会づくりを目指す事業である。7 月の強化月間では、中心市街地で街頭啓発パレードを実施し、中心市街地ににぎわいをもたらしており、現在も継続中である。
㉕ガイアナイト in おびひろ	実施中	広小路で開催されている「おびひろ広小路ビアガーデン」において、照明を消し、キャンドルのあかりの中で時間を過ごし、地球環境のことを考える時間を共有する事業である。 中心市街地のイメージアップにつながる事業として、現在も継続中である。
㉖おびひろ夢あかりアートの街	実施中	冬景色に映えるあかりの設置を行い、幻想的な光を照らし、冬期間における中心市街地の魅力向上を図る事業として、現在も継続中である。
㉗駅北多目的広場花いっぱい事業	実施中	駅北多目的広場を花で彩り、景観を向上させ、多目的広場の利活用とにぎわい創出を図る事業であり、現在も継続中である。
㉘帯広商工会議所まちなか支所運営事業	実施中	中心市街地の店舗を借り上げ、中心市街地活性化に関する事業の推進や、経営相談事業等を行う事業であり、現在も継続中である。

⑲平原通商店街活性化事業	実施中	平原通において、休憩用椅子やテーブルを設置するほか、とちぎ・帯広「平原の鹿物語」に関連したモニュメントに関する写真展を行うなど、現在も継続中である。
⑳高齢者いきいきふれあい館「まちなか」運営事業 ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	平成28年度に、本市が主体となり、高齢者等の交流、趣味、高齢者サークル活動などの場を提供するふれあい館を整備した。現在は、整備したふれあい館の運営を継続している。
㉑中央公園再整備事業 ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施済み (H30完成)	施設の老朽化が著しい中央公園について、親水広場の更新、バリアフリー化、北側広場の芝生整備などを行う事業であり、平成30年度に事業が完了した。
㉒中心市街地Wi-Fi環境整備事業 ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	平成29年度に、帯広駅から藤丸百貨店がある西8丁目までの平原通において、平原通商店街振興組合が主体となり、住民や外国人を含む観光客等が利用できる無料Wi-Fiを整備し、本市は経費を補助した。現在は、整備した無料Wi-Fiの運用を継続中である。
㉓免税店機能整備事業 ※H30.3に、独自計画として期間延長した際、追加した事業	実施中	平成29年度に、中心市街地の商店街エリアの商店(免税店)を対象に、免税手続きが一括で可能となる免税カウンターを藤丸百貨店に整備し、本市は経費を補助した。現在は、整備した免税カウンターの運用を継続中である。

街なかコミュニティ・ホテル事業は、認定と連携した特例措置のひとつである、経済産業省の中心市街地再生事業費補助金等を活用し、廃業したホテルにリノベーションを施し、平成27年度に完成、開業した。開業以来、インバウンドも含めた交流人口の受け皿機能を発揮しているほか、施設を活用した各種イベントの開催など、中心市街地のにぎわい創出に寄与している。

また、帯広まちなか歩行者天国事業やとちぎマルシェ事業などの各種イベントが順調に実施されており、市民が中心市街地に足を運ぶきっかけとなっている。

5) 1)～4)までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

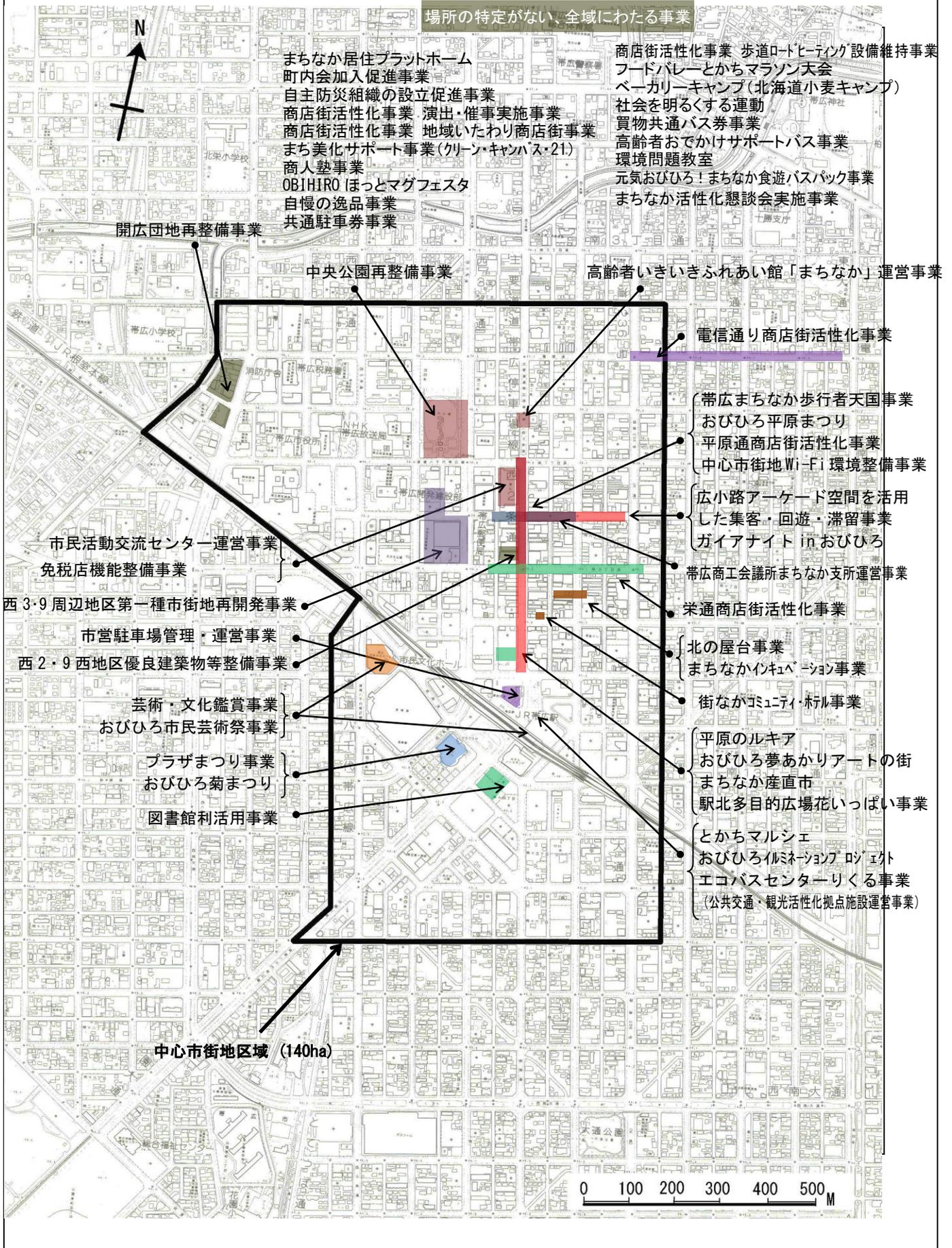
事業名	実施状況	進捗状況等
① 買物共通バス券事業	実施中	事業の参加店での買物により、いずれのバスでも利用可能な共通バス券を発行し、来街者の増加を図る事業であり、現在も継続中である。
② 高齢者おでかけサポートバス事業	実施中	満70歳以上の市民のうち、当該事業利用希望者に対し、無料バス券を交付する事業である。この事業により、高齢者の積極的な社会参画などのほか、来街者を増やす事業であり、現在も継続中である。
③ エコバスセンターりくる事業(公	実施中	帯広駅北口バスターミナルにおいて、レン

公共交通・観光活性化拠点施設運営事業)		タルサイクルサービスを提供し、公共交通の利用促進と観光客への交通利便を確保する事業であり、現在も継続中である。なお、公共交通と観光の活性化を目的とした新たな施設を整備し、平成 30 年 5 月から供用を開始している。
④ 環境問題教室	実施中	自家用車利用に対する公共交通機関の優位性を啓発することで、公共交通機関の利用促進を図る事業であり、現在も継続中である。
⑤ 元気おびひろ！まちなか食遊バスパック事業	実施中	バス事業者が中心市街地の飲食店などと連携し、バスを利用して来店した人に、参加店舗での割引のほか、一定金額以上の利用・購入があった場合にバス利用料金の割引の特典を与える事業であり、現在も継続中である。
⑥ まちなか活性化懇談会実施事業	実施中	事業者などの当事者が、消費者、学生など様々な立場から意見を聴取し、刺激を受けることで、自らの取り組みにつなげる事業であり、現在も継続中である。

高齢者おでかけサポートバス事業は、平成 30 年度の実績で、年間延べ利用者数が約 100 万人となっており、高齢者が買い物、公共施設利用、通院などを目的として、都市機能が集積した中心市街地へ訪れる際の交通手段として定着している。

その他の事業についても着実に事業が実施されているほか、帯広駅北口のバスターミナルを建て替え、平成 30 年 5 月から供用を開始しており、今後は、公共交通に加え、観光活性化の機能も併せ持った拠点として施設の運用を行うことで、来街者の増加に寄与することが期待される。

＜第2期計画の事業位置図＞



IV 成果と課題

1) 成果

ア 歩行者通行量の増加

歩行者通行量は、「開広団地再整備事業」によって商業店舗が開業し、新たなにぎわいなどの効果が生まれたこと、「商店街活性化事業演出・催事実施事業」や「街なかコミュニティ・ホテル事業」など、中心市街地への来街を誘引する取り組みが、計画事業として着実に実施されたことなどから、平成30年度の実績が基準値から増加し目標値を上回っている状況にある。

イ 市民実感度の向上

第六期帯広市総合計画（H22～R1）における進捗管理に当たり、市民まちづくりアンケートにて「中心市街地に魅力とにぎわいがある」に対する市民意識調査を行っている。市民実感度は依然として低い状況が続いているものの、第2期計画策定前の年度（H24年度）の加重平均値である1.843から、H30年度の加重平均値は2.013となり、0.17上昇し、計画事業の効果発現による若干の改善が見られている。

2) 課題

ア まちなか居住者数の減少

高齢者向けの住居やサービス施設、商業施設などの複合施設を整備する予定であった「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が建設資材価格の高騰により本体工事の入札が不調となり、本体工事以降の着手に至らなかった。

また、開広団地再整備事業において、市街地再開発事業により高齢者向けの居住機能（有料老人ホーム）、デイサービス、賃貸住宅、商業施設などを有する建築物の整備を行ったものの、有料老人ホームが介護職員の確保に腐心し、職員雇用の進捗に合わせた段階的な入居にとどまっており、想定どおりの事業効果が発現していない。

さらに、中心市街地周辺部では、新たな宅地供給や集合住宅の建築などの民間の居住施設整備が見られたが、中心市街地エリアではその動きが低調であり、居住者増につながる良質な住宅供給が進まなかったことや、少子高齢化に伴う自然減と、中心市街地から転居する社会減などが相まって、まちなか居住者数が減少した。

これらのことから、まちなか居住者数は、平成31年3月末の実績が基準値を下回っており、まちなか居住の促進が進んでいないことが課題として残っている。

イ 平日昼間のにぎわいの不足

平成30年8月～9月に実施した「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画策定に向けた市民アンケート」の結果では、第2期認定計画策定時と比較した「中心市街地の印象に関する調査」において、「にぎわいや活気が更になくなりつつある」と「どちらかと言えば、にぎわいや活気が更になくなりつつある」の回答の合計が65.0%となり、否定的な回答が半数を超えており、市民は日常的なにぎわいが失われつつあると認識している。

こうした市民実感度に加え、歩行者通行量（平日）については、平成30年度の実績が基準値から増加し目標値を上回っている状況にあるものの、時間別に見ると、夜間の歩行者通行量（17時～20時）が増加傾向にある一方で、昼間の歩行者通行量（9時～17時）

は14,168人（H24）から13,756人（H30）へと減少傾向にあり、平日昼間の日常的なにぎわいの不足が課題となっている。

前述の市民アンケートのうち、今後の中心市街地活性化へ必要な取り組みに関する調査では、商店の魅力向上（28.4%）が最多回答で、次いで、商業施設・飲食店の充実（26.8%）となるなど、市民は商業機能の強化を求めていることから、商業機能の充実による来街者の増加に加え、地域の人口減少が予測される中で、まちなか居住の促進のほか、ビジネス、観光など、様々な目的を持った人が日常的に来街する、新たな人の流れを呼び込むことが必要である。

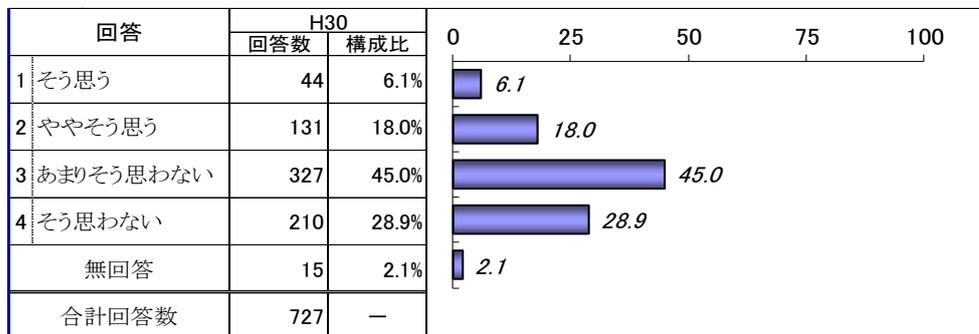
3) 計画の定性的評価

ア 市民意識の変化

本市では、第六期帯広市総合計画を効果的・効率的にすすめるための政策・施策評価を行うに当たり、毎年度市民まちづくりアンケートを実施してきた。このアンケート調査において、「中心市街地に魅力とにぎわいがある」の設問を設け、市民実感度を調査している（市民実感度の説明は19ページ参照）。

市民実感度は第2期計画策定前（H24年度）の1.843から、直近年度（H30年度）は2.013となり、0.17上昇している。このことから、中心市街地の活性化に関する市民意識は、計画事業の効果発現により徐々に向上していると考えられるものの、依然として低い状況が続いている。

■設問「中心市街地に魅力とにぎわいがある」



上記の回答で3(あまりそう思わない)または4(そう思わない)を選んだ理由	H30	
	回答数	構成比
a 魅力ある店舗が少ないから	333	65.8%
b 中心市街地への交通の利便性が悪いから	65	12.8%
c 各種イベントに魅力がないから	54	10.7%
d その他	54	10.7%
有効回答数	506	—



イ 中心市街地活性化協議会の意見

※平成30年5月帯広市提出「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」の「4. 中心市街地活性化基本計画の取組に対する中心市街地活性化協議会の意見」

【活性化状況】

- ①かなり活性化が図られた
- ②若干の活性化が図られた
- ③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）
- ④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

帯広市中心市街地活性化協議会としては、行政や関係する機関・団体と中心市街地の活性化の推進について検討・協議を行った結果、計画に位置付けた事業については、経済・雇用情勢の影響を受けた一部の事業を除き概ね順調に事業が実施され、所期の効果が得られたものと捉えている。

これらのうち、まちなか居住については、「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が資材価格高騰の影響を受け計画期間中に実現されなかったため、期待した効果が得られなかった。同事業は、周辺商業者などの期待も高いことから、早期の整備実現に向けて、事業関係者や行政が事業再開に向けてより一層積極的に取り組む必要があり、当協議会としても、行政や関係する機関・団体とともに、その動向を注視していきたい。また、「開広団地再整備事業」は平成27年3月に完了し、居住者数増加に資する新たな拠点を整ったものの、団地内有料老人ホームの深刻な人手不足の影響により、居住者数は67人の増加と目標の244人の増加を大きく下回っていることから、引き続き状況を把握していかなければならないと考えている。

他方、にぎわいの創出と魅力づくりについては、計画に位置付けたソフト事業の継続実施が大きな役割を果たしてきているうえ、計画変更により追加して実施した「街なかコミュニティ・ホテル事業」がインバウンドも含めた交流人口の受け皿機能を発揮しているほか、市民との情報共有の場、各種機関・団体等と連携した人材育成の場としての役割も担っている。さらには、中心市街地で昼間営業している個々の飲食店に関する情報発信やインバウンドを含む来街者の受入基盤の強化につながるツールの作成・配布など、平日の日中に人の流れを呼び込む新たな取り組みも生まれている。これらはいずれもにぎわいの創出等に貢献し、歩行者通行量の増加に寄与していると考えている。

こうした中、当協議会では、計画事業として当初より取り組んでいる「まちなか活性化懇談会」を計15回開催し、障がい者団体、女性事業者、中心市街地の店舗経営者、再開発事業施行予定者などから意見・要望等を聴取。その結果を当協議会の意見書として取りまとめ、平成30年2月に中心市街地活性化を担う機関・団体に提出した。すでに、市民活動交流センターにて実施した子育て世代を対象とする親子運動教室など、当協議会からの意見を反映した取り組みが進められているところではあるが、当協議会としては、事業関係者が中心市街地において新たな事業を実施する際には意見書に掲げた要改善点をさらに取り込むことにより、課題解決型の中心市街地活性化が着実に実現されて

いくことを切に願うものである。

現在、中心市街地では大型空きビル周辺街区の再開発などの新たな動きもあり、街なかの姿が変わる転換期を迎えている。

さらに、十勝地域では起業・創業を志す人を支援する仕組みも整備され、着実に実績が積み上げられてきていることから、そうした人々による産業・経済振興の取り組みを通じた雇用機会の創出や街なか居住者数の増加への期待が大きくなっている。

当協議会としても、このような動きを好機と捉え、併せて個店にも魅力発信等の努力を引き続き促すなどして、関係者と一丸となって中心市街地の活性化を推し進めてまいりたい。

〔6〕本市におけるまちづくりの考え方

I 第七期帯広市総合計画（計画期間：令和2年度～令和11年度を予定）

帯広市では、令和元年度に「第七期帯広市総合計画」を策定する予定である。

その中で、基本構想におけるまちづくりの目標のひとつとして「安全・安心で快適に暮らせるまち」を掲げているとともに、都市形成の考え方として、都市地域、農村地域、森林地域・自然公園地域に区分し、都市地域において中心市街地の都市機能の充実を図ることとしている。

また、基本計画における施策のうち、「施策21 都市基盤の整備と住環境の充実」の中の、主な取り組みとして、中心市街地における民間投資を促すとともに、市民や企業等によるにぎわいづくりを促進することとしている。

II 第2次帯広市都市計画マスタープラン（計画期間：令和2年度～令和21年度を予定）

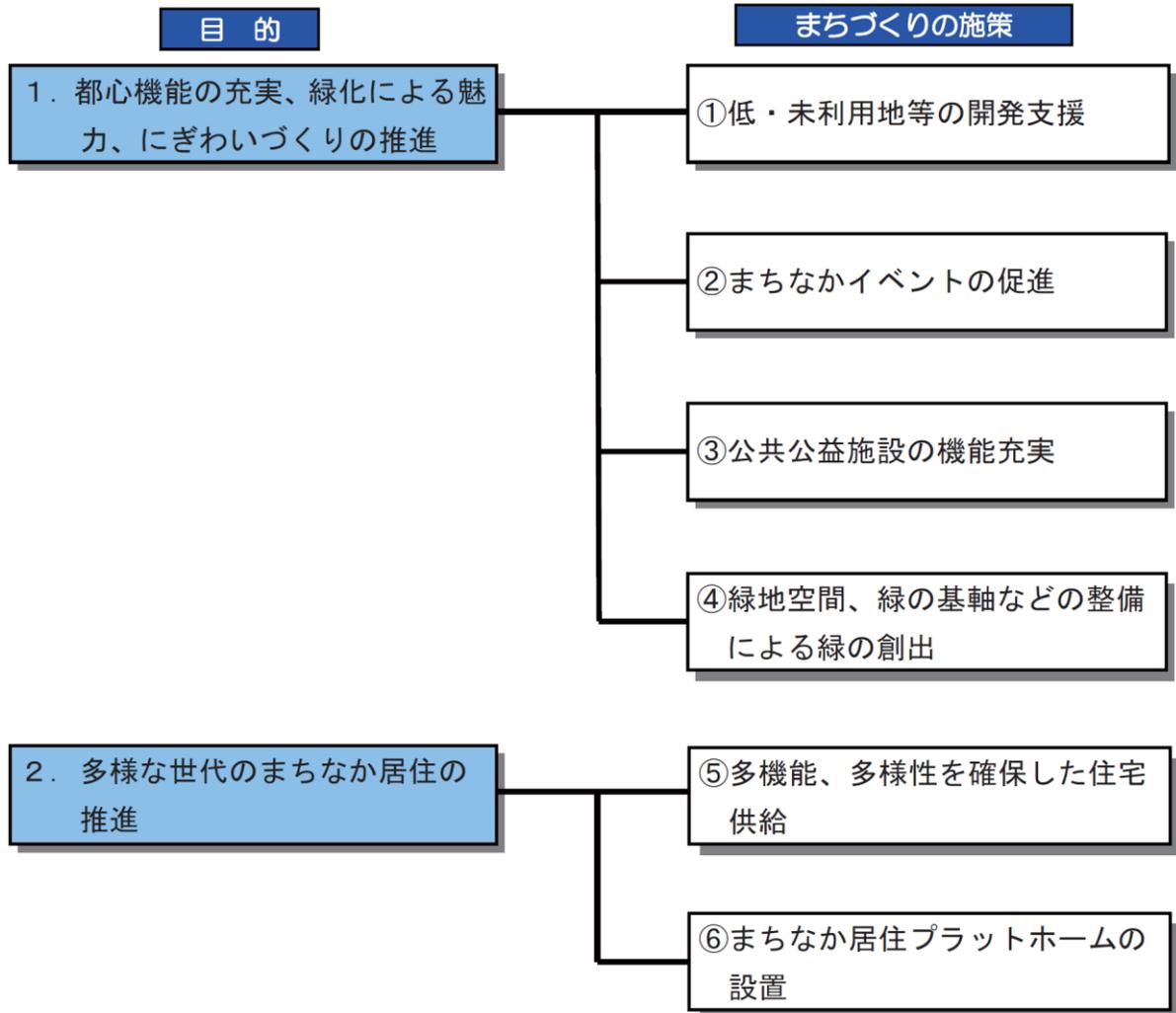
帯広市では、令和元年度に「帯広市総合計画」や北海道が策定する「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「第2次帯広市都市計画マスタープラン」として策定する予定である。

「第2次帯広市都市計画マスタープラン」では、基本理念として「みんなで創り 未来へつなぐ みどり豊かな帯広の 心地よい暮らし」を掲げており、中心部の目指す姿として「土地の高度利用、都市機能の集積、まちなか居住」を掲げている。

Ⅲ おびひろまち育てプラン（計画期間：平成20年度～令和5年度まで）

「おびひろまち育てプラン」は、帯広市都市計画マスタープランの実現に向けて、自然環境や人にやさしく、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指し、具体的な施策の推進方針を示すことを目的に策定した。

「都心エリア」においては、既存の社会資本ストックを活用し、帯広・十勝にふさわしい、個性と魅力ある街並みや緑豊かな都市景観形成など、都市の顔となるまちづくりをすすめることとしており、「目的」と「まちづくりの施策」は下記のとおりである。



〔7〕 中心市街地活性化の課題

前述の「データから見た本市と中心市街地の現状」、「市民から見た中心市街地の現状」、「第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み」などを踏まえ、第3期計画策定に向けた課題は、下記のとおりである。

I にぎわい

- 中心市街地における歩行者通行量に関しては、第1期計画を策定した平成19年以降は計画に掲げた事業の実施により歩行者通行量（休日）は減少傾向に歯止めがかかり、また、歩行者通行量（平日）は第2期計画に位置付けた事業の展開により、平成30年度の実績が基準値から増加し目標値を上回っているなど、一定の効果が見られる（8、30ページ）。しかし、歩行者通行量（平日）を時間帯別に見ると、夜間の歩行者通行量は増加しているものの、昼間の歩行者通行量は減少傾向が続いている（9ページ）。
- 平日昼間の歩行者通行量の減少に伴い、中心市街地における小売業の年間商品販売額や店舗数の減少にも影響しているものと考えられる（12ページ）。
- 平成30年8月～9月に実施した「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画策定に向けた市民アンケート」では、「にぎわいや活気が更になくなりつつある」と「どちらかと言えばにぎわいや活気が更になくなりつつある」の回答の合計が65.0%となるなど、前期計画の取り組み成果が、中心市街地活性化に対する市民の実感にまでつながっていないことがうかがえる。
- 上記のアンケートでは、今後の中心市街地活性化へ必要な取り組みに関する調査では「商店の魅力向上」が28.4%で最多回答となり、次いで「商業施設・飲食店の充実」が26.8%と高い結果となったほか、都市機能に関するニーズ調査では「商業施設、飲食店」が34.2%と最多回答となり、商業機能の充実を求める意見が多かった（24、25ページ）。
- 商業機能の充実による買い物のほか、今後少子高齢化が更に進むと推計される中で（5ページ）、ビジネスや観光などの目的を持った人が日常的に来街する環境を整備することが必要である。

II まちなか居住

- 居住人口の確保は、まちが成立する基本的条件であり、活力の源である。中心市街地においても、まちなか居住者の増加対策は、中心市街地活性化に向けた重要な課題である。
- 中心市街地の人口は、2000年（平成12年）には全市人口の約1.0%まで減少した後、駅周辺で高層の分譲・賃貸マンションが建設されたことにより一時増加に転じたが、近年は横ばい又は微減傾向となっている（6ページ）。
- 第2期計画では、「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が建設資材価格の高騰により事業未完了となったことなどから、目標値3,100人に対し、平成31年3月末の実績が2,576人で基準値から約8.6%の減となり、目標値を下回っている状況にある（29ページ）。
- 第2期計画期間において、中心市街地周辺部では新たな宅地供給や集合住宅の建築などの民間の居住施設整備が見られたが、中心市街地エリアではその動きが低調であり、居住者増につながる良質な住宅供給が進まなかった（30ページ）。
- 上記のアンケートでは、「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがある」との

回答が 28.7%となっており、中心市街地の居住ニーズが一定程度あることがうかがえる(26 ページ)。

- これらのことから、まちなか居住施設の整備やまちなか居住の魅力を高める取り組みをすすめることが必要である。

〔8〕 中心市街地活性化に関する基本的な方針

I 第2期計画の総括と今後の方向性

○目標

街なか居住の促進により、居住人口の増を図る

<p>第2期計画 総括と現状</p>	<p>○まちなか居住者数は、平成31年3月末の実績が基準値（H24.3）から減少し目標値を下回っている状況にある。 【推移】 H24.3：2,817人 → H31.3：2,576人</p> <p>○この要因は、計画事業のうち、「西2・9西地区優良建築物等整備事業」が建設資材価格高騰の影響を受け、第2期計画期間内の事業実現に至らず、サービス付き高齢者向け住宅と賃貸住宅が供給されなかったことに加え、「開広団地再整備事業」により建設した有料老人ホームが深刻な介護職員の不足の影響により、段階的な入居にとどまっていることである。</p> <p>さらに、中心市街地周辺部では新たなマンションの建築など、居住施設整備が見られるものの、中心市街地エリアではその動きが低調であったことも要因と考えられる。</p>
<p>市民の認識 (市民アンケート結果)</p>	<p>○「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがある」との回答が28.7%となっており、中心市街地の居住ニーズが一定程度あることがうかがえる。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>○地域の人口減少が予測される中、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、まちなか居住の促進への環境整備に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>○再開発事業などにより魅力的で快適な居住施設を整備するほか、きめ細やかなソフト事業を展開することで、まちなか居住を促進することが必要である。</p>

○目標

既存ストックの活用によるにぎわい創出と魅力づくりにより、来街者、歩行者の増を図る

<p>第2期計画 総括と現状</p>	<p>○歩行者通行量（平日）は、平成30年度の実績が基準値（H24年度）から増加し目標値を上回っている状況にある。 【推移】 H24：22,905人→H30：24,235人</p> <p>○この要因は、計画事業のうち、「開広団地再整備事業」により整備した商業店舗や、「街なかコミュニティ・ホテル事業」によりリノベーションホテルが開業したことなどである。</p> <p>○また、歩行者通行量（平日）を時間帯別に分析すると、夜間の歩行者通行量が増加している一方で、昼間の歩行者通行量は減少している。</p>
<p>市民の認識 （市民アンケート結果）</p>	<p>○第2期計画策定時頃と比較した印象調査を行ったところ、「にぎわいや活気が更になくなりつつある（どちらかと言えばを含む）」が65.0%となっている。また、今後の中心市街地活性化へ必要な取り組みに関する調査では「商店の魅力向上」が28.4%と最多回答となり、次いで、「商業施設・飲食店の充実」が26.8%となるなど、商業機能の充実を求める意見が多かった。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>○店舗の魅力向上策を含めた商業機能の充実を図ることに加え、居住、創業・起業を含むビジネス、観光、文化・生涯学習などを目的として、帯広市のみならず、十勝地域全体や十勝地域外からも多くの来街者を呼び込む取り組みを進め、にぎわい創出を図る必要がある。</p>

Ⅱ これまでの中心市街地における取り組みを踏まえた第3期計画の必要性

本市の中心市街地においては、平成4年に市役所新庁舎、平成7年に生涯学習と交流の拠点施設である「とちまちプラザ」が整備され、平成8年には鉄道が高架化されるなど、中心市街地に多くの公共投資が行われてきた。その後、平成12年に策定した帯広市中心市街地活性化基本計画（以下「旧計画」という。）においても、さまざまなハード整備事業を実施し、中心市街地に多くの公共施設が整備されてきた。

○旧計画において実現した主なハード整備事業

事業名	事業の概要
帯広駅周辺土地区画整理事業	帯広駅周辺約19.2haにおける土地区画整理事業
多目的広場整備事業	JR帯広駅北側に多目的広場を整備
帯広駅北地下駐車場整備事業	JR帯広駅の北側に地下駐車場を整備（200台収容）
駅前バス交通施設整備事業	バスシェルター整備等
西2条通街路整備事業	西2条南6丁目～南11丁目の街路整備事業
西5条通街路整備事業	アンダーパスの平面化（370m）
借上げ方式による市営住宅整備	108戸を整備
新図書館整備事業	駅南地区に図書館を整備
市民活動交流センター整備事業	藤丸百貨店8階を市民活動交流センターとして整備

また、こうした行政が主体となって進めてきた街並みの整備事業とともに、民間が主体となった商業ビルや宿泊施設、金融機関、病院などの各種施設の整備も進められてきた。

その後、平成19年8月から平成24年3月までを計画期間とした第1期計画においては、リーマンショックによる厳しい経済状況や建設資材の高騰などにより、民間事業者が事業主体となった大型事業は断念されたものの、国の支援を受け、市民ギャラリー整備事業や広小路商店街アーケード再生等事業が実現している。

さらに、平成25年4月から令和2年3月まで（国の認定期間は平成30年3月まで）を計画期間とした第2期計画においては、国の支援を受け、第1期計画で未実施となった開広団地再整備事業のほか、街なかコミュニティ・ホテル事業が実現し、歩行者通行量（平日）が増加するなどの一定の成果を収めている。

しかし、第2期計画において成果指標とした「まちなか居住者数」は平成31年3月末の実績が基準値から減少し目標値を下回っている状況にあるほか、歩行者通行量（平日）についても、夜間の歩行者通行量は増加傾向にある一方で、昼間の歩行者通行量は減少傾向にあるなど、中心市街地の活力が低下している側面もある。

このような中、現在、中心市街地において、約20年にわたる未利用期間を経て、旧イトーヨーカドービル周辺地区の再開発のほか、民間活力による新たな動きもあり、中心市街地

の姿が大きく変わることへの期待が高まっている。特に、再開発は、市内で最高層の建物となる居住施設のほか、商業施設等が整備されることから、まちなか居住者数や歩行者通行量の増加などに寄与するものである。こうした再開発事業は大規模な事業となることから、事業実施にあたり国の支援を受けることが必要不可欠である。

先に述べたとおり、本市においては公共施設をはじめとした社会資本ストックについて、これまでに相当の充実が図られてきている。今後は、既存の社会資本ストックを活用し、中心市街地における商業者をはじめとする関係者が自らの創意・工夫により、これまで以上に当事者意識を持って取り組んでいくことが重要であり、国の認定を受けた第3期計画を策定し、地域が一体となって中心市街地活性化をすすめていく必要がある。

Ⅲ 第3期計画で目指す中心市街地の姿

十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち

本市の中心市街地は、本市のみならず、十勝圏から多くの方々が訪れ、公共交通や商業・行政・金融機関等が集積した利便性が高いエリアであり、十勝圏の中核都市・帯広の中心市街地として、地域の活力を象徴する「都市の顔」である。

本市が今後も持続的に発展していくためには、この中心市街地に快適な生活空間の確保のほか、多様な目的や世代の人々が訪れたい空間を形成することにより、魅力とにぎわいにあふれたまちを形成することが必要である。

Ⅳ 基本的な方針

Ⅲの目指す中心市街地の姿を実現するため、下記の基本的な方針を定める。

基本的な方針1 魅力にあふれ訪れたいまちなかの形成

ハード・ソフト両面の環境を整備することで、買い物、ビジネス、観光など様々な目的を持った人々が日常的に来街し、集い、にぎわいと魅力のあるまちなかを形成する。

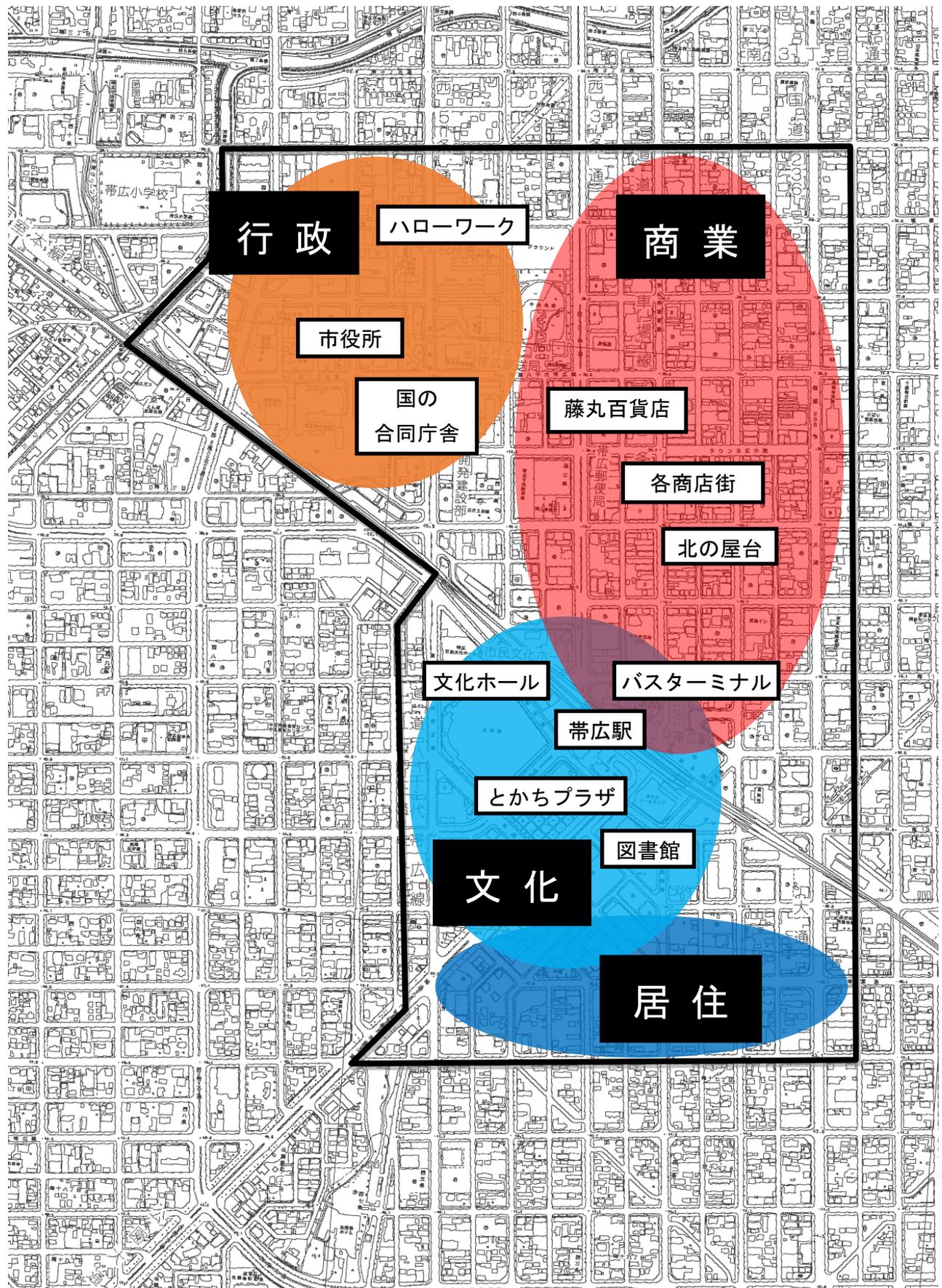
基本的な方針2 快適で住みたいまちなかの形成

文化・生涯学習施設、医療施設などの公共・公益施設や、商業施設などが立地し、都市機能が集積している中心市街地の特性を生かし、快適で魅力的な居住環境整備のほか、まちなか居住の魅力を高める取り組みなどを行うことで、居住人口を増加させ、利便性の高い生活空間としてのまちなかを形成する。

V 基本的な方針、目標に基づく事業の展開

目指す中心市街地の姿	基本的な方針	目 標	区 分	事業
十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち	魅力にあふれ訪れたいまちの形成	平日昼間を中心とした来街者を増やす	イベント等によるにぎわい創出事業	1 帯広まちなか歩行者天国事業
				2 おびひろイルミネーションプロジェクト
				3 フードバレーとかちマラソン大会
				4 とかちマルシェ事業
				5 おびひろ平原まつり
				6 おびひろ菊まつり
				7 おびひろ夢あかりアートの街
				8 キッチンカーによるまちなか活性化事業
			商店街や個店等の魅力づくりによるにぎわい創出事業	9 商店街活性化事業演出・催事実施事業
				10 商店街活性化事業地域いたわり商店街事業
				11 まちゼミ in おびひろ
				12 自慢の逸品事業
				13 中心市街地フリーWi-Fi環境運営事業
				14 北の屋台事業
				15 まちなかインキュベーション事業
				16 百貨店活性化事業
				17 免税店機能運営事業
				18 帯広まちなか「商」学校事業
				19 空き店舗情報発信事業
				20 コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業
				21 十勝のコアな魅力発信事業
				22 馬車BAR
				23 SMALL LOCALツアー
				24 帯広まちなかやど事業
				25 コミュニティ・ホテルを拠点とした広域プロモーション事業
			起業家支援によるにぎわい創出事業	26 起業家がつながる拠点運営事業
				27 トカチコネクション
				28 十勝の起業家磨き上げ事業
				29 起業等に関する支援事業の各種報告会等事業
				30 十勝地域の起業等支援拠点施設連携事業
	その他の事業	31 市営駐車場管理運営事業		
		32 共通駐車券事業		
		33 商店街活性化事業歩道ロードヒーティング設備維持事業		
		34 帯広商工会議所まちなか支所運営事業		
		35 高齢者いきいきふれあい館「まちなか」運営事業		
		36 あいのりバス・タクシー事業		
		37 買物共通バス券事業		
		38 高齢者おでかけサポートバス事業		
		39 公共交通・観光活性化拠点施設運営事業		
		40 元気おびひろ！ まちなか食遊バスパック事業		
		41 まちなか活性化懇談会実施事業		
	快適に住みたくなるまちなかの形成	居住施設整備事業	42 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業	
			43 西3・10東地区優良建築物等整備事業	
		居住環境向上事業	44 まちなか居住プラットフォーム事業	
			45 市民活動交流センター運営事業	
			46 文化振興事業	
			47 ブラザまつり事業	
		48 図書館利活用事業		
		その他の事業	49 移住促進事業（UIJターン促進事業）	
			50 空家等対策支援事業	

VI 中心市街地の各区域が担う主要な機能



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

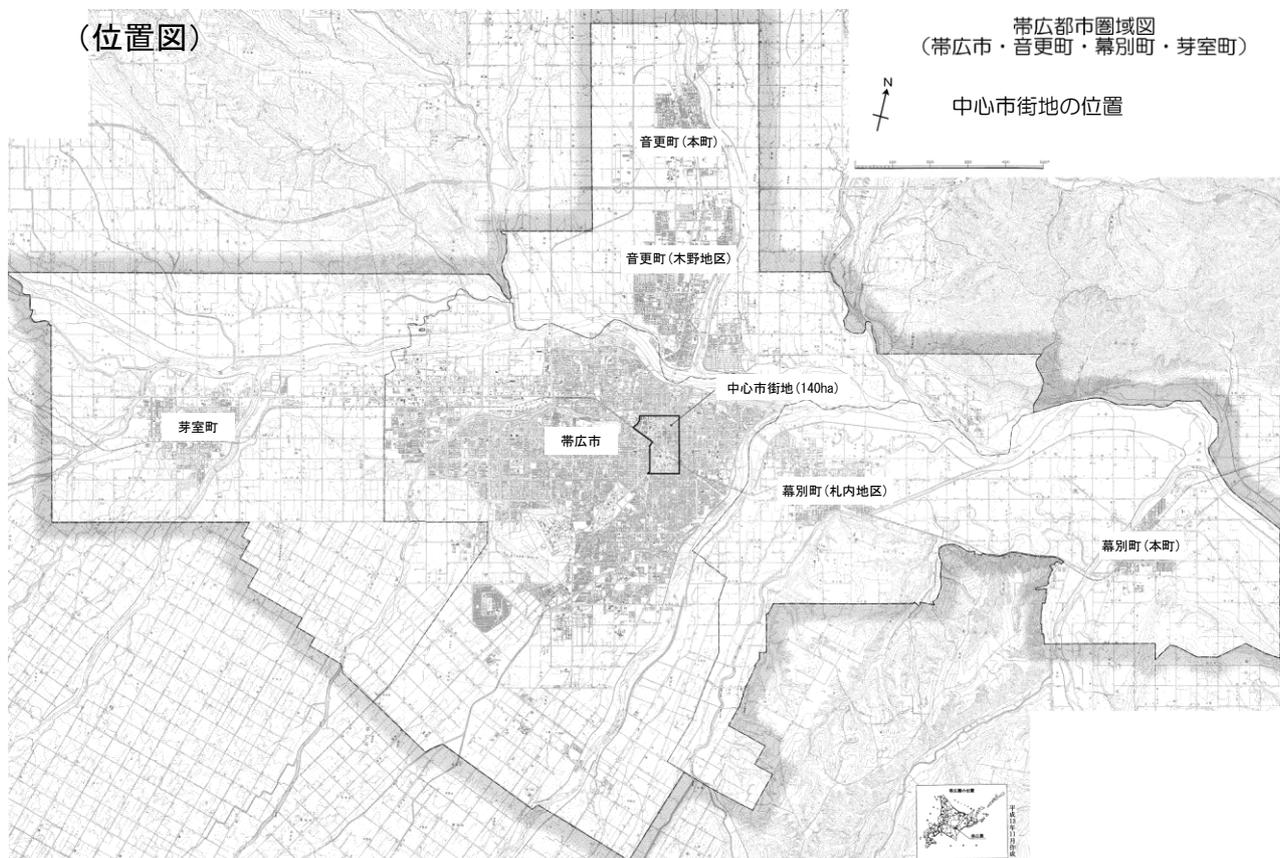
本市の市街地は、明治26年(1893年)から市街予定地区画(殖民地区画)が始まり、1,900戸分が測設され、その後、順次市街地が形成されてきた。当初の帯広市街予定地は、殖民地区画を基盤にしており、音更町木野地区の一部も含む壮大なものであった。

これは、ワシントン型の北米殖民都市の設計手法、いわゆる格子状パターン「効用の原理」と斜交街路パターン(交点に公用地を確保)「参加の原理」を導入したと考えられる。このように帯広の市街地形成は北海道独特のもので、未開発地に市街区画図を引き、そこに「市街地」を想定したのが帯広の原型となった。

明治38年(1905年)官設鉄道十勝線の釧路一帯広間が開通し、帯広停車場が開設され、さらに狩勝トンネル貫通による鉄道の全通によって、十勝の開発は文字通り軌道に乗ることとなり、その行政中心地である帯広駅周辺地区もまた道内有数の将来性ある市街として発展した。

平成に入ると、連続立体交差事業による鉄道高架化や駅周辺土地地区画整理事業により、線路により南北で分断されていた中心市街地を一体化し、道路網を整備するなど、JR帯広駅南北で一体的な開発を行ってきた。

このような取り組みにより、JR帯広駅周辺は交通結接点機能とともに、藤丸百貨店、商店街、市役所、国の出先機関、医療機関、金融機関、宿泊施設、事務所など様々な都市機能が集積しており、本計画においてもJR帯広駅を中心とした南北を中心市街地とする。



[2] 区域

区域設定の考え方

I 区域についての考え方

「第1期帯広市中心市街地活性化基本計画」、「第2期帯広市中心市街地活性化基本計画」で設定した区域は、これまでに整備してきた公共施設に加え、商業施設、事務所など多様な都市機能がかなりの程度集積し、現在も本市の中心としての役割を果たしていることから、同じ区域を中心市街地として設定する。

II 中心市街地の境界

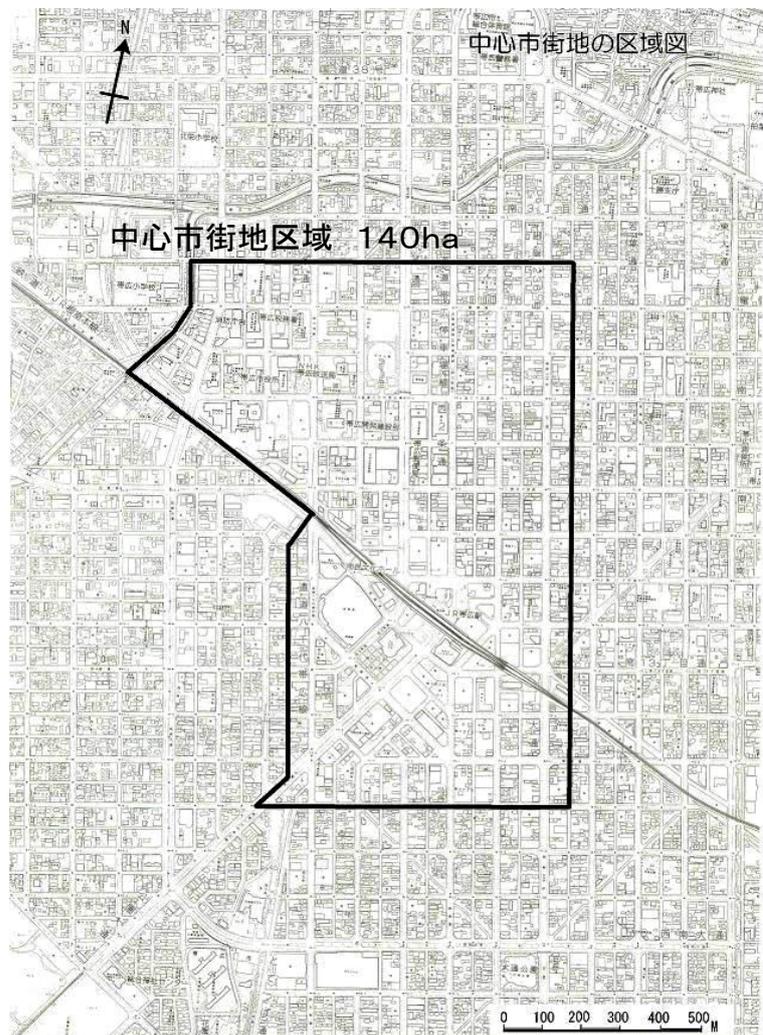
中心市街地の区域界は、鉄道と河川を活用するとともに、本市の特徴である碁盤目状の基本モジュールを活用する。

- ・東端界：大通り東仲通り（国道236号線）
- ・西端界：西5条西仲通りと一級河川十勝川水系ウツベツ川
- ・南端界：南16丁目線とJR根室本線
- ・北端界：南4丁目線

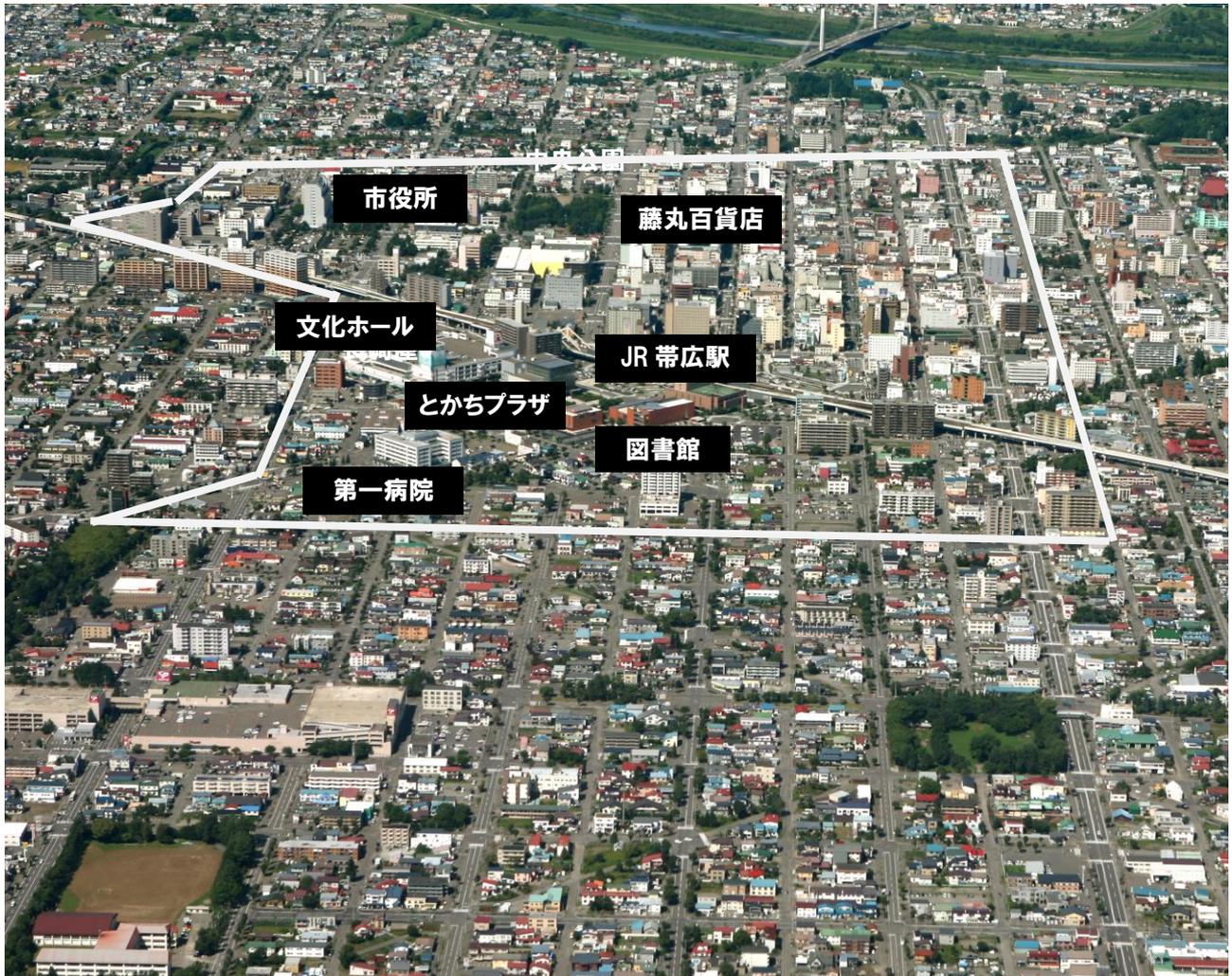
これらに囲まれた区域と定める。

III 区域の面積

- ・140ha



中心市街地の航空写真



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																				
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。</p>	<p>本計画において、中心市街地とする面積 140ha は、市街化区域 4,261ha (H30.10 現在) の約 3%で、この区域に、商業をはじめ、行政、事務所、居住、医療機関などの都市機能が集積している。</p> <p>○小売業の集積 中心市街地における小売業の占有率は店舗数 16.9%、従業者数 13.5%、売場面積 18.4%、年間販売額 13.5%を占めている。</p> <p style="text-align: center;">小売業の占有率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">市 全 体</th> <th style="text-align: center;">全市に占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数 件</td> <td style="text-align: center;">207</td> <td style="text-align: center;">1,227</td> <td style="text-align: center;">16.9%</td> </tr> <tr> <td>従業者数 人</td> <td style="text-align: center;">1,459</td> <td style="text-align: center;">10,821</td> <td style="text-align: center;">13.5%</td> </tr> <tr> <td>売場面積 m²</td> <td style="text-align: center;">52,512</td> <td style="text-align: center;">285,082</td> <td style="text-align: center;">18.4%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額 百万円</td> <td style="text-align: center;">35,703</td> <td style="text-align: center;">263,587</td> <td style="text-align: center;">13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：平成 26 年商業統計)</p> <p>○医療機関の集積 中心市街地における医療機関の占有率は、病院 15.8%、診療所 14.3%、歯科 14.4%を占めている。</p> <p style="text-align: center;">医療機関の占有率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">市 全 体</th> <th style="text-align: center;">全市に占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院 件</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">15.8%</td> </tr> <tr> <td>診療所 件</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">14.3%</td> </tr> <tr> <td>歯 科 件</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">14.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：北海道「道内医療機関の名簿について」平成 30 年 10 月 1 日現在)</p> <p>○都市機能の集積 中心市街地には、J R 帯広駅北側には、藤丸百貨店や各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、帯広郵便局、NHK 放送局、医療機関などの公益施設、宿泊施設、事業所など様々な都市機能が集積している。J R 帯広駅南側には、大型スーパーのほか、医療機関、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ、市民ギャラリーなど公共・公益施設のほか、高層分譲・賃貸マンションが集積している。</p>		中心市街地	市 全 体	全市に占める割合	店舗数 件	207	1,227	16.9%	従業者数 人	1,459	10,821	13.5%	売場面積 m ²	52,512	285,082	18.4%	年間販売額 百万円	35,703	263,587	13.5%		中心市街地	市 全 体	全市に占める割合	病 院 件	3	19	15.8%	診療所 件	15	105	14.3%	歯 科 件	14	97	14.4%
	中心市街地	市 全 体	全市に占める割合																																		
店舗数 件	207	1,227	16.9%																																		
従業者数 人	1,459	10,821	13.5%																																		
売場面積 m ²	52,512	285,082	18.4%																																		
年間販売額 百万円	35,703	263,587	13.5%																																		
	中心市街地	市 全 体	全市に占める割合																																		
病 院 件	3	19	15.8%																																		
診療所 件	15	105	14.3%																																		
歯 科 件	14	97	14.4%																																		

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

本計画における中心市街地は、歩行者通行量は全体的に下げ止まり傾向にあるものの、居住人口は減少傾向にある。また、中心市街地における商店数、従業員数、売場面積、年間販売額は全て減少しているほか、中心市街地商店街の空き店舗数は横ばい傾向にあるものの、営業店舗数は減少傾向にある。

○中心市街地人口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成24年	平成31年
全市(人)	171,715	173,030	171,699	168,188	166,093
中心市街地(人)	2,579	2,235	2,672	2,817	2,576

(資料：平成12年以前は国勢調査、平成17年以降は住民基本台帳人口)

(※平成17年以前は9月末時点、平成24年以降は3月末時点)

総人口は平成12年をピークに減少に転じており、中心市街地の人口は平成12年まで減少を続けた後増加に転じたが、近年は再び減少傾向にある。

○歩行者通行量(18地点)

中心市街地における歩行者通行量は減少傾向が続いていたが、これまでの計画に掲げた事業などにより近年は横ばい又は回復傾向にある。もっとも、その内訳を見ると、平日昼間の歩行者通行量は減少している。

	平成16年	平成21年	平成26年	平成30年
平日(人)	31,976	28,134	23,173	24,235
休日(人)	25,367	23,899	31,029	31,538
合計(人)	57,343	52,033	54,202	55,773

(資料：帯広商工会議所 歩行者通行量調査報告書)

○商店数・従業者数・売場面積・年間販売額

平成19年から平成26年までで、商店数は約29.4%、従業者数は約27.5%、売場面積は約25.2%、年間販売額は約0.2%、全て減少となっている。

中心市街地の商店数・従業者数・売場面積・年間販売額

年度	平成19年	平成26年	増減
商店数 件	293	207	△86
従業者数 人	2,012	1,459	△553
売場面積 m ²	70,179	52,512	△17,667
年間販売額 百万円	35,785	35,703	△82

(資料：商業統計)

○中心市街地商店街の空き店舗数と営業店舗数

中心市街地に位置する商店街における空き店舗は、平成 20 年と比較すると減少したものの、直近はほぼ横ばいで推移している。一方で、営業店舗は、平成 20 年から減少が続いている。

	平成 20 年	平成 25 年	平成 28 年	平成 30 年
空き店舗(件)	37	26	19	23

	平成 20 年	平成 25 年	平成 28 年	平成 30 年
営業店舗(件)	332	320	317	313

(資料：帯広市調べ)

第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

○他の地域への波及効果

十勝地域は、開拓以来、先人から受け継がれてきた不屈のフロンティア精神と社会的経済的な深い結びつきのもとに一体的に発展してきた歴史がある。

近年では、平成 25 年度に十勝全 19 市町村で「バイオマス産業都市」に選定され、十勝全域でバイオマスプラントが設置されているほか、平成 28 年度に所管面積が全国最大規模となる消防広域化が実現するなど、その結びつきはますます強まっている。

こうした中、本市の中心市街地は、十勝圏唯一の市として帯広圏（帯広市・音更町・幕別町・芽室町／約 259 千人 ※平成 27 年国勢調査時）はもとより、十勝圏全体（帯広市ほか、18 町村／約 343 千人 ※平成 27 年国勢調査時）の住民に対し、商業機能（物販、飲食、娯楽等）や、公共サービス、医療などの各種都市的サービスを提供する役割を担っている。

平成 23 年には、帯広市と十勝管内 18 町村との間で 1 対 1 の協定を締結し、定住自立圏を形成した。この中で、帯広市は、定住自立圏の中心市として都市機能を担うこととされていることから、十勝地域全体の発展のために、都市機能の維持、増進及び経済活力の向上の推進を図っていく必要がある。

したがって、今後とも多様な都市機能を更に集積し、利便性の高い活力ある中心市街地を実現することは、市全体への波及効果はもとより、十勝全域の活力向上につながることを期待され、十勝圏全体における住民福祉の向上にも不可欠である。

○各計画との整合

本計画において当該地区を中心市街地に設定し、都市機能の増進及び経済活力の向上を推進することが、帯広市及び十勝地域の発展に有効かつ適切であることは、次に掲げる各計画に整合するものである。

(1) 第七期帯広市総合計画との整合

(計画期間：令和2年度～令和11年度を予定)

帯広市では、令和元年度に「第七期帯広市総合計画」を策定する予定である。

その中で、基本構想におけるまちづくりの目標のひとつとして「安全・安心で快適に暮らせるまち」を掲げているとともに、都市形成の考え方として、都市地域、農村地域、森林地域・自然公園地域に区分し、都市地域において中心市街地の都市機能の充実を図ることとしている。

また、基本計画における施策のうち、「施策21 都市基盤の整備と住環境の充実」の中の、主な取り組みとして、中心市街地における民間投資を促すとともに、市民や企業等によるにぎわいづくりを促進することとしている。

(2) 第2次帯広市都市計画マスタープランとの整合

(計画期間：令和2年度～令和21年度を予定)

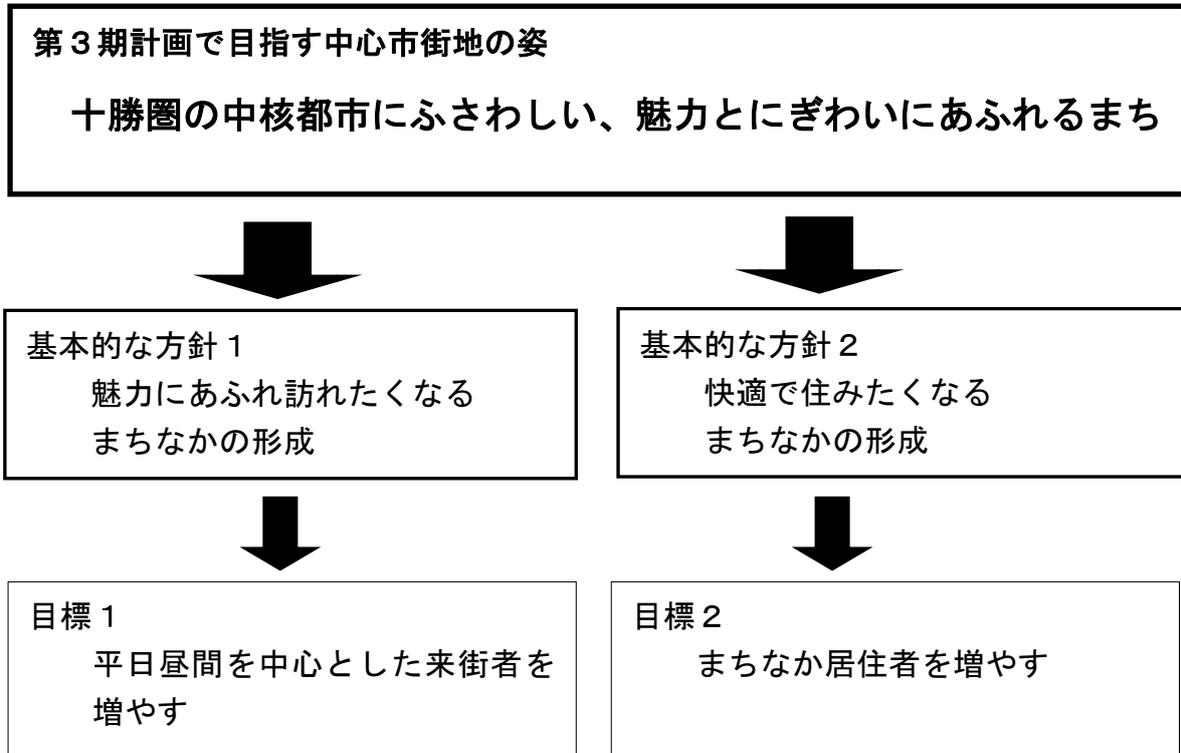
帯広市では、令和元年度に「帯広市総合計画」や北海道が策定する「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「第2次帯広市都市計画マスタープラン」として策定する予定である。

「第2次帯広市都市計画マスタープラン」では、基本理念として「みんなで創り 未来へつなぐ みどり豊かな帯広の 心地よい暮らし」を掲げており、中心部の目指す姿として「土地の高度利用、都市機能の集積、まちなか居住」を掲げている。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標設定

第3期計画で目指す中心市街地の姿、中心市街地活性化の2つの基本的な方針を踏まえ、以下の2つの目標を掲げて中心市街地の活性化を目指す。



①目標1 平日昼間を中心とした来街者を増やす

基本的な方針1「魅力にあふれ訪れたいくなるまちなかの形成」に向けて、商業機能、事務所機能など多様な機能を有する施設整備のほか、起業等に関する支援事業を含む商業機能の充実に資するソフト事業などの実施により、平日昼間を中心にまちなかを往来する者を増やす。

②目標2 まちなか居住者を増やす

基本的な方針2「快適で住みたいくなるまちなかの形成」に向けて、市街地再開発事業による分譲マンション建設により魅力ある居住施設を増加させることなどにより、中心市街地を生活圏としたまちなか居住者を増やす。

〔2〕計画期間の考え方

本計画の計画期間は、主要な事業が完了し、かつ、事業効果が発現する期間を考慮し、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

〔3〕数値目標設定の考え方

中心市街地活性化の目標を達成するための「指標」及び「目標値」を下記のとおり設定する。なお、目標1については、中心市街地のにぎわい状況全体を把握するため2つの「参考指標」及び「目標値」を定める。

目 標	目標指標	基準値	目標値	
平日昼間を中心とした来街者を増やす	歩行者通行量 (平日昼間 9～17 時)	13,756 人 (H30)	14,800 人 (R6)	
	参 考 指 標	中心市街地の宿泊客延べ数	96.6 万人泊 (H30)	100.5 万人泊 (R6)
	歩行者通行量(平日+休日)	55,773 人 (H30)	58,700 人 (R6)	
まちなか居住者を増やす	まちなか居住者数	2,666 人 (H30.9 末)	2,820 人 (R6.9 末)	

(1) 目標1について

ア 「指標」の設定の考え方

第2期計画では、「歩行者通行量(平日)」は平成30年度の実績が基準値から増加し目標値を上回っている状況にあるものの、時間別に見ると、「夜間の歩行者通行量」が増加傾向にある一方で、「昼間の歩行者通行量」は減少傾向にあり、「平日昼間の歩行者通行量」の減少が課題となっている。

こうした中、現在の市民ニーズの面からは、店舗の魅力向上、商業施設の充実といった商業機能の充実を求める意見が多い。

本基本計画では、西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業、西3・10東地区優良建築物等整備事業による商業施設の整備を計画事業に位置付けている。

また、起業家がつながる拠点(とちのやりたい実現カフェ「LAND」)を軸に起業などビジネスでの来街者の増加のほか、西3・10東地区優良建築物等整備事業において宿泊施設を整備し、宿泊収容力が増加することで、観光やビジネスなどの交流人口による来街者の増加が図られることが期待される。

買い物、居住、ビジネス、観光などによる平日昼間の来街者の増加により、日常的ににぎわいのある中心市街地の実現に結びつくことから、進捗状況を表す指標として、「平日昼間の歩行者通行量」を設定する。

イ 「参考指標 1」の設定の考え方

今後、地域の人口減少が予測される中であって、観光やビジネスなどによる交流人口がもたらす地域への経済波及効果は多大なものがある。

本市においては、平成 29 年 4 月、これまでの日帰り観光から滞在型観光への脱却を図るべく、十勝版 DMO の設立を支援してきている。

こうした宿泊滞在型観光への転換の取り組みに加え、本計画に位置付けている西 3・10 東地区優良建築物等整備事業（宿泊施設の整備）により、宿泊収容力を増加し、中心市街地の活性化を図っていく。

中心市街地の宿泊客の増加がまちなかを往来する歩行者通行量にも影響することから、進捗状況を表す指標として「中心市街地の宿泊客延べ数」を参考指標として設定する。

ウ 「参考指標 2」の設定の考え方

計画に位置付けた事業には、北の屋台事業などの「夜間の歩行者通行量」の増加に資する事業や、各種イベントなどの「休日の歩行者通行量」の増加に資する事業もあり、これらの事業効果を把握し、夜間や休日のにぎわいも含めた中心市街地全体のにぎわい状況を把握するため、「歩行者通行量（平日＋休日）」を参考指標として設定する。

(2) 目標 2 について

ア 「指標」の設定の考え方

本基本計画では、「住宅供給事業」として、西 3・9 周辺地区第一種市街地再開発事業、西 3・10 東地区優良建築物等整備事業により魅力的な居住空間を整備する事業に加え、「まちなか居住を促進する施策」として、まちなか居住等に関する総合的な相談窓口を設置する「まちなか居住プラットフォーム事業」のほか、移住促進事業(UIJ ターン促進事業)などを計画事業として位置付け、実施する。

また、これらの取り組みをきっかけに、民間事業者による新たな住宅供給事業が進むことも期待される。

中心市街地を生活圏とした居住者の増加により、まちなかのにぎわい向上につながるほか、商業施設の活性化にも資することから、進捗状況を表す指標として「まちなか居住者数」を設定する。

〔4〕具体的な数値目標の設定

本基本計画は、期間を5年とするものであり、この間に推進する取り組みにより、にぎわいを取り戻す水準として、次の2つの「指標」と、2つの「参考指標」について、具体的な数値目標を定める。

1 歩行者通行量（平日昼間9～17時）—指標1

(1) 数値目標設定の考え方

「平日昼間の歩行者通行量」は、まちなか居住者数の増による増加(a)、商業施設整備による増加(b)、ビジネス利用の増による増加(c)、交流人口の増による増加(d)を見込んで算出する。

【歩行者通行量調査18地点】



○調査方法について

- ・調査方法：午前9時～午後5時までの歩行者通行量を測定
- ・調査月：各年6月最終週又は7月第1週金曜日
(休日に前年と同じイベントが行われる週に合わせて決定)
- ・調査主体：帯広商工会議所
- ・調査対象：中心市街地区域内計18か所における「中学生以上の歩行者」

(2) 積算

(a) まちなか居住者数の増による歩行者通行量の増加

まちなか居住者の増加数は、西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業、西3・10東地区優良建築物等整備事業、移住促進事業(UIJターン促進事業)による増加から、計画期間内の人口減少を差し引いて、154人と設定している(指標2)。

平成19年1月に実施した「中心市街地活性化についての意向調査」では、まちなか居住者の来街頻度(良く行く、たまに行く)は、平均59.4%である。中心市街地における商業施設の状況は、まちなか居住者の来街頻度に大きく影響を与えると考えられ、日常的に購入が必要な生鮮食料品や日用品等を販売する藤丸百貨店などがあり、この調査時点から現在も商業施設の状況に大きな変化はない。したがって、先に述べた来街頻度を採用し、居住者数の増に伴う中心市街地への来街者数を求める。

加えて、生鮮食料品や日用品等を販売する藤丸百貨店など商業施設と自宅を往復することで、来街者が歩行者通行量調査地点のいずれか2地点を通過すると考えて、「平日(昼間・夜間の計)における1日当たりの歩行者通行量」の増加を見込む。

$$154 \text{ 人} \times 59.4\% \times 2 \text{ 地点 (往復)} = 183 \text{ 人/日 (昼夜)}$$

さらに、平日の来街者のうち昼間の来街者の割合は、中心市街地の代表的な商業施設である藤丸百貨店の来客動向を参考とし、平成30年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」における割合とみなして算出することで、「平日昼間における1日当たりの歩行者通行量」を見込む。

【参考：平成30年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」】

$$1,444 \text{ 人 (9時~17時)} / 1,829 \text{ 人 (9時~20時)} = \text{約} 79\%$$

$$183 \text{ 人} \times 79\% = 145 \text{ 人/日 (昼間9~17時)}$$

以上から、本計画に位置付ける各事業による、まちなか居住者数の増による「平日昼間の歩行者通行量」の増加は、145人である。

(b) 商業施設整備による歩行者通行量の増加

商業施設が西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業で約2,000㎡、西3・10東地区優良建築物等整備事業で約600㎡が整備される予定であるため、ここでは、その

効果について算出する。

算出に当たっては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (H19.2.1 経済産業省告示 16号)」による「小売店舗」として利用者数を算出する。

※大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(H19.2.1 経済産業省告示 16号)

	商業地区	その他地区
人口40万人以上	(略)	(略)
人口40万人未満	1,100-30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

(S=小売店舗面積) (単位:人/千㎡)

ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業

[店舗への1日の来客数 ※経産省告示]

$$(1,100-30 \times 2) \times (2) = 2,080 \text{ 人/日}$$

※小売店舗面積 S=約 2,000 ㎡

この2,080人/日のうち、平成19年1月に実施した「中心市街地活性化についての意向調査」における来街者の交通手段で徒歩・自転車の割合が15.1%であることにより、この割合が歩行者通行量に反映されると見込む。

加えて、この来街者が行きと帰りの計2回、歩行者通行量調査地点のいずれかの地点を通過すると考えると、「平日(昼間・夜間の計)における1日当たりの歩行者通行量」は、628人の増加を見込むことができる。

$$2,080 \text{ 人} \times 15.1\% \times 2 \text{ 地点 (往復)} = 628 \text{ 人/日 (昼夜)}$$

さらに、平日の来街者のうち、昼間の来街者の割合は、中心市街地の代表的な商業施設である藤丸百貨店の来客動向を参考とし、平成30年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」における割合とみなして算出すると、「平日昼間における1日当たりの歩行者通行量」は、496人の増加を見込むことができる。

【参考：平成30年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」】

$$1,444 \text{ 人 (9時~17時)} / 1,829 \text{ 人 (9時~20時)} = \text{約 } 79\%$$

$$628 \text{ 人} \times 79\% = 496 \text{ 人/日 (昼間9~17時)}$$

イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業

[店舗への1日の来客数 ※経産省告示]

$$(1,100-30 \times 0.6) \times 0.6 = 649 \text{ 人/日}$$

※小売店舗面積 S=約 600 ㎡

この 649 人/日のうち、平成 19 年 1 月に実施した「中心市街地活性化についての意向調査」における来街者の交通手段で徒歩・自転車の割合が 15.1%であることにより、この割合が歩行者通行量に反映されると見込む。

加えて、この来街者が行きと帰りの計 2 回、歩行者通行量調査地点のいずれかの地点を通過すると考えると、「平日（昼間・夜間の計）における 1 日当たりの歩行者通行量」は、196 人の増加を見込むことができる。

$$649 \text{ 人} \times 15.1\% \times 2 \text{ 地点 (往復)} \doteq 196 \text{ 人/日 (昼夜)}$$

さらに、平日の来街者のうち、昼間の来街者の割合は、中心市街地の代表的な商業施設である藤丸百貨店の来客動向を参考とし、平成 30 年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」における割合とみなして算出すると、「平日昼間における 1 日当たりの歩行者通行量」は、155 人の増加を見込むことができる。

【参考：平成 30 年歩行者通行量調査の「藤丸百貨店南側地点」】

$$1,444 \text{ 人 (9 時} \sim 17 \text{ 時)} / 1,829 \text{ 人 (9 時} \sim 20 \text{ 時)} = \text{約 } 79\%$$

$$196 \text{ 人} \times 79\% = 155 \text{ 人/日 (昼間 9} \sim 17 \text{ 時)}$$

以上から、本計画に位置付ける各事業による、商業施設整備による「平日昼間の歩行者通行量」の増加は、651 人である。

$$496 \text{ 人 (ア)} + 155 \text{ 人 (イ)} = 651 \text{ 人/日 (昼間 9} \sim 17 \text{ 時)}$$

(c) ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加

起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）では、ビジネスが生まれるカフェスペース、イベントスペース、ワークスペース、調理スペース、ものづくりスペース（DIY）などが整備されている。

これらのうち、日常的に活用するスペース（会議室、調理スペース、ものづくりスペース（DIY）等を除く。）の席数は、46 席である。

これらの利用率は、帯広市で初となる機能を有する施設であることから 33%と仮定し、さらに、営業時間は平日が 10 時間であることから、1 人の利用時間が 3 時間強とし、3 回転するものと仮定する。

その上で、当該施設は専用駐車場がないことから、公共交通機関又は近隣駐車場から、徒歩で当該施設を訪れることが考えられ、利用者が歩行者通行量調査地点のいずれか 2 地点を通過して当該施設と近隣駐車場などを往復するものとする。

これらを踏まえると、「平日（昼間・夜間の計）における 1 日当たりの歩行者通行量」は、90 人の増加を見込むことができる。

$$46 \text{ 席} \times 33\% \doteq 15 \text{ 人} \times 3 \text{ 回転} = 45 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 地点 (往復)} = 90 \text{ 人 (昼夜)}$$

さらに、平日の来街者のうち、昼間の来街者の割合は、中心市街地の代表的なビジネス棟がないため中心市街地全域の動向を参考とし、平成30年歩行者通行量調査の割合とみなして算出すると、「平日昼間における1日当たりの歩行者通行量」は、51人の増加を見込むことができる。

【参考：平成30年歩行者通行量調査（中心市街地全域）】

13,756人（9時～17時）/24,235人（9時～20時）＝約57%

90人×57%≒51人/日（昼間9～17時）

以上から、本計画に位置付ける事業による、ビジネス利用の増による「平日昼間の歩行者通行量」の増加は、51人である。

(d) 交流人口の増による歩行者通行量の増加

近年の中心市街地における宿泊客延べ数は、ビジネスや観光などによる需要が堅調に推移しており、増加傾向にある。こうした中、宿泊施設を再整備し、宿泊収容力が高まれば、中心市街地に宿泊する交流人口が更に増加することが予想され、交流人口の増加によるにぎわいが創出されれば、それが歩行者通行量の増加という形で反映されていくと考えられる。

歩行者通行量の増加を見込むに当たっては、宿泊施設を含む複合施設建設による宿泊収容力の増加数（参考指標1）に、平成30年度における中心市街地の宿泊施設平均稼働率である74.8%を乗じた人数が、昼間と夜間にそれぞれ、行きと帰りの計2回、歩行者通行量調査地点のいずれかの地点を通過すると想定して積算する。

ア 西3・10東地区優良建築物等整備事業

145人×74.8%×2地点（往復）＝217人/日（昼間9～17時）

【参考：建設予定のホテルの従前従後の収容能力】

・従前：95人 ・従後：240人

以上から、本計画に位置付ける事業による、交流人口の増による「平日昼間の歩行者通行量」の増加は、217人である。

以上から、平成30年の歩行者通行量（平日昼間）に、これまで記載してきた効果を合算し、目標値を14,800人と設定する。

平成30年	居住者	商業施設	ビジネス	交流人口		令和6年
歩行者通行量	増加(a)	整備(b)	利用増加(c)	増加(d)	=	歩行者通行量
13,756人	+ 145人	+ 651人	+ 51人	+ 217人	=	14,820人 ≒ 14,800人

(※2桁四捨五入)

(現況値比7.59%増)

指標 1	現況値 (H30)	目標値 (R6)
歩行者通行量 (平日昼間 9~17 時)	13,756 人	14,800 人

積算根拠	事業効果
①現況値	13,756 人
②各事業等の事業効果 (a) + (b) + (c) + (d)	1,064 人
(a) まちなか居住者数の増による歩行者通行量の増加 (ア+イ+ウ+エ+端数処理 (※))	145 人
ア 西 3・9 周辺地区第一種市街地再開発事業	264 人
イ 西 3・10 東地区優良建築物等整備事業	20 人
ウ 移住促進事業 (UIJ ターン促進事業)	18 人
エ 計画期間内の人口減少	-160 人
(※) 指標 2 による端数処理による	3 人
(b) 商業施設整備による歩行者通行量の増加 (ア+イ)	651 人
ア 西 3・9 周辺地区第一種市街地再開発事業	496 人
イ 西 3・10 東地区優良建築物等整備事業	155 人
(c) ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加	51 人
ア 起業家がつながる拠点運営事業	51 人
(d) 交流人口の増による歩行者通行量の増加	217 人
ア 西 3・10 東地区優良建築物等整備事業	217 人
③現況値+各事業等の事業効果 (①+②)	14,820 人
目標値 ※2桁四捨五入	14,800 人

2 まちなか居住者数—指標2

(1) 数値目標設定の考え方

まちなか居住者数は、本計画に位置付ける事業による増加 (a) から、期間内の人口減少 (b) を差し引いて算出する。

○調査方法について

- ・調査方法：住民基本台帳
- ・調査月：各年9月末時点
- ・調査主体：帯広市
- ・調査対象：中心市街地区域内の人口

(2) 積算

(a) 本計画に位置付ける事業による増加

西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業、西3・10東地区優良建築物等整備事業による供給戸数の増及び移住促進事業（UIJ ターン促進事業）による人口増から、まちなか居住者数の増加を計算する。

ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業

供給予定 147 戸

$$147 \text{ 戸} \times 1.91 \text{ 人} (\text{※}) \div 281 \text{ 人} \quad \text{※市内全体の平均世帯人数 (H30.9 末現在)}$$

イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業

供給予定 11 戸

$$11 \text{ 戸} \times 1.91 \text{ 人} (\text{※}) = 21 \text{ 人} \quad \text{※市内全体の平均世帯人数 (H30.9 末現在)}$$

ウ 移住促進事業（UIJ ターン促進事業）

本事業における地方創生推進交付金が採択された際の目標数値（KPI）である市内全域での移住就業者・移住起業者数の合計は、35人である（令和2年度から5年間の合計）。これに市内全体の平均世帯人数を乗じ、本事業における市内全域での移住者数を算出する。

さらに、平成30年に実施した第3期帯広市中心市街地活性化基本計画策定に向けた市民アンケートのうち、中心市街地の居住ニーズ調査における「中心市街地に住みたい/住み続けたいと思ったことがある」との回答率を乗じて、本事業におけるまちなか居住者の増加数とする。

$$35 \text{ 人} \times 1.91 \text{ 人} (\text{※}) \times 28.7\% \div 19 \text{ 人} \quad \text{※市内全体の平均世帯人数 (H30.9 末現在)}$$

$$\text{計画事業による居住人口増} = 281 \text{ 人} + 21 \text{ 人} + 19 \text{ 人} = 321 \text{ 人}$$

(b) 期間内の人口減少

中心市街地の人口は、第2期計画の基準値とした平成24年3月末以降平成31年3

月末時点までの7年間で、241人の減少となっている（自然増減数は103人の減少、社会増減数は138人の減少）。

この過去7年間の傾向が今後の計画期間中も継続すると仮定すると、「中心市街地における1年当たりの平均人口増減数」は、34人の減少となり、計画期間中の5年間で170人の減少となる。

$$34 \text{ 人} \times 5 \text{ 年間} = 170 \text{ 人}$$

計画期間の中心市街地人口減=170人

以上から、平成30年9月末の中心市街地の居住人口2,666人に本計画に位置付ける事業による居住人口の増を加え、計画期間内の中心市街地の人口減を差し引いて、目標値を2,820人と設定する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{H30.9} & & \text{居住者} & & \text{期間内の} & & \text{R6.9} \\
 \text{居住者数} & & \text{増加(a)} & & \text{人口減少(b)} & & \text{居住者数} \\
 2,666 \text{ 人} & + & 321 \text{ 人} & - & 170 \text{ 人} & = & 2,817 \text{ 人} \quad \div \quad 2,820 \text{ 人} \quad (\ast 1 \text{ 桁四捨五入}) \\
 & & & & & & \text{(現況値比 5.78\%増)}
 \end{array}$$

指標 2	現況値 (H30.9 末)	目標値 (R6.9 末)
まちなか居住者数	2,666 人	2,820 人

積算根拠	事業効果
①現況値	2,666 人
②各事業等の事業効果 (a) + (b)	151 人
(a) 本計画に位置付ける事業による増加 (ア+イ+ウ)	321 人
ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業	281 人
イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業	21 人
ウ 移住促進事業 (UIJ ターン促進事業)	19 人
(b) 計画期間内の人口減少	-170 人
③現況値+各事業等の事業効果 (①+②)	2,817 人
目標値 ※1桁四捨五入	2,820 人

3 中心市街地の宿泊客延べ数—参考指標 1

(1) 数値目標設定の考え方

中心市街地の宿泊客延べ数は、本計画に位置付ける事業による増加 (a) から算出する。

○調査方法について

- ・調査方法：北海道観光入込客数調査要領に基づき、帯広市が集計して算出
- ・調査月：当年度分を翌年4月～5月に集計
- ・調査主体：帯広市
- ・調査対象：中心市街地区域内に所在する宿泊施設の宿泊者

(2) 積算

(a) 本計画に位置付ける事業による増加

西3・10東地区優良建築物等整備事業における宿泊機能を含む複合施設建設に伴う宿泊収容力の増加に伴う宿泊客増加数から、中心市街地の宿泊客延べ数の増加を計算する。

①西3・10東地区優良建築物等整備事業

本事業の実施予定地区は、昭和30年築の小売店舗や昭和54年築のビジネスホテルなどが立地しており、これら老朽化した施設を取り壊し、新たに宿泊施設・商業施設・居住施設等を建設する事業である。

この事業による宿泊客増加数は、宿泊施設を含む複合施設建設に伴う宿泊客受入増加数（新たに建設する宿泊施設受入可能数から、新たに建設する複合施設の建設予定地に建っている、取り壊し予定の宿泊施設受入可能数を減じた数）に、平成30年度における中心市街地のホテル平均稼働率を乗じて算出する。

この算出によると、1日当たりの宿泊客数は108人泊増加し、1年間では約39,000人泊増加することが見込まれる。

$$145 \text{ 人} (240 \text{ 人} - 95 \text{ 人}) \times 74.8\% \div 108 \text{ 人泊} \times 365 \text{ 日} = 39,420 \text{ 人泊} \div 39,000 \text{ 人泊}$$

(※3桁四捨五入)

以上から、平成30年度の中心市街地の宿泊客延べ数96.6万人泊に本計画に位置付ける事業による宿泊客延べ数の増を加え、目標値を100.5万人泊と設定する。

H30年度の 中心市街地宿泊客延べ数	宿泊施設を含む複合施設 建設による増加(a)	R6年度の 中心市街地宿泊客延べ数
96.6万人泊	+ 3.9万人泊	= 100.5万人泊
		(現況値比4.04%増)

参考指標 1	現況値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
中心市街地の宿泊客延べ数	96.6 万人泊	100.5 万人泊

積算根拠	事業効果
①現況値	96.6 万人泊
②西 3・10 東地区優良建築物等整備事業	3.9 万人泊
③目標値 (①+②)	100.5 万人泊

4 歩行者通行量（平日＋休日）－参考指標 2

（1）数値目標設定の考え方

歩行者通行量（平日＋休日）は、本計画に位置付ける事業による平日昼間の増加（a）、平日夜間の増加（b）、休日（昼間＋夜間）の増加（c）から算出する。

○調査方法について

- ・調査方法：午前9時～午後8時までの歩行者通行量を測定
- ・調査月：各年6月最終週又は7月第1週金曜日及び日曜日
（休日に前年と同じイベントが行われる週に合わせて決定）
- ・調査主体：帯広商工会議所
- ・調査対象：中心市街地区域内計18か所における「中学生以上の歩行者」

（2）積算

（a）本計画に位置付ける事業による平日昼間の増加

指標1によると、平日昼間の歩行者通行量増加数は、合算時に四捨五入する前の積算数値は、1,064人である。

（b）本計画に位置付ける事業による平日夜間の増加

指標1と同様の積算方式により、平日夜間の歩行者通行量増加数を算出する。

① まちなか居住者数の増による歩行者通行量の増加

183人（1日の歩行者通行量増）－145人（1日のうち、平日昼間の歩行者通行量増）
＝38人（1日のうち、平日夜間の歩行者通行量増）

② 商業施設整備による歩行者通行量の増加

ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業

628人（1日の歩行者通行量増）－496人（1日のうち、平日昼間の歩行者通行量増）
＝132人（1日のうち、平日夜間の歩行者通行量増）

イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業

196人（1日の歩行者通行量増）－155人（1日のうち、平日昼間の歩行者通行量増）
＝41人（1日のうち、平日夜間の歩行者通行量増）

③ ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加

90人（1日の歩行者通行量増）－51人（1日のうち、平日昼間の歩行者通行量増）
＝39人（1日のうち、平日夜間の歩行者通行量増）

④ 交流人口の増による歩行者通行量の増加

217人（1日のうち、平日夜間の歩行者通行量増）

※宿泊施設を建設することによる宿泊客増加人数が、昼間と夜間にそれぞれ、行きと帰りの計2回、歩行者通行量調査地点のいずれかの地点を通過すると想定

これらを合算すると、平日夜間の歩行者通行量増加数は、467人となる。

(c) 本計画に位置付ける事業による休日（昼間+夜間）の増加

指標1と同様の積算方式により、休日（昼間+夜間）の歩行者通行量増加数を算出する。

これらの増加数に関する積算方式は、平日と休日を分けて積算する方式とはなっていないことから、平日の増加数と同様の事業効果を見込む。ただし、ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加は、休日の歩行者通行量調査日の曜日である日曜日が「起業家がつながる拠点（とちのやりたい実現カフェ「LAND」）」の定休日であることから、増加数を加えない。

すなわち、休日（昼間+夜間）の歩行者通行量増加数は、平日（昼間+夜間）の歩行者通行量増加数の1,531人から、ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加数である90人を減じた1,441人となる。

以上から、平成30年度の歩行者通行量（平日+休日）に、本計画に位置付ける各事業による効果を合算し、目標値を58,700人と設定する。

$$\begin{array}{rccccccccc}
 \text{平成30年} & & \text{平日昼間} & & \text{平日夜間} & & \text{休日（昼間+夜間）} & & & & \text{令和6年} \\
 \text{歩行者通行量} & & \text{増加(a)} & & \text{増加(b)} & & \text{増加(c)} & = & & & \text{歩行者通行量} \\
 55,773 \text{人} & + & 1,064 \text{人} & + & 467 \text{人} & + & 1,441 \text{人} & = & & & 58,745 \text{人} \doteq 58,700 \text{人} \\
 & & & & & & & & & & (\ast 2 \text{ 桁四捨五入})
 \end{array}$$

（現況値比5.25%増）

参考指標2	現況値 (H30)	目標値 (R6)
歩行者通行量（平日+休日）	55,773人	58,700人

積算根拠	事業効果
①現況値	55,773人
②各事業等の事業効果 (a) + (b) + (c)	2,972人
(a) 平日昼間の歩行者通行量の増加 (指標1における各事業等の事業効果)	1,064人
(b) 平日夜間の歩行者通行量の増加	467人
(1) まちなか居住者数の増による歩行者通行量の増加 (ア+イ+ウ+エ)	38人
ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業	70人
イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業	5人
ウ 移住促進事業 (UIJターン促進事業)	5人
エ 計画期間内の人口減少	-42人
(2) 商業施設整備による歩行者通行量の増加 (ア+イ)	173人
ア 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業	132人
イ 西3・10東地区優良建築物等整備事業	41人
(3) ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加	39人
ア 起業家がつながる拠点運営事業	39人
(4) 交流人口の増による歩行者通行量の増加	217人
ア 西3・10東地区優良建築物等整備事業	217人
(c) 休日 (昼間+夜間) の歩行者通行量の増加 平日 (昼間+夜間) の歩行者通行量の増加 (a) + (b) -ビジネス利用の増による歩行者通行量の増加 (90人)	1,441人
③現況値+各事業等の事業効果 (①+②)	58,745人
目標値 ※2桁四捨五入	58,700人

〔5〕フォローアップの時期及び方法

①目標指標1 歩行者通行量（平日昼間9～17時）

歩行者通行量（平日）は、各年6月最終週又は7月第1週金曜日に実施しており、そのデータに基づき、毎年度終了後、数値目標の達成状況を確認する。

②目標指標2 まちなか居住者数

まちなか居住者数は、各年9月末時点の住民基本台帳を根拠とし、そのデータに基づき、毎年度終了後、数値目標の達成状況を確認する。

③参考指標1 中心市街地の宿泊客延べ数

中心市街地の宿泊客延べ数は、北海道観光入込客数調査要領に基づき、帯広市が集計して算出し、そのデータに基づき、毎年度終了後、数値目標の達成状況を確認する。

④参考指標2 歩行者通行量（平日＋休日）

歩行者通行量（平日）は各年6月最終週又は7月第1週金曜日に、歩行者通行量（休日）は各年6月最終週又は7月第1週日曜日に実施しており、そのデータに基づき、毎年度終了後、数値目標の達成状況を確認する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

《 中心市街地における土地利用の状況「都市計画基礎調査」 》

北海道が実施した平成 26 年度の「都市計画基礎調査」によると、中心市街地における建築物合計の老朽化率は 68.2% となっており、平成 21 年度調査時点(平成 21 年度は 64.3%)と比較して、3.9% 増加している。また、中心市街地の建物棟数のうち、木造建物の割合は 54.9% で、木造建物は特に老朽化が進んでおり、老朽化率は 81.2% となっている。

将来にわたり持続的に中心市街地を発展させていくためには、個々の老朽建物等の更新に加え、そうした老朽建物等がまとまった地区単位の大規模な都市機能の更新を促進することが重要である。

(中心市街地の建築物合計のデータ)

建物棟数 (A)	老朽 建物数 (B)	老朽化率 (%) (C) = (B) / (A)
1,008	687	68.2

(中心市街地の建築物のうち、木造建物のデータ)

建物棟数 (A)	木造建物数 (B)	建物棟数のうち、 木造建物の割合 (%) (C) = (B) / (A)	木造建物の 老朽建物数 (D)	木造建物の 老朽化率 (%) (E) = (D) / (B)
1,008	553	54.9	449	81.2

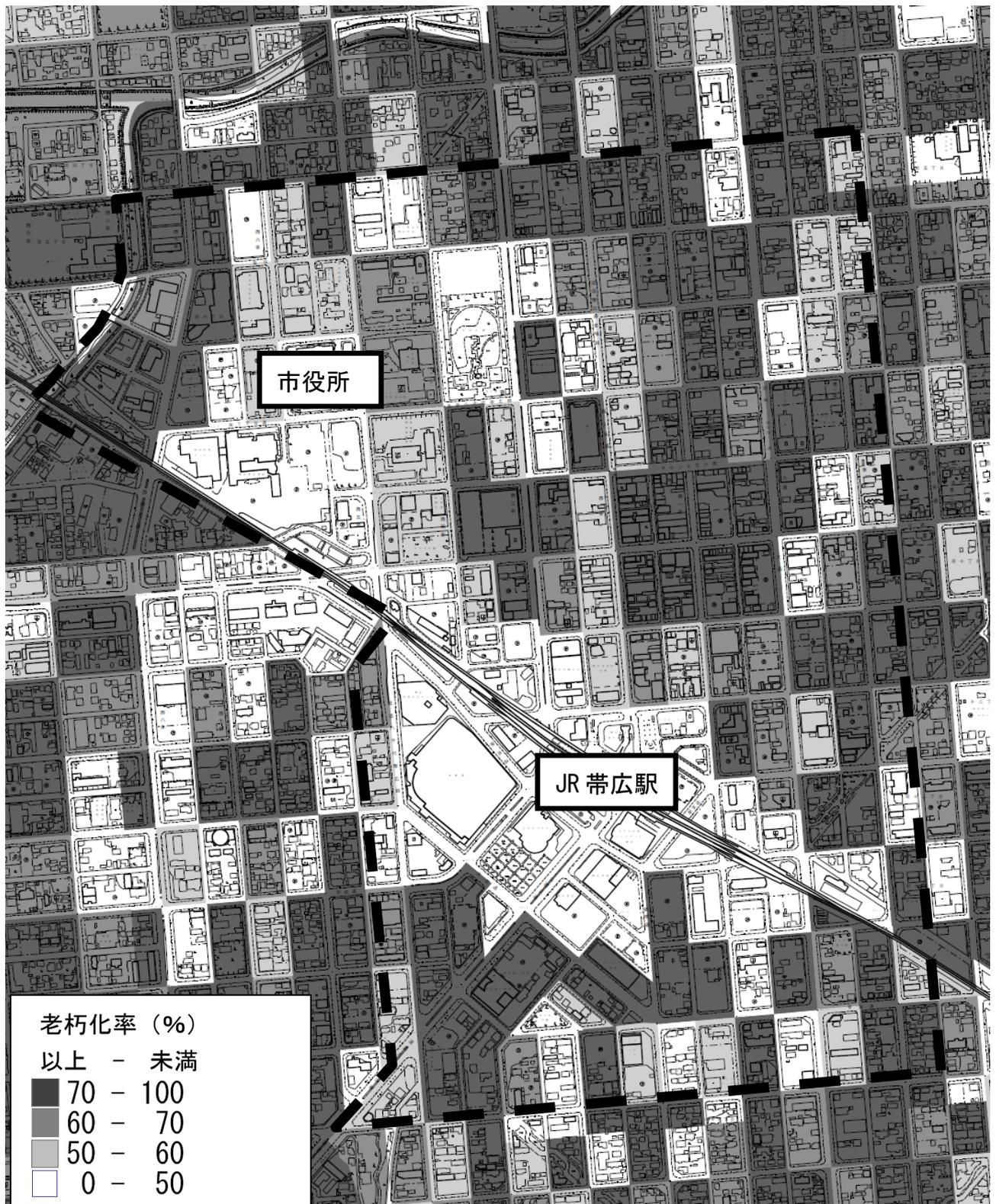
■ 構造別老朽年限

構 造	老朽年限
木造	20年
簡易耐火	20年
耐火	35年

特に、地区の都市機能を更新するためには、関係地権者が一丸となって事業に取り組む機運の醸成が必要であり、それを支援する行政の役割も重要である。

このような地区における都市機能の更新は、一朝一夕に中心市街地全体に波及することは難しく、熟度が高まった地区から事業化を目指すことが効果的である。

○中心市街地の建物老朽化率



資料：都市計画基礎調査 (H26)

《中心市街地における商業区域の再整備》

西3・9周辺地区は、商業区域の中でも、官公庁をはじめとした公共・公益施設などが立地する行政区域と隣接した利便性に恵まれた広さ約2haの地区である。

本地区は、かつて、昭和50年から営業していた旧イトーヨーカドービルと、近隣にある藤丸百貨店との相乗効果により、中心市街地のにぎわいを象徴する地区であった。

しかし、平成10年にイトーヨーカドーが郊外へ移転することに伴い、店舗が閉店してからは空きビル状態が約20年間続いてきた。その間、中心市街地の歩行者通行量や営業店舗数が減少したほか、空き店舗の平面駐車場化が進むなど、中心市街地の衰退が深刻な状況となっている。

また、大型商業施設と一体設計である帯広市中央・中央第二駐車場は、老朽化や耐震性の問題を抱えていたほか、隣接する事務所ビルにおいても同様の老朽化問題を抱えている。

こうしたことから、長年にわたり利活用がなされていなかった旧イトーヨーカドービルのほか、その周辺地区にある老朽化が著しい建物を一体的な市街地再開発事業により再整備しようとするものである。

具体的には、居住機能や商業機能を持つ建物などを再整備し、都市機能の集積を図ることで、新たな人の流れをつくるものである。

この事業により、本計画に掲げる成果指標である「まちなか居住者数」や「平日昼間の歩行者通行量」の増加を図るとともに、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るものである。

また、西3・9周辺地区とはす向かいの西3・10東地区は、昭和30年築の小売店舗や昭和54年築のビジネスホテルなどがあり、建物の老朽化が著しい地区であるところ、当該地区の関係地権者において再整備の機運が高まったことから、優良建築物等整備事業により、居住施設のほか、宿泊施設・商業施設等からなる複合施設を整備することが予定されている。

今後は、他の地区において、こうした動きの波及効果等により、都市機能の更新に向けた機運が高まることが期待される。

フォローアップについては、毎年度終了後に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

西3・9周辺地区と、
西3・10東地区の位置図



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

※該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容： 分譲マンション、事務所、商業施設などの整備を行う事業</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	<p>アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社</p>	<p>西3・9周辺地区は、平成10年にイトーヨーカドーが郊外へ移転して以降約20年間、空きビル状態が続いてきた。このことが、歩行者通行量や営業店舗数の減少など、中心市街地衰退の大きな要因のひとつとなっていた。</p> <p>また、近隣する事務所ビル等は老朽化が著しく、再開発事業による周辺地区を含む一体的な再整備を行う必要がある。</p> <p>本事業の内容は、19階建て分譲マンションのほか、事務所棟、店舗棟などを建設し、都市機能の更新を図るものである。</p> <p>これにより、中心市街地のにぎわいの創出に加え、まちなか居住人口の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	

<p>事業名： 西3・10東地区優良建築物等整備事業</p> <p>内容： 宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備する事業</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	<p>有限会社 ホテル十勝屋</p>	<p>本事業が実施される地区はJR帯広駅からほど近く、交通の便に優れており、近隣には、オフィスビルやホテル、映画館などの娯楽施設が集中している。</p> <p>現在は、ホテルなどが隣接して存在しているが、これらの老朽化が問題となっており、周辺地区が一体となった再整備を行い、都市機能の更新を図る必要がある。</p> <p>事業内容は、宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備するものである。</p> <p>再整備する宿泊施設においては、十勝地域の観光情報を発信するなど、観光客が十勝地域を周遊しやすい環境づくりに資する取り組みを行うものである。</p> <p>本事業により、宿泊施設を再整備し宿泊収容力を高めることで近年増加傾向にある交流人口への対応が図られるとともに、広域観光が推進されるほか、商業施設整備によるぎわい創出や、まちなか居住の促進が図られることから、本事業は、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	
---	------------------------	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

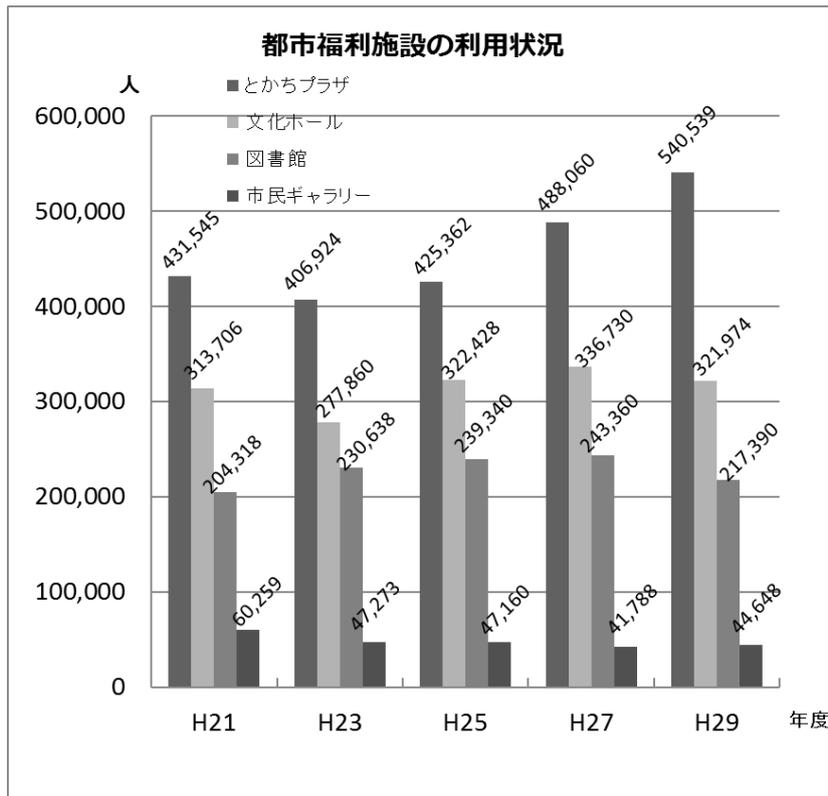
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市営駐車場管理運営事業</p> <p>内容： 中心市街地に立地する市営駐車場2か所を管理運営し、来街者の利便性を確保する事業</p> <p>実施時期： 平成8年度～</p>	<p>帯広市 (指定管理者)</p>	<p>中心市街地に立地する2か所の市営駐車場（駅北地下駐車場、駅南駐車場）を管理・運営することにより、中心市街地への来街者の駐車利便を確保する事業である。</p> <p>平成24年度からは、指定管理者が駐車場使用料を自らの収入とする利用料金制を導入し、民間ノウハウの活用によりサービスを向上させ、中心市街地への来街者の増加を図ることとしている。</p> <p>これらのことから、本事業は、中心市街地の活性化に必要なものである。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

本市の中心市街地には、これまで、公共施設として、とかちプラザ（芸術・文化ホール、ギャラリー、会議室ほか）、市民文化ホール（大ホール、小ホール、音楽練習室ほか）、図書館のほか、第1期認定計画期間中にJR帯広駅地下に市民ギャラリーを整備してきた。

これらの施設は、生涯学習・文化施設として市民に生涯学習の機会を提供するとともに、文化活動など多様な団体活動を支えている。



医療機関は、市内医療機関の約15パーセントが中心市街地に集積している。

JA北海道厚生連帯広厚生病院が中心市街地エリア外の周辺部へ移転したものの、引き続き活用可能な施設を別の医療機関が買い取り、帯広中央病院として令和元年10月から運営が開始されている。

社会福祉施設は、第2期認定計画中に、開広団地再整備事業で老人ホーム棟が整備されるなど、高齢者施設・介護施設の中心市街地への集積も進んでいる。

その他、市民活動交流センター（市民交流ホール、子育て活動室、高齢者活動室等）や、高齢者いきいきふれあい館「まちなか」も所在している。

市民の文化・芸術や医療・介護などのニーズに応えるため、こうした既存ストックを活用しながら、事業を推進していく。

フォローアップについては、毎年度終了後に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 文化振興事業</p> <p>内容： 中心市街地などで、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する事業</p> <p>実施時期： 昭和 56 年度～</p>	<p>帯広市教育委員会（指定管理者）など</p>	<p>中心市街地における主要な公共施設である帯広市民文化ホール、とかちプラザ、帯広市民ギャラリーなどにおいて、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた国内外の文化芸術を鑑賞する機会を市民に提供する事業である。</p> <p>本事業は、中心市街地区域外でもごく一部実施するものの、本市の文化施設の多くは中心市街地に集積しており、本事業を目的とした来街により、中心市街地の活性化に寄与するものである。</p> <p>文化芸術活動を通して、中心市街地の文化機能の強化が図られ、これにより、まちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内外</p> <p>※中心市街地活性化ソフト事業の対象は、中心市街地区域内で実施される事業のみ</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： プラザまつり事業</p> <p>内容： 生涯学習と、人々の交流の拠点である「とまちプラザ」において、作品展、学習活動の発表会、子ども向けの体験イベントなどを実施する事業</p> <p>実施時期： 平成7年度～</p>	<p>プラザまつり実行委員会</p>	<p>「とまちプラザ」において、書道や絵画などの作品展、ダンスや合唱などの発表会、子ども向け体験イベントなど、幅広い世代の市民がともに学び、交流するイベントを開催する事業である。</p> <p>中心市街地における主要な公共施設である「とまちプラザ」において事業を実施することで、中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 図書館利活用事業</p> <p>内容： 図書館を利活用し、多様な世代を対象とした学習活動を行う事業</p> <p>実施時期： 平成17年度～</p>	<p>帯広市教育委員会など</p>	<p>中心市街地に所在する図書館において、子どもから高齢者までの多様な世代を対象とした各種事業のほか、様々な団体との連携事業や、近隣の文化施設を活用した講演会などを実施する事業である。</p> <p>本事業により中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 高齢者いきいきふれあい館「まちなか」運営事業</p> <p>内容： 高齢者等が、中心市街地で軽運動や文化活動などを通じて、交流する施設を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>高齢者が中心市街地で軽運動や文化活動などを通じて交流し、社会参加と健康づくりにつなげる施設を運営する事業である。</p> <p>利用者は、1階のカフェでは語らいや休憩スペースとして、2階の活動スペースでは軽運動などとして利用することができる。</p> <p>中心市街地で高齢者が集う場を提供することにより、高齢者の生きがいと健康づくりを通じたにぎわい創出に加え、高齢者の居住環境が向上することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
---	------------	--	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

昭和35年当時の中心市街地には、約1万3千人の市民が居住していた。その後、車社会の進展や都市の発展に伴う郊外部の宅地化などから、人口の重心が中心部から郊外部へ移り、中心市街地居住者数は、平成12年には約1,800人にまで減少した。居住人口の減少とともに中心市街地のにぎわいは確実に失われていった。

居住人口の確保は、まちが成立する基本的条件であり、活力の源である。本市の中心市街地においても、まちなか居住者の増加対策は、中心市街地活性化に向けた重要な取り組みである。

積雪寒冷地の本市において、中心市街地の主要な路線では、歩道部にロードヒーティングが敷設されており、冬期間も安全で快適な歩道が確保されている。

さらに、第1期計画で整備した市民ギャラリーをはじめ、市民文化ホール、とまちプラザ、図書館、市民活動交流センターなど、生涯学習・文化などの活動拠点施設が集積し、利活用のための様々な事業が行われており、中心市街地の居住環境の向上に寄与している。

こうした優れた居住環境に加え、商業機能や公共・公益機能などの多様な都市機能が集積した中心市街地の利便性を生かしながら、快適で魅力的な生活空間を供給すること等によりまちなか居住を進めることで、着実ににぎわいを取り戻すことが可能となる。

まちなか居住の促進は、人口減少が予測される中、中心市街地に蓄積された社会基盤や高水準の都市機能を有効活用した「生活空間としての中心市街地」の再生のほか、環境負荷の低減の観点も含めた、コンパクトで持続可能な都市経営にもつながることから、中心市街地の活性化のために必要な取り組みである。

このため、西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業や、西3・10東地区優良建築物等整備事業により、魅力的な居住空間を整備するほか、住民のまちなか居住ニーズの把握と、住民と事業者との橋渡しを行う「まちなか居住プラットフォーム事業」などの各種ソフト事業の展開も併せて行うことにより、まちなか居住を促進していく。

フォローアップについては、毎年度終了後に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 文化振興事業 【再掲】</p> <p>内容： 中心市街地などで、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する事業</p> <p>実施時期： 昭和 56 年度～</p>	<p>帯広市教育委員会（指定管理者）など</p>	<p>中心市街地における主要な公共施設である帯広市民文化ホール、とかちプラザ、帯広市民ギャラリーなどにおいて、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた国内外の文化芸術を鑑賞する機会を市民に提供する事業である。</p> <p>本事業は、中心市街地区域外でもごく一部実施するものの、本市の文化施設の多くは中心市街地に集積しており、本事業を目的とした来街により、中心市街地の活性化に寄与するものである。</p> <p>文化芸術活動を通して、中心市街地の文化機能の強化が図られ、これにより、まちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内外</p> <p>※中心市街地活性化ソフト事業の対象は、中心市街地区域内で実施される事業のみ</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業【再掲】</p> <p>内容： 分譲マンション、事務所、商業施設などの整備を行う事業</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	<p>アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社</p>	<p>西3・9周辺地区は、平成10年にイトーヨーカドーが郊外へ移転して以降約20年間、空きビル状態が続いてきた。このことが、歩行者通行量や営業店舗数の減少など、中心市街地衰退の大きな要因のひとつとなっていた。</p> <p>また、近隣する事務所ビル等は老朽化が著しく、再開発事業による周辺地区を含む一体的な再整備を行う必要がある。</p> <p>本事業の内容は、19階建て分譲マンションのほか、事務所棟、店舗棟などを建設し、都市機能の更新を図るものである。</p> <p>これにより、中心市街地のにぎわいの創出に加え、まちなか居住人口の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	

<p>事業名： 西3・10東地区優良建築物等整備事業 【再掲】</p> <p>内容： 宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備する事業</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	<p>有限会社 ホテル十勝屋</p>	<p>本事業が実施される地区はJR帯広駅からほど近く、交通の便に優れており、近隣には、オフィスビルやホテル、映画館などの娯楽施設が集中している。</p> <p>現在は、ホテルなどが隣接して存在しているが、これらの老朽化が問題となっており、周辺地区が一体となった再整備を行い、都市機能の更新を図る必要がある。</p> <p>事業内容は、宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備するものである。</p> <p>再整備する宿泊施設においては、十勝地域の観光情報を発信するなど、観光客が十勝地域を周遊しやすい環境づくりに資する取り組みを行うものである。</p> <p>本事業により、宿泊施設を再整備し宿泊収容力を高めることで近年増加傾向にある交流人口への対応が図られるとともに、広域観光が推進されるほか、商業施設整備によるぎわい創出や、まちなか居住の促進が図られることから、本事業は、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	
--	------------------------	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 移住促進事業 (UIJ ターン促進事業)</p> <p>内容： 首都圏での移住相談会、UIJ ターン希望者への転居費用の補助等を行う事業</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>人口について当面の間、自然動態のマイナスが続いていくことが見込まれる中、今後の中心市街地の居住者を増やすためには、首都圏などからの移住を促進し、社会増を目指す取り組みが必要である。</p> <p>このため、首都圏での移住相談会の開催や、UIJ ターン希望者への地元企業見学ツアーの実施のほか、UIJ ターン希望者に対し転居費用を補助することなどして、移住促進を図る事業である。</p> <p>本事業は、中心市街地における居住人口の増加にも一定の程度寄与するものであり、まちなか居住の促進が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 地方創生推進交付金</p> <p>実施時期： 令和 2 年度～令和 6 年度</p>	
<p>事業名： 空家等対策支援事業</p> <p>内容： 空家に関する専門家による無料相談窓口の設置や、解体・改修費用を補助する事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>空家を含めた住まいに関する問題について、各分野の専門家（弁護士・宅地建物取引士等）による無料相談窓口を設置するほか、一定の条件を満たす空家の解体や改修に要する費用の一部を補助する事業である。</p> <p>本事業により、中心市街地の空家の利活用が促進されることで、まちなか居住の促進が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（小規模住宅地区等改良事業）</p> <p>実施時期： 令和 2 年度～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 商店街活性化事業 歩道ロードヒーティング設備維持事業</p> <p>内容： 冬期間の快適な歩行空間の確保によるにぎわい創出事業</p> <p>実施時期： 平成 11 年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会及び加盟商店街</p>	<p>中心市街地に存する商店街の歩道ロードヒーティングは、街路整備に合わせて、冬期間における安全で快適な歩行者空間を確保することによるにぎわい創出と、まちなか居住環境向上の基盤として、これまでに、商店街が設置してきたものである。</p> <p>これを維持していくことにより、商店街の活性化によるにぎわい創出、まちなか居住者の居住環境の向上に加え、都市の魅力向上にもつながることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： まちなか居住プラットフォーム事業</p> <p>内容： まちなか居住に関する相談・案内・情報提供等を行い、事業者との橋渡しを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 22 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>まちなか居住を促進するには、住民（居住希望者）の多様な居住ニーズの的確な把握と、住民（居住希望者）と事業者との橋渡しが重要である。</p> <p>本事業は、専門相談員を配置し、まちなか居住に関する相談・案内・情報提供等を行うものである。</p> <p>本事業が住民（居住希望者）と事業者をつなぐ役割を担うことで、まちなか居住が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 高齢者いきいきふれあい館「まちなか」運営事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容： 高齢者等が、中心市街地で軽運動や文化活動などを通じて、交流する施設を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>高齢者が中心市街地で軽運動や文化活動などを通じて交流し、社会参加と健康づくりにつなげる施設を運営する事業である。</p> <p>利用者は、1階のカフェでは語らいや休憩スペースとして、2階の活動スペースでは軽運動などとして利用することができる。</p> <p>中心市街地で高齢者が集う場を提供することにより、高齢者の生きがいと健康づくりを通じたにぎわい創出に加え、高齢者の居住環境が向上することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 市民活動交流センター運営事業</p> <p>内容： 中心市街地において、市民活動の拠点施設を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成 18 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>藤丸百貨店の1フロアを賃貸し、子育て活動室、高齢者活動室、多目的活動室などを備えた市民活動の拠点となる施設を運営し、市民の自主的活動を支援する事業である。</p> <p>中心市街地において、市民活動や交流の拡大を図ることで、幅広い年齢層の市民の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： プラザまつり事業 【再掲】</p> <p>内容： 生涯学習と、人々の交流の拠点である「とちプラザ」において、作品展、学習活動の発表会、子ども向けの体験イベントなどを実施する事業</p> <p>実施時期： 平成7年度～</p>	<p>プラザまつり実行委員会</p>	<p>「とちプラザ」において、書道や絵画などの作品展、ダンスや合唱などの発表会、子ども向け体験イベントなど、幅広い世代の市民がともに学び、交流するイベントを開催する事業である。</p> <p>中心市街地における主要な公共施設である「とちプラザ」において事業を実施することで、中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 図書館利活用事業 【再掲】</p> <p>内容： 図書館を利活用し、多様な世代を対象とした学習活動を行う事業</p> <p>実施時期： 平成17年度～</p>	<p>帯広市教育委員会など</p>	<p>中心市街地に所在する図書館において、子どもから高齢者までの多様な世代を対象とした各種事業のほか、様々な団体との連携事業や、近隣の文化施設を活用した講演会などを実施する事業である。</p> <p>本事業により中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

《中心市街地におけるにぎわいの変遷と転換期を迎える今》

本市の中心市街地には、藤丸百貨店を核として専門店や飲食店などの商業施設が十勝地域最大の規模で展開しており、中心市街地における商業機能の存在意義は極めて重要である。

しかし、郊外化やインターネット通販の普及などから、昭和50年には8万人近くを数えた休日の歩行者通行量（主要8地点）が平成17年には1万人を下回るなど、中心市街地におけるかつてのにぎわいは失われてきた。

第1期計画では、帯広まちなか歩行者天国事業などの各種ソフト事業を実施し、休日の歩行者通行量が増加するなど一定の成果を得ることができた。

また、第2期計画では、イベント等に影響され難いと考えられる平日の歩行者通行量を数値目標とし、「開広団地再整備事業」による商業店舗や飲食店の開業、「街なかコミュニティ・ホテル事業」によるインバウンドも含めた交流人口の受け皿機能の発揮など、計画に位置付けた事業が着実に実施されたことから、平日の歩行者通行量が増加する結果となった。

しかし、平成30年に行った市民意向調査の結果では、第2期計画策定時と比較した印象に関する調査において、「にぎわいや活気が更になくなりつつある」と「どちらかと言えばにぎわいや活気が更になくなりつつある」の回答の合計が65.0%となるなど、市民が実感し得るまでのにぎわいは戻っておらず、また、歩行者通行量の時間別内訳をみると、平日夜間の歩行者通行量は増加傾向にある一方で、平日昼間の歩行者通行量は減少している。

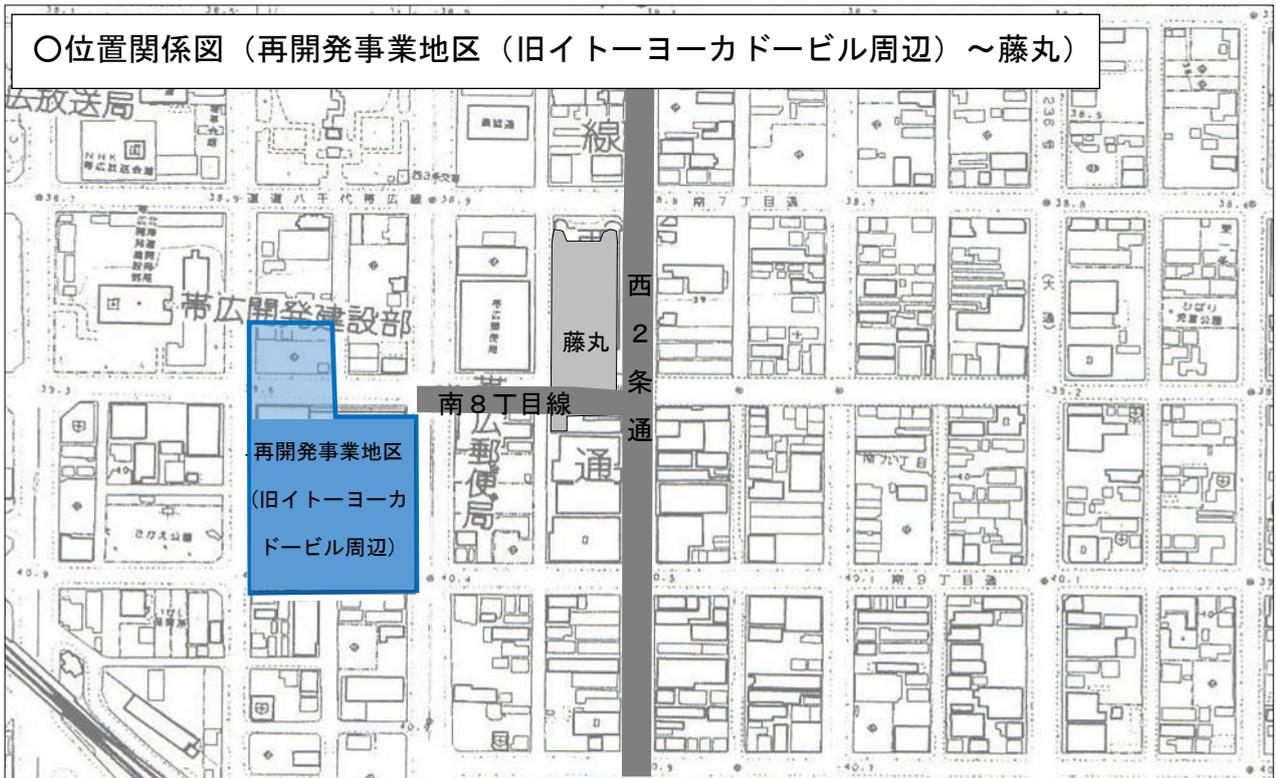
かつては、藤丸百貨店とイトーヨーカドーの相乗効果により中心市街地への客足が生まれ、周辺店舗も含めて波及効果が生じるなど、中心市街地の商業機能が発展してきた。

平成10年にイトーヨーカドーが郊外に移転して以降は、イトーヨーカドービル跡地は空きビル状態が続いたことから、歩行者通行量が大きく減少し、中心市街地の営業店舗数が減少するなど中心市街地の商業機能が衰退してきた。

現在、旧イトーヨーカドービルにおいて、約20年にわたる未利用期間を経て、その周辺地区にある老朽化が著しい建物との一体的な再開発事業が進行しており、まちなかの姿が変わる転換期を迎えている。この事業では、商業施設や分譲マンションなどが整備される予定であり、これにより来街者やまちなか居住者が増えることで、歩行者通行量の増加や、商業機能の活性化が期待される。

今後は、この事業が更なる民間投資の呼び水となることで、にぎわいの創出と商業の活性化につながっていくことが望まれる。

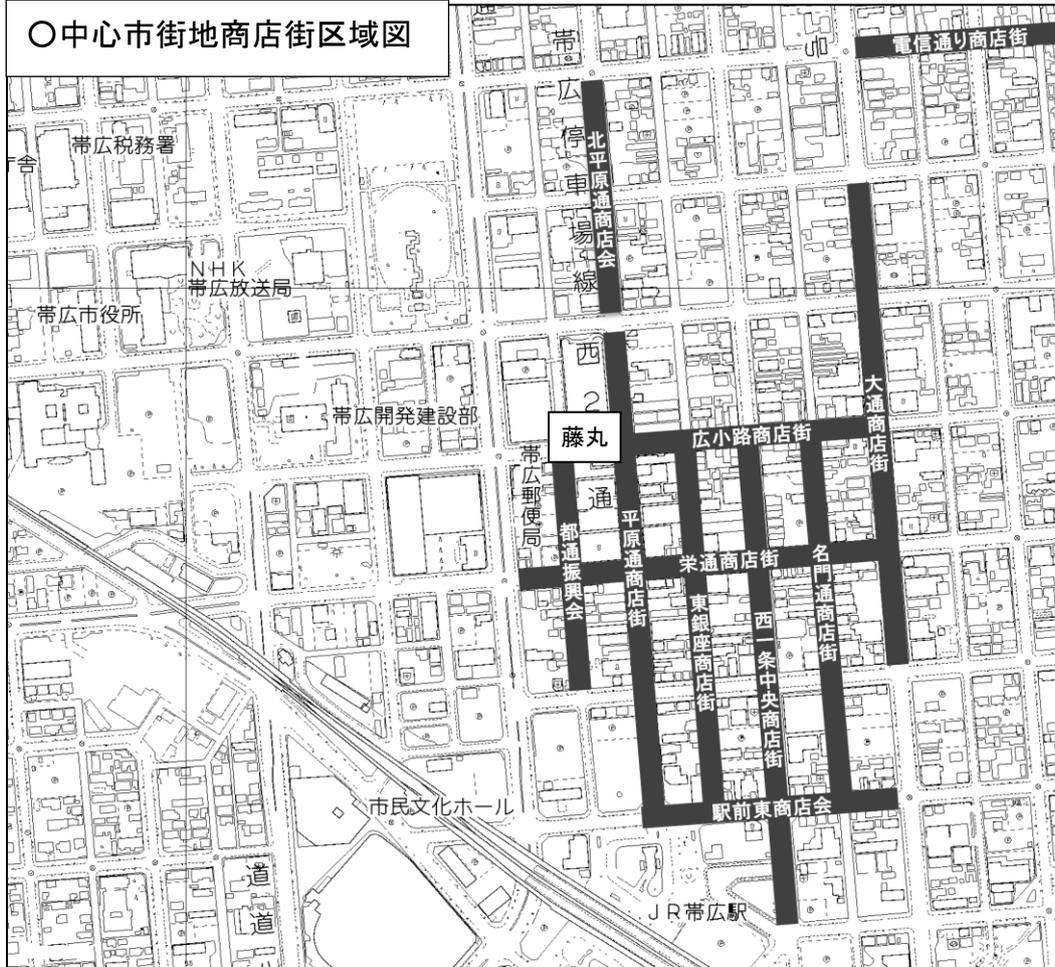
○位置関係図（再開発事業地区（旧イトーヨーカドービル周辺）～藤丸）



また、地域の人口減少が予測される中、観光やビジネス等の交流人口を増加させる視点や、これまでの地域住民の買い物の場としての役割に加え、交流や体験の場といった視点も重要であり、こうした視点による取り組みも計画に位置付け、商業の活性化を図っていく。

その他、各商店の魅力向上を図るため「まちゼミ in おびひろ」や「自慢の逸品事業」などを計画に位置付けるほか、各商店街の魅力を向上させるため「商店街活性化事業演出・催事実施事業」などを計画に位置付け、当事者と協議をしながら必要な改善を行うことで、魅力的な商店・商店街を目指すものである。

○中心市街地商店街区域図



《十勝地域全体を視野に入れた事業による周辺自治体への波及効果》

十勝地域は、管内自治体が社会的経済的な深い結びつきのもとに一体的に発展してきた歴史がある。フードバレーとかち構想のもと、ここ10年で進めてきた定住自立圏構想、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の指定、バイオマス産業都市への選定、所管面積が全国最大規模の消防広域化などは、その証左である。

こうした中で、帯広市の中心市街地活性化を図るに当たっては、十勝地域全体の資源を活用し、周辺自治体へ波及効果を及ぼすとの視点は重要であり、こうした視点を踏まえた事業展開も行う必要がある。

1つ目は、起業支援事業による波及効果である。

本事業は、十勝地域における産業支援プラットフォームとしての役割を担っている公益財団法人とかち財団が主体となり、JR帯広駅北口のビル1階に整備された「起業家がつながる拠点」を中心として展開するトカチコネクション、十勝の起業家磨き上げ事業、十勝地域の起業等支援拠点施設連携事業などの取り組みである。

これにより、起業や新事業を興すことを目指す者が帯広市中心市街地に集まり、その後、帯広市のみならず十勝地域全体においても創業・起業が生まれ、十勝地域全体で商業の活性化によるにぎわいが創出されるとの波及効果が期待される。

2つ目は、十勝の資源を活用した、十勝管外を含めた来街者増加に向けた事業による波及効果である。

本事業は、第2期認定計画で経済産業省の中心市街地再生事業費補助金等を活用して整備した「コミュニティ・ホテル」を拠点として展開する馬車BARや十勝のコアな魅力発信事業などの取り組みである。

これにより、主に十勝管外から帯広市中心市街地に人が集い、その後観光などで十勝管内の他自治体への人の流れを生むとの波及効果が期待される。

また、平成30年に地方創生拠点整備交付金を活用して建て替えを行ったバスターミナルにて、十勝管内の観光資源の情報発信や、レンタサイクル事業（シティサイクル自転車によるまちなか回遊から、ロードバイクによる十勝の観光スポット周遊まで、幅広い目的に対応したレンタサイクル事業）を行うことで、帯広市中心市街地に人が集い、その結果として、十勝管内の他自治体への人の流れを生むとの波及効果も期待される。

これら列記した事業以外にも、帯広市の中心市街地活性化を前提としつつも、十勝全体の資源を活用し、周辺へ波及効果を及ぼすとの視点を持ち事業を展開する。

フォローアップについては、毎年度終了後に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 帯広まちなか歩行者天国事業</p> <p>内容： 夏季の毎週日曜日に、道路を封鎖し、各種イベントを実施する事業</p> <p>実施時期： 平成 18 年度～</p>	<p>帯広まちなか歩行者天国実行委員会</p>	<p>市民団体やボランティアなどの自主的な活動により、夏季の約 3 か月間にわたり毎週日曜日（一部除く。）に中心市街地の道路を使用して、「帯広まちなか歩行者天国」を開催する事業である。</p> <p>個人や団体・サークルなどが、ダンスや音楽など各種イベントを持ち込み企画で実施する。</p> <p>これにより、まちを訪れる人が増えることで中心市街地の活性化を図るとともに、交流が盛んとなることで地域コミュニティの再生にもつなげることを目標とする取り組みであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>事業名： おびひろイルミネーションプロジェクト</p> <p>内容： イルミネーションの一斉点灯と、合同点灯式にて各種イベントを行う事業</p> <p>実施時期： 平成15年度～</p>	<p>おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会</p>	<p>冬期間の中心市街地に、にぎわいを創出するため、地元企業などが中心となった実行委員会により、駅前のハルニレの木を中心に、中心市街地におけるイルミネーションの一斉点灯を行う事業である。</p> <p>イルミネーションの合同点灯式には、地域の子ども等が参加する各種イベントを実施している。</p> <p>多くの市民による「イルミネーション点灯募金」を通じて、まちづくりや中心市街地の活性化に対する意識の向上を図っている。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和2年4月～令和7年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名： とちまちマルシェ事業</p> <p>内容： 中心市街地において食と音楽のイベントを開催する事業</p> <p>実施時期： 平成23年度～</p>	<p>とちまちマルシェ運営協議会</p>	<p>JR 帯広駅周辺を会場として、十勝地域最大の食と音楽のイベントを開催する事業である。</p> <p>十勝産食材にこだわった料理、スイーツなど、食の王国「十勝」の魅力をアピールし、十勝管内のみならず、域外の観光客による交流人口の増加も図るものである。</p> <p>地域資源を活用したイベントにより、例年10万人程度の来場者を集めている。</p> <p>本事業に参加した十勝地域の各店舗へ訪れるリピーターが生まれることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるの波及効果も期待される。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和2年4月～令和7年3月</p>	<p>区域内</p>

<p>事業名： おびひろ平原まつり</p> <p>内容： 中心市街地において十勝管内最大の夏まつりを開催する事業</p> <p>実施時期： 昭和 22 年度～</p>	<p>帯広のまつり推進委員会</p>	<p>8 月中旬の 3 日間にわたる十勝地域最大の夏まつりを開催する事業である。</p> <p>十勝地域の夏の風物詩のひとつである企業や市民が広く参加して踊り歩く「盆踊り」や、五穀豊穡と子孫繁栄を願い、みこしが練り歩くイベント「夢降夜」などを実施している。</p> <p>例年 10 万人～20 万人程度の来場者を集めており、中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名： おびひろ菊まつり</p> <p>内容： 中心市街地において菊をテーマにしたまつりを開催する事業</p> <p>実施時期： 昭和 45 年度～</p>	<p>帯広のまつり推進委員会</p>	<p>10 月下旬から 11 月上旬までの 5 日間、さまざまな菊の展示を行うほか、近年はハロウィン関連など、多様な市民参加型イベントなどを開催している。</p> <p>例年 2 万人を超える来場者を集めており、中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>事業名： 商店街活性化事業演出・催事実施事業</p> <p>内容： 商店街の振興を図るため、祭りやイベントなどを行う事業</p> <p>実施時期： 昭和 62 年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会及び加盟商店街</p>	<p>商店街を単なる買物の場としてばかりでなく、市民が求める「ゆとり」、「うるおい」を創出するため、緑化推進などの環境整備を行うとともに、「にぎわい」、「ふれあい」をもたらす祭り・イベントなどの文化的演出を行うことにより、商店街の振興を図ることを目的とする事業である。</p> <p>本事業は、中心市街地区域外の商店街においても実施するものの、本市の商店街の多くは中心市街地に存在しており、緑化推進などの環境整備や祭り・イベントなどの文化的演出により、商店街の振興を図ることで、中心市街地の活性化に寄与するものである。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわいを創出する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内外</p> <p>※中心市街地活性化ソフト事業の対象は、中心市街地区域内で実施される事業のみ</p>
<p>事業名： 文化振興事業【再掲】</p> <p>内容： 中心市街地などで、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する事業</p> <p>実施時期： 昭和 56 年度～</p>	<p>帯広市教育委員会（指定管理者）など</p>	<p>中心市街地における主要な公共施設である帯広市民文化ホール、とかちプラザ、帯広市民ギャラリーなどにおいて、市民主体の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに、優れた国内外の文化芸術を鑑賞する機会を市民に提供する事業である。</p> <p>本事業は、中心市街地区域外でもごく一部実施するものの、本市の文化施設の多くは中心市街地に集積しており、本事業を目的とした来街により、中心市街地の活性化に寄与するものである。</p> <p>文化芸術活動を通して、中心市街地の文化機能の強化が図られ、これにより、まちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月</p>	<p>区域内外</p> <p>※中心市街地活性化ソフト事業の対象は、中心市街地区域内で実施される事業のみ</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 【再掲】</p> <p>内容： 分譲マンション、事務所、商業施設などの整備を行う事業</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	<p>アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社</p>	<p>西3・9周辺地区は、平成10年にイトーヨーカドーが郊外へ移転して以降約20年間、空きビル状態が続いてきた。このことが、歩行者通行量や営業店舗数の減少など、中心市街地衰退の大きな要因のひとつとなっていた。</p> <p>また、近隣する事務所ビル等は老朽化が著しく、再開発事業による周辺地区を含む一体的な再整備を行う必要がある。</p> <p>本事業の内容は、19階建て分譲マンションのほか、事務所棟、店舗棟などを建設し、都市機能の更新を図るものである。</p> <p>これにより、中心市街地のにぎわいの創出に加え、まちなか居住人口の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>実施時期： 平成29年度～令和3年度</p>	

<p>事業名： 西3・10東地区優良建築物等整備事業 【再掲】</p> <p>内容： 宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備する事業</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	<p>有限会社 ホテル十勝屋</p>	<p>本事業が実施される地区はJR帯広駅からほど近く、交通の便に優れており、近隣には、オフィスビルやホテル、映画館などの娯楽施設が集中している。</p> <p>現在は、ホテルなどが隣接して存在しているが、これらの老朽化が問題となっており、周辺地区が一体となった再整備を行い、都市機能の更新を図る必要がある。</p> <p>事業内容は、宿泊施設・商業施設・居住施設等からなる複合施設を整備するものである。</p> <p>再整備する宿泊施設においては、十勝地域の観光情報を発信するなど、観光客が十勝地域を周遊しやすい環境づくりに資する取り組みを行うものである。</p> <p>本事業により、宿泊施設を再整備し宿泊収容力を高めることで近年増加傾向にある交流人口への対応が図られるとともに、広域観光が推進されるほか、商業施設整備によるにぎわい創出や、まちなか居住の促進が図られることから、本事業は、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>実施時期： 令和3年度～令和5年度</p>	
--	------------------------	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： トカチコネクション</p> <p>内容： 起業家がつながる拠点にて、適切な助言・指針を与えることができる外部人材が起業家に対し、アドバイスをを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>分野ごとに適切な助言・指針を与えることができるスキル・ノウハウを保有する外部人材が、十勝地域における起業家に対し、各々の事業段階に応じたアドバイスをを行い、創業・起業後間もない事業を前進させる取り組みである。</p> <p>帯広市中心市街地では、令和元年度から、起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）にて、事業を実施している。</p> <p>起業家が帯広市中心市街地に集まり、事業内容を磨き上げ、事業の推進を図ることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるとの波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 地方創生推進交付金</p> <p>実施時期： 令和 2 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： フードバレーと かちマラソン大会</p> <p>内容： 中心市街地を 発着地点とするマ ラソン大会を実 施する事業</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	<p>フードバ レーとか ちマラソ ン大会実 行委員会</p>	<p>帯広市中心市街地を発着するマ ラソン大会を行うものである。</p> <p>中心市街地の活性化に加え、市民 の健康増進や、フードバレーとかち 構想の推進を目的とし、多くの市民 がボランティアなどとして参加す る市民参加型の大会として、実施す る。</p> <p>中心市街地を発着地点として、マ ラソン大会を実施することで、中心 市街地のにぎわいを創出する事業 であり、中心市街地の活性化に必要 である。</p>	<p>支援措置： 独立行政法 人日本スポ ーツ振興セ ンター 地方公共団 体スポーツ 活動助成</p> <p>実施時期： 令和 2 年度 ～令和 6 年 度</p>	
<p>事業名： おびひろ夢あか りアートの街</p> <p>内容： 中心市街地にあ かりのオブジェ を設置する事業</p> <p>実施時期： 平成 12 年度～</p>	<p>おびひろ 夢あかり アートの 街実行委 員会</p>	<p>中心市街地において、冬景色に映 えるあかりのオブジェを設置し、幻 想的な光の地域を創造する事業で ある。</p> <p>冬期間における魅力ある中心市 街地の形成と活性化を図ることを 目的とする事業であり、中心市街地 の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： キッチンカーによるまちなか活性化事業</p> <p>内容： キッチンカーが集まったイベントを定期的を開催する事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>十勝フードトラック協会</p>	<p>十勝地域のキッチンカー業者が加入する団体を結成し、中心市街地の駅北多目的広場などで、十勝地域の多様な食を提供するキッチンカー業者が一堂に会するイベントを定期的を開催する事業である。</p> <p>イベント開催に当たっては、各個店へ比較的出店依頼が多い休日ではなく、主に平日に開催することで、多くのキッチンカーを集め、より多くの集客を図る。</p> <p>中心市街地の平日昼間のにぎわい創出につながる事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 商店街活性化事業地域いたわり商店街事業</p> <p>内容： 地域住民により密着した商店街となり商業の振興を図る事業</p> <p>実施時期： 平成 20 年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会及び加盟商店街</p>	<p>商店街の有する来街者向けの施設の整備、修繕を商店街自らが進めることなどにより、地域住民に密着した商店街となり、商業の振興を図ることを目的とする事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： まちゼミ in お びひろ</p> <p>内容： 中心市街地を中 心とした個店の 店主等が講師と なった少人数制 のゼミナールを 開催する事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>帯広市商 店街振興 組合連合 会</p>	<p>商店主と住民の距離を縮め、個店に足を運んでもらうきっかけづくりとするため、個店の店主等が講師となった少人数制のゼミナールを開催する事業である。</p> <p>専門店ならではの専門知識や情報を受講者に伝えることで、受講者が個店の存在や特徴を認識し、個店と受講者の信頼関係を構築する。これにより、個店が有する本来の魅力が再発見され、中心市街地の魅力向上につながるものである。</p> <p>中心市街地での商業の活性化を図る取り組みであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 自慢の逸品事業</p> <p>内容： 商店街の各店舗 における自慢で きる商品やサー ビスを紹介、宣 伝する事業</p> <p>実施時期： 平成 19 年度～</p>	<p>帯広市商 店街振興 組合連合 会</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会に加入する商店街の各店舗における、自信を持っておすすめできる商品やサービスをPRする事業である。</p> <p>自慢できる商品、サービスの公募を行い、審査した上で「自慢の逸品」として選定し、帯広市商店街振興組合連合会のパンフレット、Web サイトなどで広く市民に宣伝することで、各店舗の魅力を向上させる。</p> <p>中心市街地での商業の活性化を図る取り組みであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 中心市街地フリーWi-Fi環境運営事業</p> <p>内容： 平原通において、フリーWi-Fi環境を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成29年度～</p>	<p>帯広平原通商店街振興組合</p>	<p>中心市街地のメインストリートである西2条通り（平原通）のうち、帯広駅から藤丸百貨店がある南8丁目まで、フリーWi-Fi環境を運営する事業である。</p> <p>中心市街地を訪れる住民や外国人を含む観光客などが、インターネットを利用して商店などの周辺情報を気軽に得られることとなる。</p> <p>これにより、中心市街地での往来が促進され商業活性化が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 北の屋台事業</p> <p>内容： 屋台営業を通じて、中心市街地のにぎわいを創出するとともに、起業者を支援する事業</p> <p>実施時期： 平成13年度～</p>	<p>北の起業広場協同組合</p>	<p>中心市街地のにぎわいづくりのため、十勝産の食材を活用しながら、20店舗の屋台による通年営業を実施する事業である。</p> <p>屋台営業者が自らの店を持って本格的な開業を目指す起業支援の機能も持っている。</p> <p>3年を一区切りに店舗の入れ替えを行い、屋台村としての活性化を図っている。</p> <p>中心市街地において多くの集客をもたらす、にぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： まちなかインキュベーション事業</p> <p>内容： 北の屋台と連携した起業支援事業</p> <p>実施時期： 平成23年度～</p>	<p>株式会社 まちづくり元気おびひろ</p>	<p>北の屋台事業と連携し、将来の起業を目指す者を支援する事業である。</p> <p>起業を志す者を募集し、北の屋台の店舗で一定期間、実際の営業を通じてノウハウを学ばせ、修了後は中心市街地で独立させることによって、起業者を育成する。</p> <p>中心市街地の空き店舗の解消や、商業の活性化が図られる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 百貨店活性化事業</p> <p>内容： 藤丸百貨店の改装のほか、藤丸百貨店を中心としたまちなか回遊性イベント等を実施する事業</p> <p>実施時期： 令和2年度～令和4年度</p>	<p>株式会社 藤丸</p>	<p>藤丸百貨店において、地域住民に加え、観光客を含めた集客力を高める改装を行うほか、藤丸百貨店を中心として、近隣商店街などを回遊するためのイベント等を実施する事業である。</p> <p>これにより、藤丸百貨店への入店目的による来街者の増加のほか、まちなかでの回遊が促進され、中心市街地の商業活性化が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>事業名： 免税店機能運営事業</p> <p>内容： 免税カウンターを設置し、中心市街地の商店街エリアに所在する免税店を対象として、免税手続きを一括して行うことを可能とする事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～</p>	<p>株式会社 まちづくり元気おびひろ</p>	<p>藤丸百貨店内に免税カウンターを設置し、中心市街地の商店街エリアに所在する免税店を対象として、消費税の免税手続きを一括して行うことを可能とする事業である。</p> <p>外国人観光客にとって、各店舗での煩雑な免税手続きが不要となり、より便利に商品の購入が可能となり、商店街の売り上げ向上に資するものである。</p> <p>中心市街地での商業の活性化を図る取り組みであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 帯広まちなか「商」学校事業</p> <p>内容： 低廉な額での空き店舗の賃貸や経営指導を行い、中心市街地での新規開業を支援する事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>帯広商工会議所</p>	<p>帯広商工会議所が主体となり、飲食業や小売業等での開業を目指す者に対し、低廉な額での空き店舗の賃貸や経営指導を行うことで、中心市街地での新規開業を支援する事業である。</p> <p>中心市街地の空き店舗の解消や、商業の活性化が図られる事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 空き店舗情報発信事業</p> <p>内容： 空き店舗情報を集約し、帯広市商店街振興組合連合会のホームページ等で発信し、空き店舗の利活用を促す事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地の空き店舗情報を集約した上で、帯広市商店街振興組合連合会のホームページ等に掲載し、新たな事業を興したい意欲が強い者へ情報を発信することで、商業利用など、空き店舗の利活用を促す事業である。</p> <p>中心市街地の空き店舗の解消や、商業の活性化が図られる事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業</p> <p>内容： 第2期計画で整備したリノベーションホテルにて、イベントなどを開催し、来街を促す事業</p> <p>実施時期： 平成27年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>第2期計画で経済産業省の中心市街地再生事業費補助金等を活用して整備したリノベーションホテル（以下「コミュニティ・ホテル」という。）1階部分にて、地元産大麦を原料とするクラフトビールの開発・販売や、音楽・トーク・映画上映などの各種イベントを行う事業である。</p> <p>これにより、ホテル利用者のみならず、地元住民も含めた広い利用がなされ、来街が促進される。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 十勝のコアな魅力発信事業</p> <p>内容： コミュニティ・ホテルにて、十勝地域における食や温泉などの地域資源の情報を集約し、情報発信を行うことで、来街につなげる事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>コミュニティ・ホテルにおいて、十勝地域における食や温泉などの地域資源の情報をまとめたイラストマップなどを作成し、来街につなげる事業である。また、イラストマップのデータとインターネットの地図データを連携する取り組みも進めるものである。</p> <p>十勝管外からの来街者を含め、帯広市中心市街地へこうしたコアな情報を求めて来街する人が増えることで、来街後には入手した情報をもとに、十勝管内を訪れる人が増えるとの波及効果も期待される。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 馬車 BAR</p> <p>内容： コミュニティ・ホテルを発着所として、農耕馬（ばん馬）が引く馬車内で BAR を運営し、中心市街地を巡る事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>コミュニティ・ホテルを発着所として、体重約 1 トンの農耕馬（ばん馬）が引く馬車内で BAR を運営し、中心市街地を巡る事業である。</p> <p>中心市街地における新たな観光資源として、管外からの観光客も含め、来街するきっかけとなるものである。</p> <p>こうした取り組みにより、十勝管外から帯広市中心市街地へ訪れる人が増えることで、その後十勝管内を訪れる人が増えるとの波及効果も期待される。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： SMALL LOCAL ツアー</p> <p>内容： コミュニティ・ホテルにて、魅力を秘めたツアーを企画・実施する事業</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>コミュニティ・ホテルにおいて、夜の帯広まちなか探検ツアー（帯広市）、犬ぞりツアー（鹿追町）、どさんこ牧ツアー（芽室町）といった魅力を秘めた小規模のアクティビティツアー等を企画・実施する事業である。</p> <p>こうした取り組みにより、十勝管外から帯広市中心市街地へ訪れる人が増えることで、その後十勝管内を訪れる人が増えるとの波及効果も期待される。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 帯広まちやど事業</p> <p>内容： コミュニティ・ホテルを起点に、帯広市中心市街地全体をひとつの宿とみためた「まちやど」として、宿泊施設や滞在コンテンツを充実させる事業</p> <p>実施時期： 平成 30 年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>コミュニティ・ホテルを起点に、帯広市中心市街地全体をひとつの宿とみためた「まちやど」として、宿泊施設や滞在コンテンツを充実していく事業である。</p> <p>中心市街地内にある既存建物の空室等を宿泊施設、映画館、ギャラリー、私設図書館、レストラン、カフェなどに再利用し、新しい物件利用の形態へと変化させていく。</p> <p>帯広市中心市街地の交流人口・関係人口を増やす取り組みであり、中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： コミュニティ・ホテルを拠点とした広域プロモーション事業</p> <p>内容： コミュニティ・ホテルを拠点に、食と観光を中心とした十勝地域の資源を国内外に向けてプロモーションする事業</p> <p>実施時期： 平成30年度～</p>	<p>十勝シテイデザイン株式会社</p>	<p>コミュニティ・ホテルを拠点に、食と観光を中心とした十勝地域の資源を国内外に向けてプロモーションする事業である。</p> <p>本事業を通して中心市街地を国内外から訪れる交流人口や関係人口を増やすことで、馬車BARなど計画に位置付ける事業の効果が促進される。</p> <p>広域でのプロモーション活動を活用して帯広市中心市街地の交流人口・関係人口を増やす取り組みであり、中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 起業家がつながる拠点運営事業</p> <p>内容： 「起業等を志す人たちが集い、交流する施設」を運営する事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>「創業・起業、事業創発を目指す人材や支援者等が集い、交流する施設（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）」を中心市街地で運営することで、情報交換や勉強会等により日常的なにぎわいを創出する事業である。</p> <p>ビジネスについて語り合うコミュニティカフェや、起業家が集う仕事場など、十勝地域における創業・起業、事業創発を目指す者などが日常的に集い、つながり、新しいチャレンジやアイデアが生まれる場を提供するものである。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、空き店舗等での起業にもつながることが期待され、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 十勝の起業家磨き上げ事業</p> <p>内容： 起業家がつながる拠点にて、旧起業家支援財団（神奈川県）の人脈を生かし、十勝地域の事業の磨き上げを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 30 年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>平成 30 年に公益財団法人とかち財団と合併した、旧公益財団法人起業家支援財団（神奈川県）の人脈を生かし、先輩起業家等の協力を得て、十勝地域における起業家の事業の磨き上げを支援する事業である。</p> <p>地域外からの着想や刺激を受けることで、新事業創出の加速化を図るものである。</p> <p>帯広市中心市街地では、令和元年度から、起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）にて、事業を実施している。</p> <p>起業家が帯広市中心市街地に集まり、地域外からの着想等によりその事業内容を磨き上げ、事業の推進を図ることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながるとの波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
---	--------------------	--	--	--

<p>事業名： 起業等に関する 支援事業の各種 報告会等事業</p> <p>内容： 起業家がつなが る拠点にて、起 業・事業創発に 向けた人材育成 等に関する補助 事業の報告会等 を実施する事業</p> <p>実施時期： 平成 30 年度～</p>	<p>公益財団 法人とか ち財団な ど</p>	<p>公益財団法人とかち財団等が実施する起業・事業創発に向けた人材育成等に関する補助事業（十勝人チャレンジ支援事業・とかち財団学生起業家育成奨学金等）の報告会等を実施する事業である。</p> <p>帯広市中心市街地では、令和元年度から、起業家がつながる拠点（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）にて、事業を実施している。</p> <p>起業を目指す者が帯広市中心市街地に集まり、各種支援を活用した事例報告会に参加し刺激を受けることで、その後、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体で起業や新たな事業を興し、十勝地域全体の商業の活性化につながるの波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
--	-------------------------------------	---	--	--

<p>事業名： 十勝地域の起業等支援拠点施設連携事業</p> <p>内容： 十勝地域の各エリアに所在する起業等支援拠点施設で実施する事業を、他のエリアの施設で相互に実施し、各エリアの起業を志す人などをつなげる事業</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>公益財団法人とかち財団</p>	<p>十勝地域中心エリアの起業家がつながる拠点である「とかちのやりたい実現カフェ「LAND」(帯広市)」、十勝北エリアの「インキュベーションセンター(上士幌町)」、十勝南エリアの「熱中小学校(更別村)」が連携し、各エリアの起業等支援拠点施設で実施する事業の一部を他のエリアの施設で相互に実施することなどにより、各エリアの起業を志す「人」や、各地域の「もの」をつなげる事業である。</p> <p>広大な十勝地域において、中心エリア、北エリア、南エリアのそれぞれの「意欲ある人」や「もの」をつなぎ合わせることで、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体で起業し、十勝地域全体の商業の活性化につながるとの波及効果が期待される。</p> <p>本事業は、中心市街地のにぎわい創出に加え、商業活性化の観点からも、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
--	--------------------	---	--	--

<p>事業名： 共通駐車券事業</p> <p>内容： 共通駐車券により商店街の活性化を促進する事業</p> <p>実施時期： 平成元年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地の商店街と駐車場所所有者が連携して、共通駐車券を発行する事業である。</p> <p>中心市街地の駐車利便の向上と商店街の活性化を促進する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 商店街活性化事業 歩道ロードヒーティング設備維持事業 【再掲】</p> <p>内容： 冬期間の快適な歩行空間の確保によるにぎわい創出事業</p> <p>実施時期： 平成 11 年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会及び加盟商店街</p>	<p>中心市街地に存する商店街の歩道ロードヒーティングは、街路整備に合わせて、冬期間における安全で快適な歩行者空間を確保することによるにぎわい創出と、まちなか居住環境向上の基盤として、これまでに、商店街が設置してきたものである。</p> <p>これを維持していくことにより、商店街の活性化によるにぎわい創出、まちなか居住者の居住環境の向上に加え、都市の魅力向上にもつながることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 帯広商工会議所 まちなか支所運 営事業</p> <p>内容： 中心市街地に専 用の事務所を構 え、中心市街地 活性化に関する 事業や経営相談 などを行う事業</p> <p>実施時期： 平成 22 年度～</p>	<p>帯広商工 会議所</p>	<p>中心市街地に専用の事務所を構 え、中心市街地活性化に関する事業 の推進や、経営相談事業等を展開す る事業である。</p> <p>中心市街地活性化施策を推進す る機能を有する施設を運用する事 業であり、中心市街地の活性化に必 要である。</p>		
<p>事業名： 高齢者いきいき ふれあい館「ま ちなか」運営事 業 【再掲】</p> <p>内容： 高齢者等が、中 心市街地で軽運 動や文化活動な どを通じて、交 流する施設を運 営する事業</p> <p>実施時期： 平成 28 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>高齢者が中心市街地で軽運動や 文化活動などを通じて交流し、社会 参加と健康づくりにつなげる施設 を運営する事業である。</p> <p>利用者は、1階のカフェでは語ら いや休憩スペースとして、2階の活 動スペースでは軽運動などとして 利用することができる。</p> <p>中心市街地で高齢者が集う場を 提供することにより、高齢者の生き がいと健康づくりを通じたにぎわ い創出に加え、高齢者の居住環境が 向上することから、中心市街地の活 性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 市民活動交流センター運営事業 【再掲】</p> <p>内容： 中心市街地において、市民活動の拠点施設を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成 18 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>藤丸百貨店の 1 フロアを賃貸し、子育て活動室、高齢者活動室、多目的活動室などを備えた市民活動の拠点となる施設を運営し、市民の自主的活動を支援する事業である。</p> <p>中心市街地において、市民活動や交流の拡大を図ることで、幅広い年齢層の市民の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： プラザまつり事業 【再掲】</p> <p>内容： 生涯学習と、人々の交流の拠点である「とがちプラザ」において、作品展、学習活動の発表会、子ども向けの体験イベントなどを実施する事業</p> <p>実施時期： 平成 7 年度～</p>	<p>プラザまつり実行委員会</p>	<p>「とがちプラザ」において、書道や絵画などの作品展、ダンスや合唱などの発表会、子ども向け体験イベントなど、幅広い世代の市民がともに学び、交流するイベントを開催する事業である。</p> <p>中心市街地における主要な公共施設である「とがちプラザ」において事業を実施することで、中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 図書館利活用事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容： 図書館を利活用し、多様な世代を対象とした学習活動を行う事業</p> <p>実施時期： 平成 17 年度～</p>	<p>帯広市教育委員会など</p>	<p>中心市街地に所在する図書館において、子どもから高齢者までの多様な世代を対象とした各種事業のほか、様々な団体との連携事業や、近隣の文化施設を活用した講演会などを実施する事業である。</p> <p>本事業により中心市街地の生涯学習機能の強化が図られ、これによりまちなか居住者の居住環境が向上するほか、にぎわい創出に資する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
--	-------------------	---	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

本市の中心市街地における公共交通機関は、鉄道とバスを中心に重要な役割を担っている。

バスについては、ハード面の取り組みとして、平成13年度から平成15年度までにかけて、JR帯広駅前に14バスバース規模のバスターミナルを整備したことで、路線バスをはじめ、都市間バス、空港連絡バスの全てが乗り入れ可能となり、利便性が格段に向上した。

また、平成30年5月に、老朽化したバスターミナルビルを解体し、公共交通に加え、観光拠点機能も併せ持つ新たなバスターミナルを建設したことで、利用者の利便性が更に高まっている。

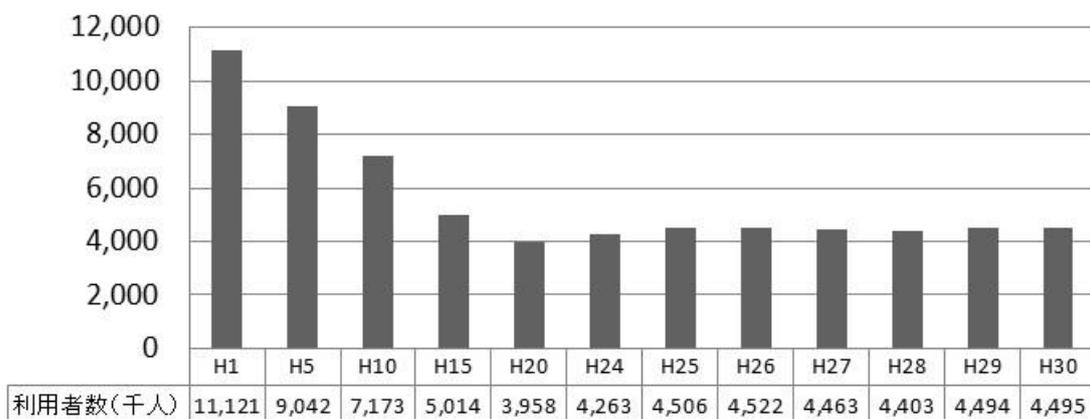
平成29年3月には、行政機関・バス事業者・地域住民などで構成する「帯広市地域公共交通活性化協議会」における協議を経て、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにした「帯広市地域公共交通網形成計画」を策定し、計画に基づいた事業を展開している。

これまでの取り組みやバス事業者の営業努力により、路線バス利用者は一時の減少傾向が落ち着き、現在は横ばい状況にある。今後は、高齢化の進展に伴い、免許返納により車を持たない高齢者が増えることが見込まれるなど、来街手段として路線バスの果たす役割はますます高まると考えられることから、これまでの取り組みを踏まえて今後も必要な事業を展開していく必要がある。

路線バスを活かした公共交通機関の利便性の向上に向けた取り組みは、本市のみならず、十勝全域から中心市街地への来街を維持・強化するものであり、中心市街地の活性化にとってその必要性が高いものである。

フォローアップについては、毎年度終了後に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

路線バス・都市間バス・空港連絡バス利用状況の推移



※帯広市内を運行するバス事業者2社の路線バス・都市間バス・空港連絡バスの合計年間利用人数の推移である。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

※該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： あいのりバス・タクシー事業</p> <p>内容： 農村地域から中心市街地等への乗合バス・タクシーを運行する事業</p> <p>実施時期： 【タクシー】 平成16年度～ 【バス】 平成17年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>農村地域から、都市機能が集積する中心市街地などへの乗合バス・タクシーを運行する事業である。</p> <p>平成29年から、利用者の更なる利便性向上や、新たな利用者の確保等を目的として、インターネットによる予約システムを導入している。</p> <p>農村地域の住民にとって、中心市街地への交通の利便性が確保される事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通確保維持事業)</p> <p>実施時期： 令和2年度～令和6年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

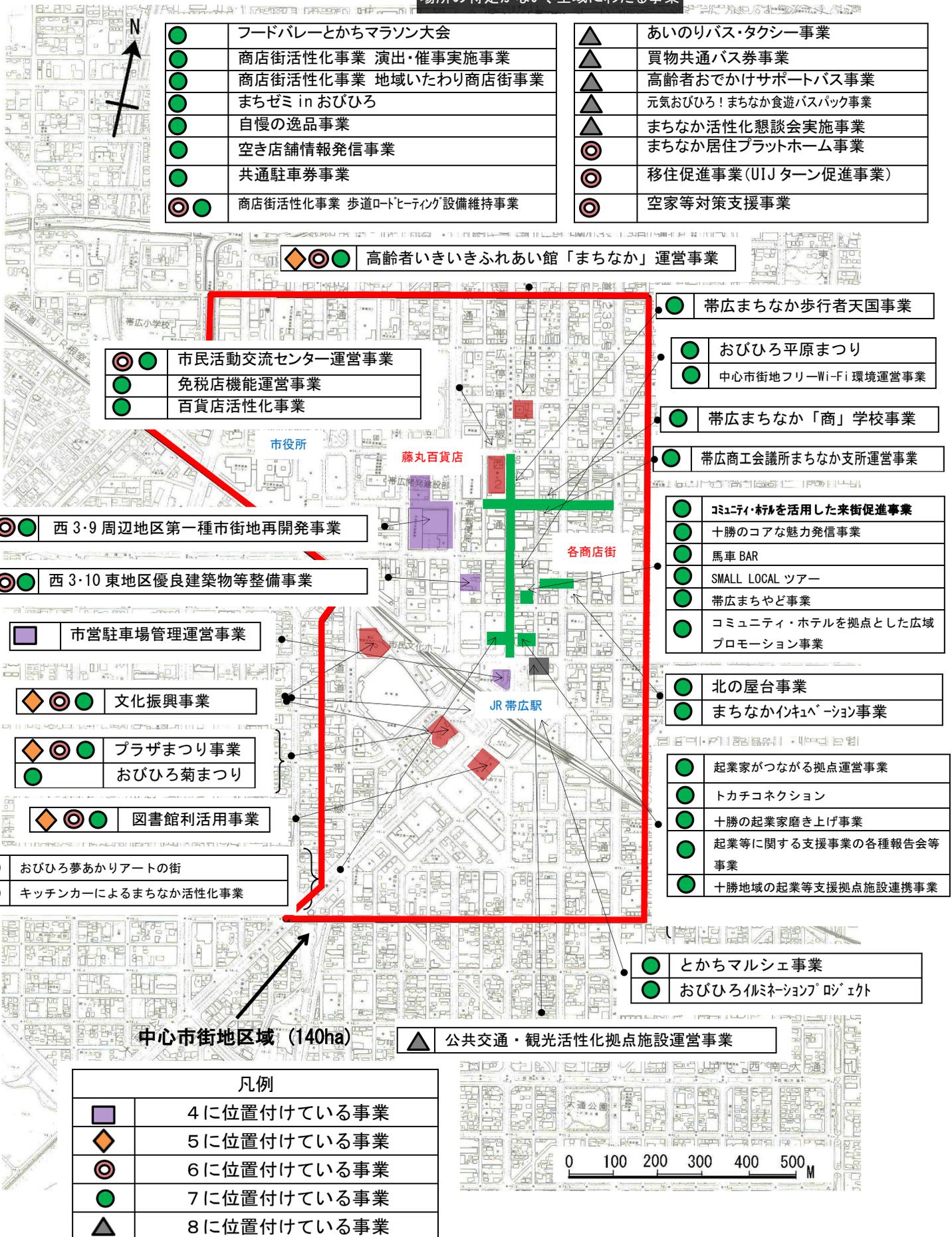
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 買物共通バス券事業</p> <p>内容： バス利用の買物客に共通バス券を提供し、来街者の利便を図る事業</p> <p>実施時期： 平成 14 年度～</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地への来街者サービスとして、本事業参加店での買物によって、いずれのバス会社でも利用可能な共通バス券を提供する事業である。</p> <p>来街者へのサービス向上と、バス利用を促進する事業であることから、公共交通機関の利活用とともに、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： 高齢者おでかけサポートバス事業</p> <p>内容： 満 70 歳以上の市民のうち、本事業の希望者にバス無料乗車証を交付する事業</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	<p>帯広市</p>	<p>満 70 歳以上の帯広市民のうち、本事業の利用希望者に対し、高齢者バス無料乗車証を交付する事業である。</p> <p>高齢者の外出・移動を支援し、高齢者の健康と生きがいづくりへの支援、積極的な社会参加を促進するほか、来街者の増加を図ることなどを目的としている。</p> <p>バスを利用した来街を促進する事業であり、公共交通機関の利活用とともに、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名： 公共交通・観光 活性化拠点施設 運営事業</p> <p>内容： 公共交通と観光 の活性化を目的 とした施設を運 営する事業</p> <p>実施時期： 平成30年度～</p>	<p>十勝バス 株 式 会 社、 北海道拓 殖バス株 式会社、 一般社団 体法人交 通環境ま ちづくり センター 及び 帯運観光 株式会社</p>	<p>帯広駅北口バスターミナルにお いて、公共交通拠点機能に加え、 十勝管内の観光案内などの観光拠 点機能も併せ持つ施設「バスター ミナルおびくる」を運営する事業 である。</p> <p>バスターミナルおびくる内にお いて、TOKACCHA レンタサイクル事 業（注1）や、観光情報発信事業 （注2）を行い、観光拠点として の機能も担う。</p> <p>十勝管外から、管内の観光資源 の情報や、レンタサイクルを求め て帯広市中心市街地を訪れる人が 増えることで、その後十勝管内を 訪れる人が増えるとの波及効果が 期待される。</p> <p>本事業は、公共交通の拠点機能 としての利活用のほか、観光目的 による来街者の増加を図る事業で あることから、中心市街地の活性 化に必要である。</p> <p>注1）シティサイクル自転車によ る「まちなか回遊」から、ロー ドバイクによる「十勝の観光ス ポット周遊」まで、幅広い目的 に対応したレンタサイクル事業</p> <p>注2）十勝地域のサイクリングル ートをまとめた動画配信や、十 勝管内の観光スポット情報誌の 集約などの事業</p>		
--	---	---	--	--

<p>事業名： 元気おびひろ！ まちなか食遊バス パック事業</p> <p>内容： バスを利用して 来街し、本事業 参加店舗で食事 等をした場合に、 参加店舗での割引 と、バス運賃の割引 の特典を与える事業</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	<p>十勝バス 株式会社</p>	<p>バス事業者が中心市街地の飲食 店等と連携し、バスを利用して中 心市街地を訪れた人に、参加店舗 での割引のほか、店舗で一定金額 以上の利用・購入があった場合に、 バス利用料金の割引の特典を与え る事業である。</p> <p>公共交通機関の利用が促進され るとともに、中心市街地のにぎわ い創出に寄与する事業であり、中 心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名： まちなか活性化 懇談会実施事業</p> <p>内容： 中心市街地の活 性化に向け、商 業者をはじめと した当事者が、 様々な立場の者 から意見を聴取 する場を設ける 事業</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	<p>帯広市中 心市街地 活性化協 議会</p>	<p>中心市街地の活性化を進めるた めには、商業者をはじめとする者 が当事者意識を持ち、店舗や商店 街の魅力向上を図る必要がある。</p> <p>当事者意識を醸成するため、商 業者などの当事者が、学生、子育 て中の親、高齢者など、様々な立 場の者から意見を聴取する場を設 け、この場から当事者が刺激を受 ることで、自らの創意・工夫によ る取り組みを展開することが期待 できる。</p> <p>中心市街地の活性化を当事者が 主体的に進めていくために必要な 事業であり、中心市街地の活性化 に必要である。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

場所の特定がない、全域にわたる事業



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	
(1) 庁内体制	
本市では、商業振興、市街地再開発、創業・起業支援、公共交通など、中心市街地活性化に資する事項を幅広く所管する商業まちづくり課が、第3期帯広市中心市街地活性化基本計画の策定作業に当たっている。	
部局組織	商業まちづくり課
所管事項	中心市街地の基本的な振興計画、商業振興、商店街支援、市街地再開発事業、創業・起業支援、公共交通など
人員体制	課長含め10名、うち専任職員1名
(2) 庁内の連携調整等	
第3期帯広市中心市街地活性化基本計画の策定・変更などに当たっては、まず、計画事業の関係課の課長級職員で構成される関係課会議にて議論を行い、計画内容の調整を行う。その後、各部の施策との調整協議を行うため、各部次長級職員における部間の横断的な会議を経た後、本市における最高意志決定の場である全体庁議において議題として取り上げ、意思決定を行う。全体庁議における意思決定を経た内容は、後述の市議会産業経済委員会へ報告を行い、審議を経ることとする。	
また、各年度のフォローアップに当たっては、前述の関係課会議にて事業の進捗状況の確認などを行う。	
<p>≪第3期計画の策定に向けた経過≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月13日 関係課会議 「次期中心市街地活性化基本計画策定に向けた事業の洗い出し」について ・令和元年7月29日 企画調整監会議 「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（骨子）について」 ・令和元年8月6日 全体庁議 「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（骨子）について」 ・令和元年9月12日 関係課会議 「計画事業の調整、計画書記載内容の確認、中心市街地活性化ソフト事業を活用する事業の留意事項について」 ・令和元年10月28日 企画調整監会議 「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）について」 ・令和元年11月11日 全体庁議 「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）について」 ・令和元年11月25日～令和元年12月24日 パブリックコメントの実施 ・令和元年12月26日 企画調整監会議 「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」 ・令和2年1月7日 全体庁議 	

「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」

（3）市議会における審議

- ・令和元年 9月 2日 産業経済委員会
「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（骨子）について」
- ・令和元年 11月 22日 産業経済委員会
「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）について」
- ・令和2年 1月 17日 産業経済委員会
「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

帯広商工会議所が中心となって、平成18年12月に、「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等による協議を開始した。

平成19年1月から、「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行った。

協議会の設立

平成19年5月25日、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、下記のとおり、法定要件を満たした上で、中心市街地活性化協議会を設立した。

- ・法第15条第1項第1号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」
- ・法第15条第1項第2号「イ」帯広商工会議所

なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第62条（旧第52条）に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第61条（旧第51条）の規定により中心市街地整備推進機構として指定（平成19年4月20日）した。

また、平成24年度には、構成員が多くこれまでの協議会で活発に発言することが難しかったことから、協議会の構成員を26名から約半数（平成30年度第2回からは、13名）に減少させる一方、開催回数を増加させており、より実質的な議論を行っている。

協議会の構成員

協議会 役 職	団 体 ・ 所 属	氏 名
会 長	帯広信用金庫 常務執行役員(地域経済振興部長)	秋元 和夫
副会長	帯広商工会議所 副会頭	所 紀夫
副会長	NPO法人十勝まちづくり住の会 理事長	金澤 耿
委 員	帯広市 商工観光部長	相澤 充
〃	帯広まちなか歩行者天国実行委員会 事務局長	金澤 和彦
〃	十勝シティデザイン株式会社 代表取締役	坂口 琴美
〃	帯広市商店街振興組合連合会 理事長	杉山 輝子
〃	帯広畜産大学 教授	仙北谷 康
〃	帯広商工会議所 商業委員長	藤森 裕康
〃	十勝地区バス協会 会長	野村 文吾
〃	帯広電信通り商店街振興組合 理事長	長谷 涉
〃	とちち帯広ホテル旅館組合 組合長	林 克彦
〃	空間Works 代表	山川 知恵

協議会の開催経過

第3期計画策定に向けた帯広市中心市街地活性化協議会の開催経過は、下記のとおりである。

- ・平成30年7月31日 第3期計画策定に向けた市民アンケート案について
- ・平成30年12月6日 第2期計画の総括、第3期計画策定に向けた市民アンケート調査結果、第3期計画の骨子案について
- ・平成31年4月24日 第3期計画の骨子案について
- ・令和元年11月27日 第3期計画の原案について
- ・令和元年12月16日 意見書のとりまとめ

第3期計画を推進するための体制

(1) 中心市街地活性化協議会

毎年度終了後に、計画に位置づけた各事業の進捗状況のフォローアップを行う。

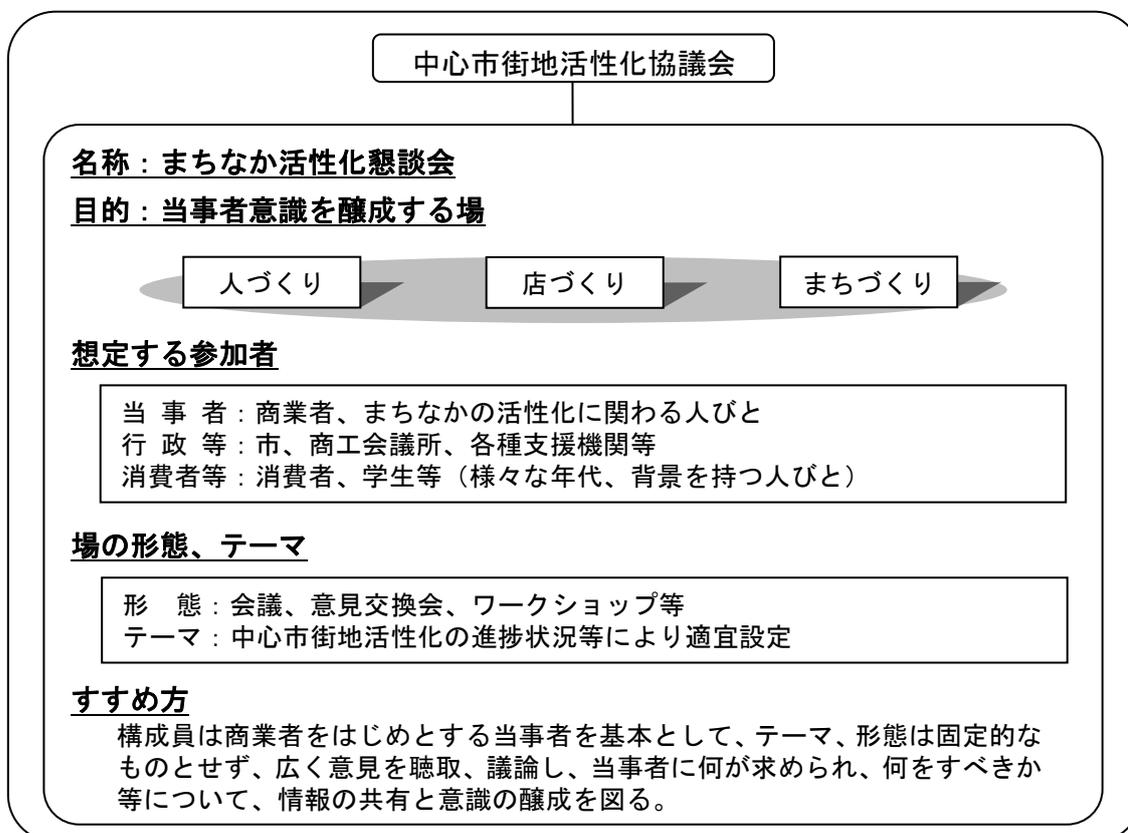
(2) 中心市街地活性化協議会専門部会

平成25年度から「中心市街地活性化のあり方検討部会」、「まちなか活性化懇談会部会」を設置している。今後も、これらの専門部会を活用し議論を深めていく。

(3) まちなか活性化懇談会

平成24年度から「まちなか活性化懇談会」を設置している。今後も、「まちなか活性化懇談会」を活用し、中心市街地における商業者などが自らの創意・工夫により、これまで以上に当事者意識を持って計画が推進されるよう、議論を深めていく。

○まちなか活性化懇談会の全体像



中心市街地活性化協議会による意見書（令和元年 12 月 25 日）

令和元年 12 月 25 日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市中心市街地活性化協議会
会長 秋元 和夫

第 3 期帯広市中心市街地活性化基本計画に対する意見書の提出について

令和元年 12 月 11 日付帯商第 366 号により諮問のありました第 3 期帯広市中心市街地活性化基本計画に対し、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、次の通り意見書を提出します。

第 3 期帯広市中心市街地活性化基本計画に対する意見書

帯広市の中心市街地は、JR 根室本線の帯広駅、リニューアルした帯広駅前バスターミナルを中心に、帯広市はもとより十勝圏全域と道内各地を繋ぐ交通の要衝としての重要な役割を果たしており、整備が進むとかち帯広空港の利用者を道外から迎え入れる「十勝の正面玄関」としての機能も担っています。また、農業や食産業を基幹産業とする十勝ならではの飲食店が軒を連ねており、これが地元百貨店や特色ある専門店の立地、食の大型イベントや夏季週末のホコテンの実施・定着などと相俟って、市民や十勝圏外からの旅行者の楽しみや利便性を供しています。これらに加え、国の出先機関や市役所、医療機関、産業・経済団体、民間企業や金融機関などが集積しているうえ、最近ではまちなか居住の増加等に資する大規模再開発事業も動き出しており、都市機能の一層の充実が図られようとしています。

平成 24 年に策定された第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画においては、5 か年計画とその後の市独自の延長計画を含めて計 7 年に亘り、当協議会が市民各層と懇談を重ね、中心市街地の課題を多面的に掘り起こしてまいりました。そして、明らかになった課題については関係者それぞれにより着手できるものから順次解決策が講じられたほか、第 1 期計画で未実現となったハード事業や時代の潮流を捉えた新規事業については実施主体それぞれに実現に向けてご尽力いただくなど、計画の目標達成に向けて官民を挙げ精力的に取り組んでまいりました。もっとも、車社会の進展や住宅地の拡散、大型商業施設の郊外立地などの社会システムの変容に、人口減少という地域社会の構造問題の深刻化も加わって、充実が図られてきた都市機能が十分に発揮される状況には至っておりません。また、今後大きな展開が期待できる事業構想も生まれてきているところではありますが、計画期間中に目に見える成果を十分に勝ち取るまでには至っていないというのが実情です。

以上のことから、当協議会といたしましては、これまでの 2 期 12 年の取り組みは帯広市中心市街地活性化にとって大きな意義を有するものであったと評価し、第 3 期計画についても官民一体となって継続的かつ強力に推進していくことが重要かつ不可欠であると考えます。そうした認識のもと、当協議会は計画の具体的内容に関し、以下のとおり意見書を提出いたします。

1. 基本方針：現状と課題を的確に捉えた方向性は妥当なもの

第3期計画では、「十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち」を中心市街地の目指す姿とし、その実現のために「魅力にあふれ訪れたくなるまちなかの形成」と「快適で住みたくなくなるまちなかの形成」の二つの基本方針を掲げています。こうした中心市街地の目指す姿の捉え方、基本方針の方向性は、本市の現状と課題を的確に捉えた結果であり、妥当なものと考えます。

2. 目標設定：「平日昼間の来街者を増やす」は意欲的、ただデータ収集方法の工夫につき検討を

中心市街地の目標については、上記の基本方針を受け、

①平日昼間を中心とした来街者を増やす、

②まちなか居住者を増やす

という二つの目標を設定しておられます。

このうち、特に①については、第2期計画の延長期間を含む12年に亘る取り組みの結果、依然として大きな課題として残る「平日昼間」に焦点を当て、中心市街地に残された課題を真正面から捉えた意欲的な目標であると評価します。ただ、こうした取り組みの成果をよりの確にかつ正確に把握するためには、ICT等を活用するなどしたデータ収集方法の工夫も必要となりますので、この点につき検討いただきたいと考えます。

3. 個別事業：連携によるシナジー発揮を期待、今後具体化した新たな事業は計画に追加を

第3期計画では、継続事業に加え、来街者を増やすための新たな事業が生まれ、目標の達成に向けた積極的な姿勢が見られます。

「コミュニティ・ホテルを活用した来街促進事業」は、今後様々な取り組みへの拡張性、発展性、そして波及効果が見込まれます。周辺の商店や商店街とともに積極的に広がりをもたせていただくよう期待します。「起業家がつながる拠点運営事業」などの事業についても、地方創生にも資する起業・創業を志す若者を呼び込む仕掛けとして期待します。周辺の商店と連携して様々な形の新事業が生み出される可能性を感じます。

また、本地域においては生活の手段として自家用自動車の所有がいわば必須となっておりますが、国内では高齢化に伴い自動車運転免許の返納が進み、若者の免許取得意欲が減退してきている状況を踏まえ、自家用自動車から公共的な移動手段に転換していくための準備に早期に取り組んでいく必要があります。これまでの公共交通を活用し、中心市街地に人を呼び込むことを意図した「あいのりバス・タクシー事業」「買物共通バス券事業」などの継続事業をヒントに、帯広らしいMaaSのあり方を検討していくことが今後ますます重要なテーマになることが予想されますので、事業が具体化した場合は官民協力のもと計画に積極的に追加していくことを期待します。

中心市街地の小売業界をリードする立場にもある藤丸百貨店の「百貨店活性化事業」については真に実効性のあるものとするよう、継続的に取り組んでいくことを求めたいと思います。また、帯広市商店街振興組合連合会、帯広商工会議所が周到な準備を重ね、本年実施にこぎつけた「まちゼミ in おびひろ」が第3期計画期間においても継続実施されることは大きく評価したいと思います。帯広商工会議所が本年スタートさせた「帯広まちなか『商』学校事業」は、空き店舗対策とともに、会議所が持つ経営指導力を発揮し新規出店者をささえるという取り組みであり、空き店

舗の家主の理解や協力を得て、今後複数店舗に拡大していくことを期待します。

まちなか居住を増やす取り組みは、人口減少のなか、将来のコンパクトシティ形成につながる重要な施策ですので、中心市街地における「空家等対策支援事業」などについては、当該事業がにぎわいづくりや定住促進につながる場合には特例的な措置（許認可の緩和等）を講じられないか、行政として研究していただきたいと考えます。

いずれにしても、これらの事業は第3期計画のスタート時点での内容であり、計画が動き出した後においても、引き続き市民の声を吸い上げながら新たな課題を掘り下げたりアイデアを募ったりして、MaaSのみならず新たな事業を具体化させ、必要に応じて速やかに計画に追加していくことが重要であろうと考えます。また、それぞれの事業が相互に刺激しあい、調和し、連動し、高め合いながら、中心市街地の活性化に向けてシナジーを発揮できるよう、事業実施主体それぞれがしっかりと意識していくことが必要と考えます。

4. 協議会組織：市民ニーズの吸い上げ、事業者の連帯感の醸成、人材育成の場などとして活用を

第1期計画策定の際に設置した本協議会は、平成24年度にそれまでの26人の構成員数を13人に減員いたしました。13人の委員の大半は、現にまちなか活性化に取り組んでいるプレイヤーであり、協議会においても質が高く極めて奥深い議論が交わされています。また、第2期計画から実施している「まちなか活性化懇談会」事業においては、学生や女性起業家などとの忌憚のない意見の交換を積み重ね、障がい者用トイレがバスターミナルに整備されたり、免税店やWi-Fiなどのインバウンド対応が進んだり、広小路商店街の空き店舗を商工会議所が活用して実践的な人材育成を行ったりと、中心市街地の課題への極めて有意義な解決策が講じられてきています。

第3期計画においても、協議会を単なる協議機関に留め置くことなく、市民ニーズの吸い上げの場、事業者の責任感や連帯感の醸成の場、次代を担う若者の育成の場などとして活用していただきたいと思えます。

5. 市への期待：個店の自助努力だけでは対応困難、引き続き必要に応じてリーダーシップ発揮を

計画策定にあたっては、各方面との調整もあり、多大な労力を要したことと思えます。しかし、計画は策定することそれ自体が目的ではありません。計画に掲げた目標を達成するため、事業を確実かつ着実に推進していくことこそが重要です。その際、当初掲げた事業のみに固執することなく、環境変化に応じた柔軟な対応を求めたいと思えますし、事業の推進に必要な環境・条件整備についても十分な配慮を求めていきたいと思えます。

もとより中心市街地の活性化は個々の商店の経営・営業努力が出発点ではありますが、人口減少、高齢化が進展するもとではこうした当事者の自助努力だけでは対応困難な状況に立ち入っています。他地域の事例も参考にされ、引き続き必要に応じて行政、首長のリーダーシップを発揮していただきますよう、末筆ながらあらためてお願い申し上げる次第です。

中心市街地活性化協議会規約

帯広市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、帯広市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道帯広市西3条南9丁目1番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、帯広市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公告の方法)

第4条 協議会の公示は、帯広市の広報への掲載の他、必要があると認められたときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 帯広市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見提出

イ 帯広市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 帯広市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見交換及び情報交換

エ 帯広市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

オ 中心市街地活性化のための勉強会

カ 協議会の委員及び地域向けの情報発信

キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

ア 市街地整備改善事業に関すること

イ 都市福利施設事業に関すること

ウ 街なか居住促進事業に関すること

エ 商業活性化事業に関すること

オ 本項アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること

(3) その他中心市街地活性化に関すること

(構成員)

第6条 協議会は、次のものにより構成される。

(1) 帯広商工会議所

(2) NPO法人十勝まちづくり住の会

(3) 帯広市

(4) 中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第15条第4項第1号及び第2号に規定するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要であると認めるもの

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員を持って組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き続くものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 役員の任期は、第7条第2項及び第3項を準用する。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を予め委員に通知しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(専門部会の設置)

第11条 会長は、協議会に提案する事項及び協議会の目的達成のために必要な事項について、専門的に協議、調整を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャーの設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項の推進について、円滑な協議と調整を行うため、タウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の審議を経て協議会会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーは、次の業務を行う。

(1) 認定基本計画の作成に関する各種支援

(2) 認定基本計画の実施に対する協議、意見等の調整

(3) 専門部会への出席と、意見等の提供

(4) その他中心市街地活性化に関する必要な活動

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、帯広商工会議所に置く。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(運営経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年5月25日から施行する。
- 2 本規約の一部改正は、平成21年4月23日から施行する。
- 3 本会設立時の任期については、本規約7条2項、8条2項の規程にかかわらず平成20年度末までとする
- 4 本規約の一部改正は、平成25年12月18日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

ア 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕データから見た本市と中心市街地の現状」の欄に、統計的データによる把握・分析を記載

イ 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕市民から見た中心市街地の現状など」の欄に、地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析を記載

ウ 旧中心市街地活性化法に基づく取り組みの把握・分析

本市では、平成10年度に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（現中心市街地の活性化に関する法律）」に基づき、平成12年度に「帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「人と人とのふれあいを生み出す界隈性の醸成」、「都市機能の更なる集約多様な市民が住みよさを実感する都心居住の推進」、「市街地の整備改善と商業等の活性化に関する事業の集中的、効果的实施」を目標として取り組みを進めた。

目標は「駅周辺核ゾーン」、「界隈性づくりゾーン」、「公共公益ゾーン」、「駅南商業・業務、交流、居住ゾーン」にゾーニングし、計画に記載した合計33事業によって、活性化を図った。

事業の実施状況は、一部完了・実施中のものを含んで事業が28となっており、全体の実施率は、84.8%であった。

基本計画の策定に併せて、帯広商工会議所では「帯広タウン・マネジメント基本構想」を策定し、行政と経済界が密接な連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組み、「北の屋台」、「チャレンジショップ」などの事業を実施してきた。

○帯広市中心市街地活性化基本計画（旧計画）事業の進捗状況（平成18年度末）

	事業数	実施数（一部実施）	実施率
市街地の整備改善事業	14	12	85.7%
商業の活性化事業	16	14	87.5%
市街地の一体的推進事業	3	2	66.7%
合 計	33	28	84.8%

エ 第1期帯広市中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

本市では、平成18年度に改正された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、平成19年度に「第1期帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、国の認定を受けた。

「居住空間の整備からコミュニティの再生へ」、「散歩（そぞろ歩き）を楽しめる商店街へ」、「文化に接する機会の提供から新たな人の流れへ」を基本方針として取り組みを進めた。

目標は「住実（充実）ゾーン」、「買適（快適）ゾーン」、「観動（感動）ゾーン」、にゾーニングし、計画に記載した合計 26 事業によって、活性化を図った。

事業の実施状況は、全体の実施率は 80.8%（全 26 事業中 21 事業）であった。

国の支援を受けて JR 帯広駅地下に市民ギャラリーを整備したことにより、中心市街地に点在する文化・芸術関連施設との相乗効果が発揮され、計画終了年の活動拠点の利用率が計画の目標値を達成したほか、ソフト事業は概ね順調に実施され、歩行者通行量（休日）は目標値を達成できなかったものの、計画終了年には基準年を上回ることとなった。

一方で、まちなか居住については、リーマンショック後の経済状況の悪化などにより、ハード整備の事業主体となる民間事業者が事業を断念したことなどにより、目標値を達成せず、計画終了年には基準年も下回ることとなった。

○第 1 期帯広市中心市街地活性化基本計画の目標達成状況

目標	目標指標	基準値	目標値	実績値
住実ゾーンの形成	街なか居住者数	2,892 人 (H18)	3,650 人 (H23)	2,795 人 (H23)
買適ゾーンの形成	歩行者通行量	14,367 人 (H18)	19,000 人 (H23)	16,710 人 (H23)
観動ゾーンの形成	活動拠点施設の利用率	72.0% (H18)	76.4% (H23)	77.9% (H23)

オ 第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔5〕第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み」の欄に、「目標の達成状況」、「具体的事業の実績」、「成果と課題」等について記載

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地の活性化にあたっては、帯広商工会議所や帯広市商店街振興組合連合会だけでなく、多くの団体や市民が参加のもと、中心市街地はもとより十勝地域全体の活性化につながる取り組みが進められてきている。

様々な主体との連携としては、「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」、「おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会」などの中心市街地でまちづくりに取り組む市民団体のほか、十勝地域全域での起業家育成に向け、帯広市中心市街地に起業家拠点施設を整備した「公益財団法人とかち財団」などがあげられる。

○帯広まちなか歩行者天国実行委員会

実行委員会は、「帯広まちなか歩行者天国」の取り組みを通して、まちなかにかつてのにぎわいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」、そして、中心市街地の「地域コミュニティの再生」につなげていくことを最大の目標として活動している。

平成 18 年から継続して、6 月から 9 月までの毎週日曜日（一部除く。）に開催され

ており、近年は年間約 10 万人の来場者を集めている。

この取り組みには、多様な世代がボランティアとして中心的な活動を果たしているほか、公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現しており、まちなかににぎわいを取り戻し、最終的な目標である「地域コミュニティの再生」の実現に向けて、取り組みが継続して進められている。

○おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会

冬期間における中心市街地の魅力向上や、にぎわい創出のため、シンボルツリーの「はるにれの木」のほか、商店街などと連携したイルミネーションの一斉点灯を実施するほか、点灯式には子ども向けイベントなどを行っている。

地元企業が中心となり実行委員会を組織しているほか、多くの市民が「イルミネーション点灯募金」を通じて参加しており、企業や市民が一丸となって事業を実施している。

○公益財団法人とかち財団

平成 5 年に設立されたとかち財団は、もともと十勝地域における産業の競争力強化を目的として、食品分野や機械・電子分野の研究開発や技術相談などを行ってきた。

平成 30 年の公益財団法人起業家支援財団（神奈川県）との合併などを機に、創業・起業支援のプラットフォーム組織として、起業家支援事業にも取り組んでいる。

令和元年 8 月には、帯広市中心市街地に起業家がつながる拠点を整備し、この施設を拠点として様々な事業を展開することで、十勝地域に起業の大きな波を起こし、商業機能が集積した帯広市中心市街地のみならず、十勝地域全域の商業活性化を目指している。

このほかにも、まちなかの清掃活動に商店街や市民ボランティアが定期的集まり活動するなど、こうした市民参加の様々な主体を巻き込んだまちづくり事業の展開は、中心市街地の活性化に寄与する取り組みとなっている。

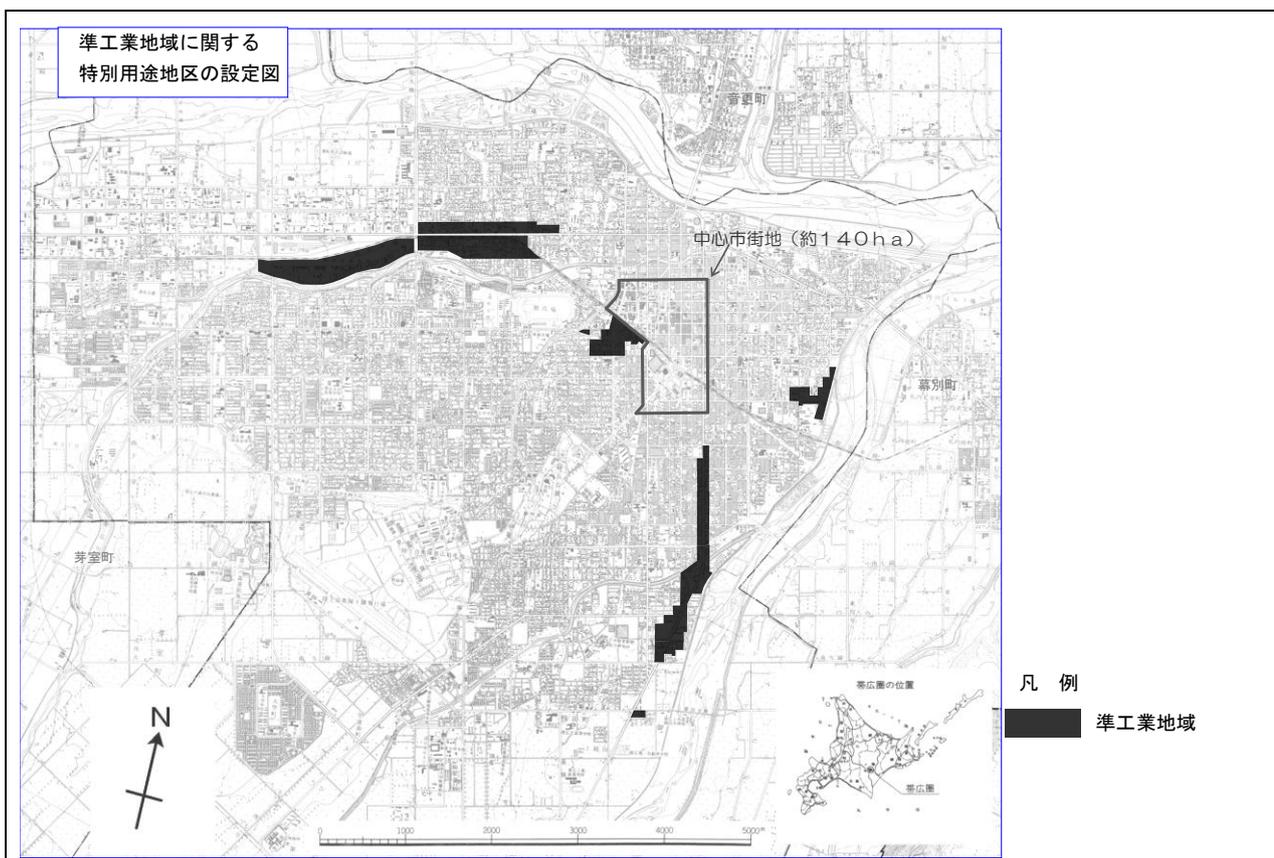
無論、中心市街地の活性化にあたっては、基本計画に基づく中心市街地活性化の実現に寄与する取り組みを推進するため、「帯広市中心市街地活性化協議会」の果たす役割は大きいものがある。今後も、中心市街地活性化協議会によって、様々な主体を巻き込んだ事業の展開への連携・調整等が図られる。

○パブリックコメントの実施

本計画策定にあたり、広く市民の声を把握し計画に取り入れるため、令和元年 11 月 25 日から同年 12 月 24 日まで、パブリックコメントを実施したところ、2 人から 11 件の意見が寄せられた。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

<p>[1] 都市機能の集積の促進の考え方</p>	
<p>本市では、平成に入り、鉄道高架事業や駅周辺土地区画整理事業により、鉄道で分断されていた中心市街地が一体化され、道路網を整備したほか、平成 15 年にハローワークの中心市街地エリア外からエリア内への移転、平成 18 年 3 月に JR 帯広駅南口に新図書館の再整備、平成 21 年 3 月に JR 帯広駅地下に市民ギャラリーの整備、平成 30 年 11 月に北海道開発局帯広開発建設部、札幌国税局帯広税務署及び北海道財務局帯広財務事務所の庁舎を集約化した国の合同庁舎の再整備など、多くの公共施設が中心市街地に集積している。</p> <p>こうした行政が進めてきた取り組みとともに、商業ビルや宿泊施設、金融機関、病院などの民間施設が整備され、中心市街地に集積している。</p> <p>今後も、官民が一体となり、中心市街地に諸機能の集積を図っていく。</p>	
<p>[2] 都市計画手法の活用</p>	
<p>本市における地域地区の用途地域の中で、準工業地域の占める割合は約 4.5%であり、物資流通業務団地や国道沿線の住工混在地域が主なものではあるが、郊外部での大型集客施設の無秩序な立地が可能であると、本計画で掲げる中心市街地活性化のための各種取り組みによる効果が将来的に薄れることが想定されることから、準工業地域における特別用途地区等の活用により、大規模集客施設の立地を制限した。</p> <p>《制限の概要》</p> <p>帯広市内の準工業地域約 192ha について、特別用途地区等を活用し、大規模集客施設の立地制限を行った。</p> <p>なお、都市計画法に基づく特別用途地区等の指定及び建築基準法に基づく条例（帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例）については、平成 19 年 11 月末施行した。また、ナイトクラブの立地制限については、平成 31 年 3 月議会において条例改正の議決を経て、平成 31 年 3 月 7 日から施行している。</p> <p>《特別用途地区等の都市計画決定に関する経緯》</p> <p>平成 19 年 6 月 市都市計画審議会 北海道事前協議</p> <p>7 月 案の縦覧 北海道同意協議</p> <p>8 月 決定(変更)告示</p> <p>10 月 条例制定</p> <p>11 月 条例施行</p>	

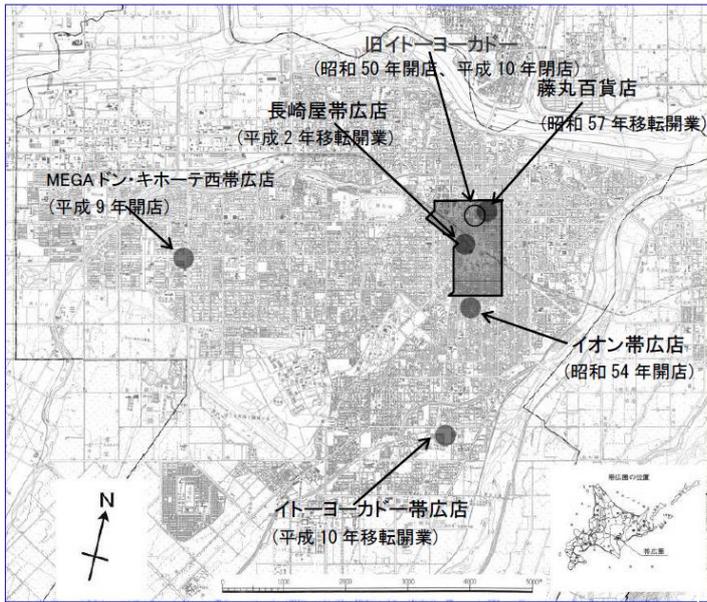


〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

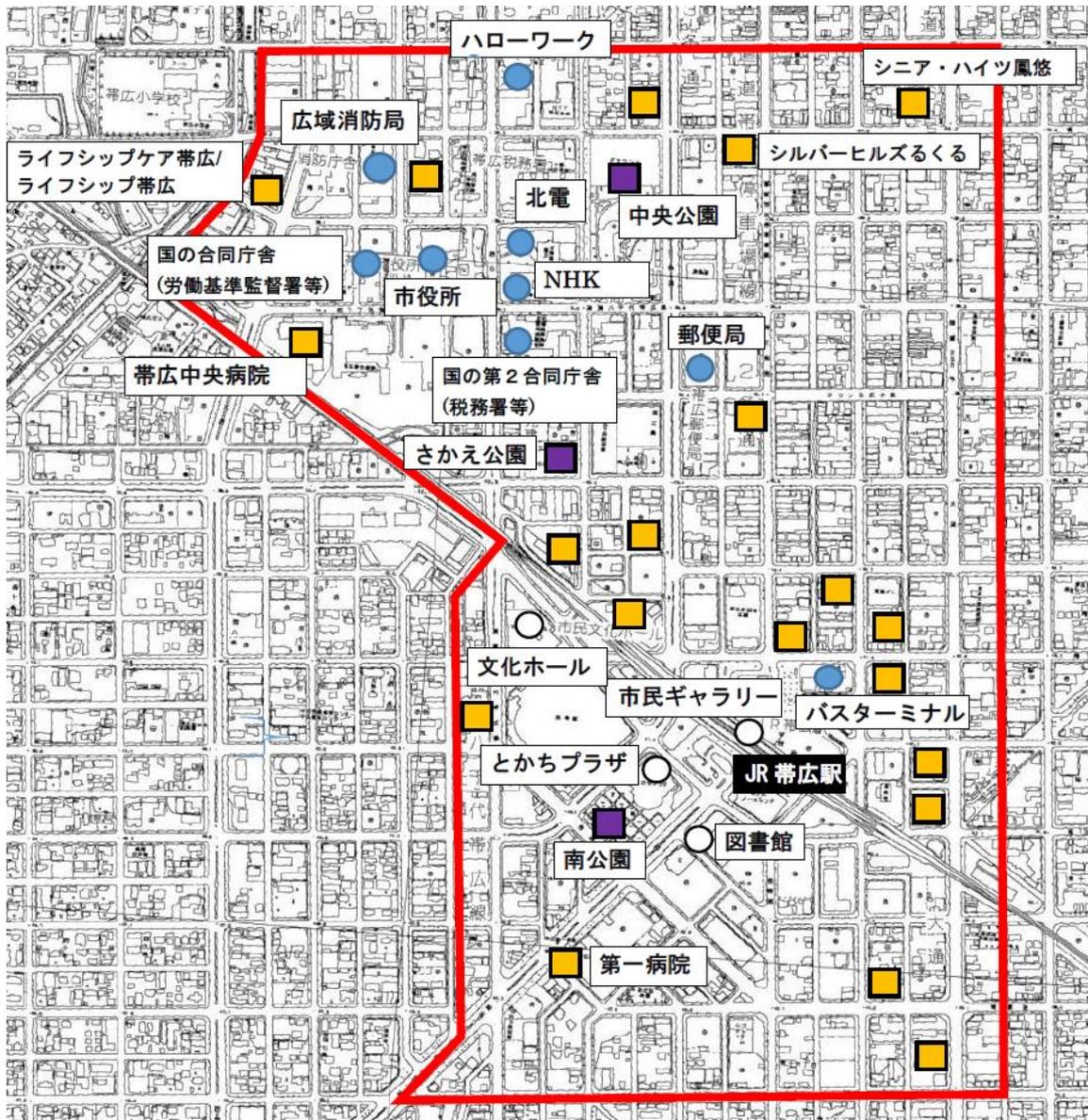
J R 帯広駅を中心とする約 140ha の中心市街地には、J R 帯広駅北側には、藤丸百貨店や各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、帯広郵便局、NHK 放送局、医療機関などの公益施設、宿泊施設、事業所など様々な都市機能が集積している。J R 帯広駅南側には、大型スーパーのほか、医療機関、図書館、市民文化ホール、とちがちプラザ、市民ギャラリーなど公共・公益施設のほか、高層分譲・賃貸マンションが集積している。

また、平成 26 年の都市計画基礎調査によると、中心市街地における既存ストックの活用状況は、大規模建築物（5 階建以上かつ延床面積 3,000 m²以上、又は延床面積 5,000 m²以上の建物とする）は 65 棟あり、主な商業系のビルでは 2 階以上が空いていることが多い。その中で、民間事業者において、こうした場所を活用して住居や既存ホテルの増床などに転用することを模索する動きもある。

また、平成 18 年 10 月 1 日にオープンした帯広市市民活動交流センターは、藤丸百貨店の 8 階フロアを賃借して開設しており、既存ストックを有効活用した事例と言える。



参考 大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）の位置図



●	公共・公益施設	■	医療・福祉施設
○	文化・学習施設	■	公園・緑地

※医療機関は、総合病院のみ名称記載

参考 主要な都市機能の分布図

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、主に以下に示す事業を推進する。

これらの事業実施に加え、にぎわい創出につながる取り組みや、中心市街地での住環境の向上を図る取り組みを総合的に進め、民間投資を呼び込むことで、更なる都市機能の更新が進められることが期待される。

- ・西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業
- ・西3・10東地区優良建築物等整備事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

①帯広まちなか歩行者天国の取り組み

中心市街地の歩行者通行量が年々減少を続ける状況に強い危機感が高まり、この危機感を共有し、まちづくりに関心を持つ様々な団体や市民により、平成 18 年 4 月に「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」が設立され、事業が開始された。

実行委員会は、「帯広まちなか歩行者天国」の取り組みを通して、まちなかにかつてのにぎわいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」、そして、中心市街地の「地域コミュニティの再生」につなげていくことを最大の目標として活動している。

帯広まちなか歩行者天国が他の歩行者天国と大きく異なるのは、交通規制により歩行者専用とした道路空間を、単なる歩行利用にとどまらず、様々なイベント会場として活用した点である。加えて、単発のイベントではなく、「毎週日曜日には、まちなかで何か楽しいことをやっている」という状況を夏季の約 3 か月にわたって創り出しており、近年は約 10 万人の来場者を中心市街地にもたらす取り組みとなっている。

イベント内容は、様々な世代を対象とした多種多様なイベントが開催されているが、特に、働く車が集結する「のりもの大集合」や、簡単な職業体験に参加した子どもたちが独自通貨を受け取り駄菓子などと交換できる「だがしや楽校ほっかいどう」など、子どもが参加できるイベントが多く開催され、子育て世代の来街につながっている。

また、事業開始から 10 年以上を経過した近年においても、平成 30 年度に高校生が学校の垣根を超えてイベントを企画・運営した「超学校祭」や、令和元年度に地元経済団体により行われた、子供たちにもものづくりの魅力を感じてもらう「こども建設体験ランド」など、毎年新たなイベントが企画されており、このことが市民から人気を得ている要因のひとつとなっている。

②商店街活性化に向けた新たな取り組み

これまで、商店街活性化のため、各商店街で祭りやイベントを実施してきたほか、帯広市商店街振興組合連合会による、商店街に加入する店の商品やサービスを冊子としてまとめた「自慢の逸品事業」など、様々な取り組みがなされてきた。

現在は、これらの取り組みに加えて、インターネット通販の普及への対応として商店街活性化に向けた新たな取り組みが求められており、帯広市商店街振興組合連合会が主体となり、令和元年 10 月に、「第 1 回得する街のゼミナール（まちゼミ in おびひろ）」を開催した。参加した店舗、参加者の双方からは、「また参加したい」などといった良好な評判が寄せられた。

今後もまちゼミ in おびひろを定期的を開催し、店主の人柄を知ってもらい、来店客との信頼関係が構築され、講座を通じて各店舗の来店客が増えることで、商業の振興と中心市街地の活性化を推進していくことが期待される。

③起業家がつながる拠点づくりの取り組み

本市では、地方創生のひとつの形として、近年、将来にわたり持続的に発展する活力ある地域づくりを進めることを目的に、創業・起業を促進し、地域の「稼ぐ力」の向上や若年者の地元定着につなげ、地域経済の好循環を生み出すための取り組みを行っている。

本市では、産官学金が連携し、平成 28 年度から、創業・起業に至るまでの継続的なサポート体制を構築する「十勝・イノベーション・エコシステム」を国の支援を受けながら行ってきた。

こうした中、公益財団法人とかち財団が、令和元年 8 月に、JR 帯広駅北口のビル 1 階に、創業・起業や事業創発を目指す人材や支援者等が集い交流する施設（とかちのやりたい実現カフェ「LAND」）を整備した。

この施設は、帯広市のみならず十勝地域全域から、コワーキングスペースとしての利用や勉強会、イベントなど様々な目的による利用がなされており、ビジネスによる平日昼間のにぎわい創出に寄与している。

今後は、この施設において様々な人が出会い、生み出した発想をもとにした事業で、帯広市の中心市街地のみならず十勝地域全体の商業の活性化につながることを期待される。

[2] 都市計画等との調和

○第七期帯広市総合計画との整合

44 ページ、61 ページに記載のとおり

なお、本基本計画は、中心市街地の活性化に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定している。

○第2次帯広市都市計画マスタープランとの整合

44 ページ、61 ページに記載のとおり

○おびひろまち育てプランとの整合

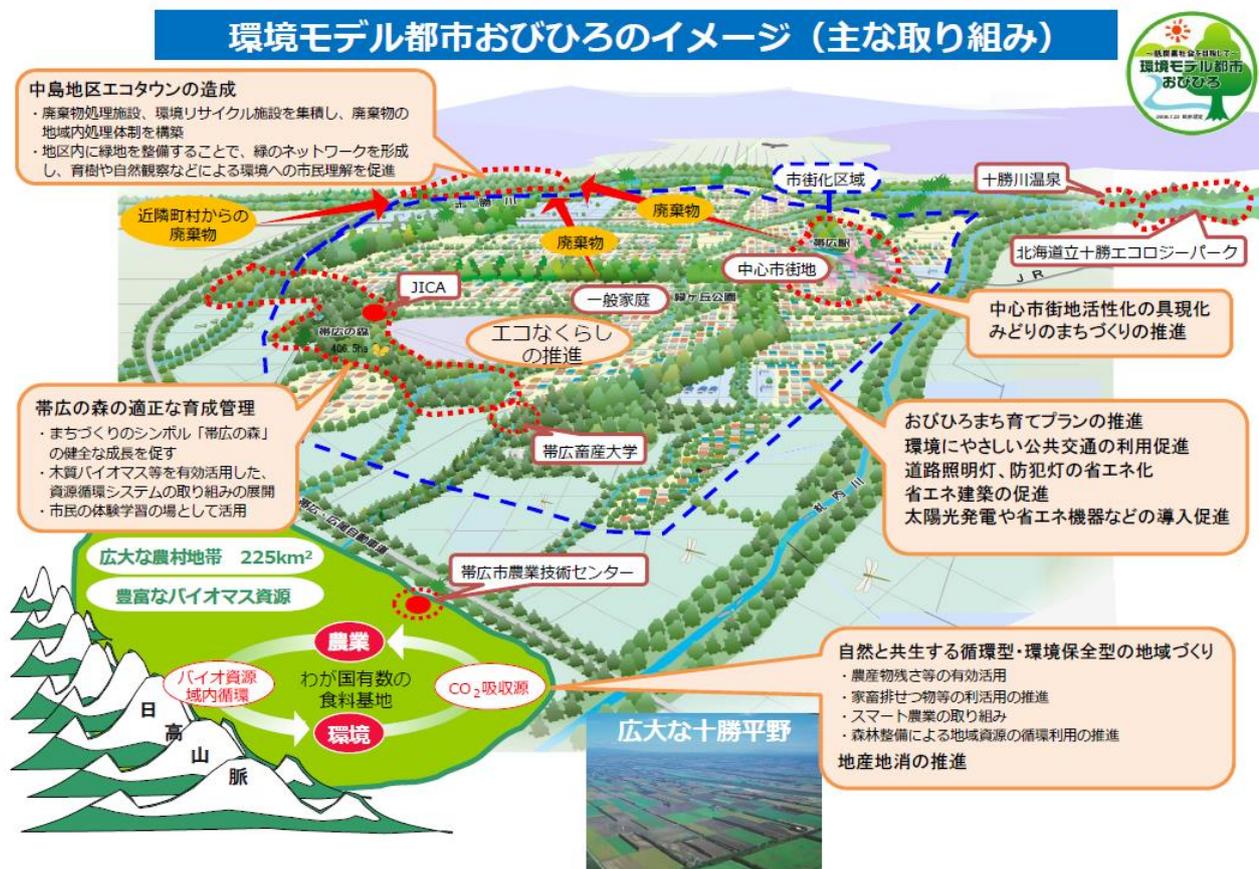
45 ページに記載のとおり

[3] その他の事項

○環境モデル都市

帯広市は、平成20年7月に国から「環境モデル都市」に選定され、低炭素な地域づくりを目指した取り組みを進めている。

平成31年3月に、「帯広市環境モデル都市行動計画（2019年度～2023年度）」を策定した。この計画では、今後のまちづくりの視点・将来像として、「住・緑・まちづくり」、「おびひろ発 農・食」、「創資源・創エネ」、「快適・賑わうまち」、「エコな暮らし」を掲げ、「快適・賑わうまち」の具体的取り組みにおいては、中心市街地活性化の具現化を掲げている。



○帯広市産業振興ビジョン

帯広市では、地域産業を支える中小企業の振興を中心に地域経済の発展を図ることが重要であるとの認識のもと、平成19年4月1日に『帯広市中小企業振興基本条例』を施行した。

帯広市中小企業振興基本条例では、中小企業の振興を図る基本的方向に基づき、「中小企業振興のための指針」を定める旨を規定している。

このため、帯広市では、令和2年3月に、地域を取り巻く社会経済の環境変化を踏まえ、市と中小企業者等が協働で取り組む産業振興の基本方針や推進する施策などを明らかにすることを目的とした「第2期帯広市産業振興ビジョン」を策定する予定である。

このビジョンでは、基本的な方向性として、「中小企業の経営基盤の強化」、「『ものづくり』産業の振興」、「集客交流産業の振興」を掲げ、施策の推進を図ることとしている。

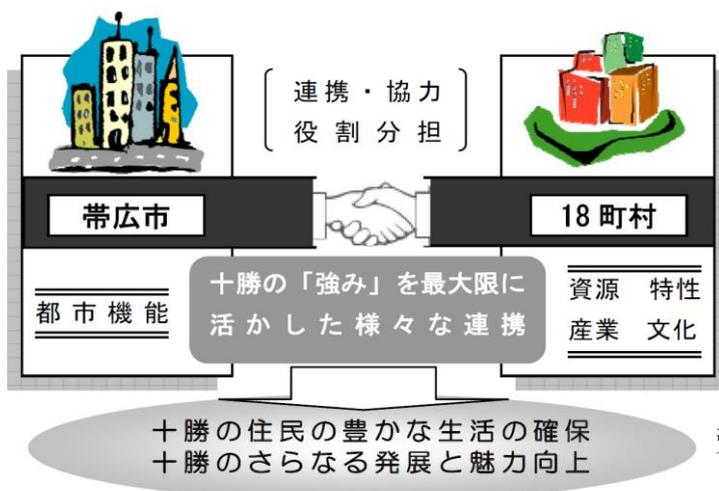
このうち、「中小企業の経営基盤の強化」では、商業機能が集積している帯広市中心市街地などにおいて、地域の商業・商店街振興に取り組む予定である。

○定住自立圏構想

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う「中心市」と「近隣町村」が、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担をし、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みである。

帯広市は、平成22年12月に中心市宣言を行い、平成23年7月に十勝18町村との間で1対1の協定を締結し、定住自立圏を形成した。平成23年9月には「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、これに基づき、19項目にわたる取り組みを進めてきた。また、平成28年3月には、「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、5つの取組項目を追加・拡充した。

令和2年3月には、「第3期十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定する予定である。



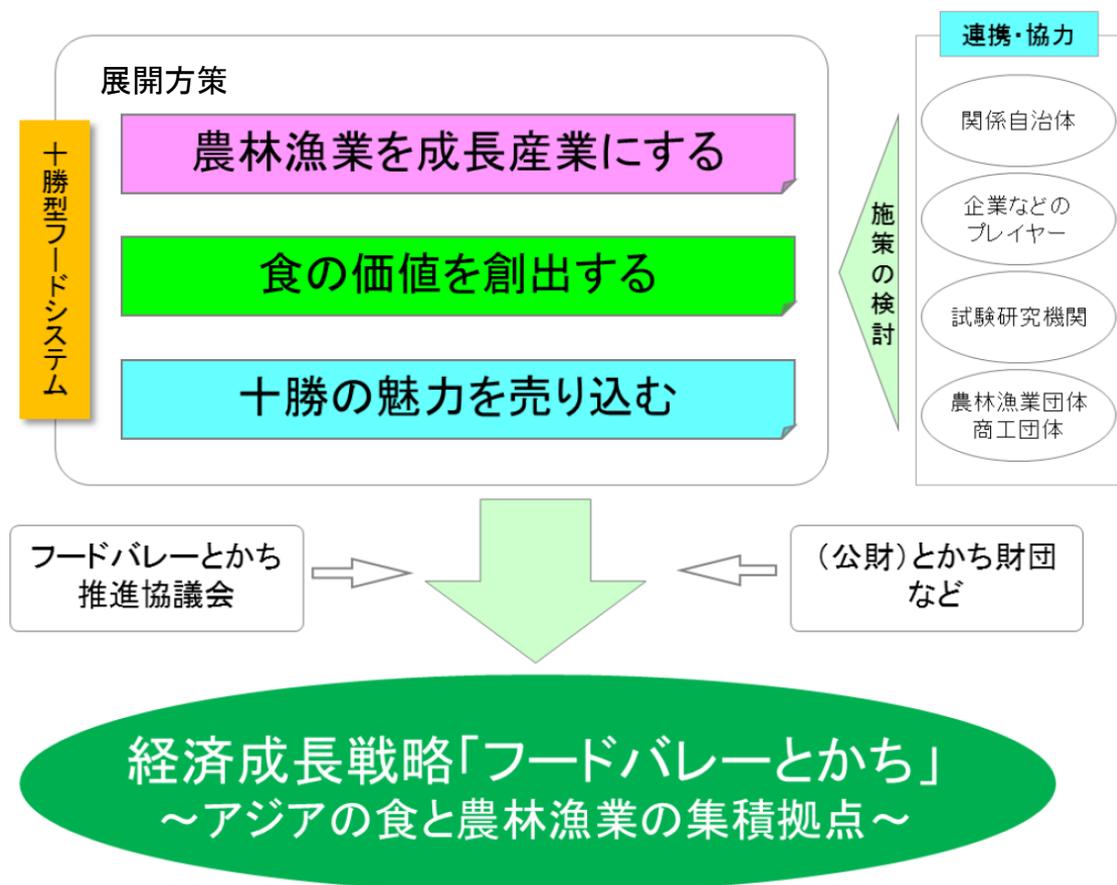
資料：第3期十勝定住自立圏共生ビジョン

○「フードバレーとがち」の取り組み

帯広市では、「食と農林漁業」を柱とした地域産業政策の考え方を「フードバレーとがち」と総称し、まちづくりの旗印として、十勝全域とスクラムを組んでまちづくり全体に展開しながら国内外へ地域の魅力を発信する取り組みを進めている。平成24年3月には基本方向や展開方策などを示す「フードバレーとがち推進プラン」及び施策の取り組みの方向性を示す「フードバレーとがち戦略プラン」を策定した。

これらのプランでは、「フードバレーとがち」の推進のため、展開方策として「農林漁業を成長産業にする」、「食の価値を創出する」、「十勝の魅力を売り込む」を掲げ、施策を展開している。

また、先に述べた定住自立圏構想や、後述する「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」も「フードバレーとがち」の推進と関連している。



資料：フードバレーとがち推進プラン（令和元年5月変更時）

フードバレーとかちの推進

「農林漁業を成長産業にする」

生産振興（戦略1）
生産基盤整備（戦略2）
担い手育成（戦略3）
試験研究機関との連携（戦略4）
農林水産物の安全・安心の確立（戦略5）

「食の価値を創出する」

製品・研究開発（戦略6）
創業・企業立地（戦略7）
経営基盤強化（戦略8）
人材育成（戦略9）
ブランド化推進（戦略10）
連携促進（戦略11）
関連産業群の集積（戦略12）

「十勝の魅力を売り込む」

十勝の魅力の発信（戦略13）
食・農林水産物情報の発信（戦略14）
観光振興（戦略15）
物産振興（戦略16）
流通・販路拡大（戦略17）
食育の推進（戦略18）
地産地消の推進（戦略19）

資料：フードバレーとかち戦略プラン（令和元年5月変更時）

○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

帯広市を含む十勝管内19市町村、札幌市・江別市、函館市の3地域が、平成23年12月に内閣総理大臣から「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の指定を受けた。

これは、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、平成23年8月1日に施行された総合特別区域法により創設された総合特別区域制度に基づくものである。

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」において、十勝地域は農業と食品産業が連携し、高付加価値食品を新たに生み出すほか、研究拠点を作るとともに、安全で高品質な農畜産物の生産拡大と高付加価値化に取り組んでいる。

平成24年度から平成28年度までの実績は、3地域合計で、食品の輸出額・輸入代替額が1,214億円となり、平成29年3月には、特区の継続が承認され、令和3年度まで延長された。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	申請に先立ち、帯広市中心市街地活性化協議会において協議を行っており、令和元年12月25日付けで意見書の提出を受けている（「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載）。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載	
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載

	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載